

經理係に於ては御駐轡の日の前後三四日間、名古屋離宮内縣出張所に常時係員二名乃至三名詰切り官廷大禮使よりの御用命を承はることなし、御料品其他種々の物品の調達、並本廳との事務の連絡等に付き意を用ひ、萬事遺漏なく處理することに努めたり、尙別記の如く元騎兵聯隊跡に設置せられたる大禮使車馬部にも、係員數名晝夜出張勤務し事務の敏活を計りたり。

今左に調度品の大略を記述せん。

### 第一款 新聞紙納入

十一月六、七、二十六、七の四日間、名古屋離宮内大禮使調度部に納入したる新聞紙左の如し。

新聞紙名	部數	新聞紙名	部數	新聞紙名	部數
東京朝日	一〇	みやこ	九	中	九
時事	一〇	東京毎日	九	萬朝	九
東京日々	九	中外商業	九	東京夕刊	九
國民	九	大和	九	東京夕刊	九
實業	九	報知	九	大阪朝日	九
官報	九	報知	九	大阪朝日	九
報知	一一	中央	一一	萬朝	一一
		中央	一一	萬朝	一一
		中央	一一	萬朝	一一

新聞紙名	部數	新聞紙名	部數	新聞紙名	部數
讀賣	一一	時事	一一	大阪毎日	一一
みやこ	一一	東京日々	一一	東京毎日	一一
東京毎日	一一	中外商業	一一	東京毎日	一一
東京朝日	一一	やまざ	一一	大阪朝日	一一
				大阪朝日	一一

尙新聞紙は縣消毒所に於て消毒し、特製の袋に入れて納入せり。

### 第二款 諸調度品搬入

官内省用として搬入したる物品左の如し。然して之等搬入に當りては綿密なる検査をなし、完全なるもののみを提供せり。

品名	搬入	場所	備考
卓子 六尺	五七	名古屋離宮	
卓子 三尺	一八	車馬部	
椅子 高等官用	七〇		
椅子 列任官用	四五		
腰掛	一		
鐵鉢	一〇		
擔桶	一		



武藤兼次郎を適當と認め、見積書並献立表を徴し提出したところ、九月廿九日付大禮使長官々房鑿價係より左の通り照會ありたり。

昭和三年九月廿九日

大禮使長官々房鑿價係

落合内務部長殿

照會

大禮關係員給與ノ折詰辨當ハ豫テ御打合致置候通左記種別及價格ニ依リ魚中武藤兼次郎へ調製下命可致ニ付御承知相成度尙又所要日時並調製員數ハ確定次第更ニ御通知可致ニ付衛生狀態豫メ御調査ヲ煩度此段及照會候

記

甲種折詰辨當

壹人分

金壹圓二十錢

乙種同

〃

金八十錢

丙種同

〃

金六十錢

之より先き武藤兼次郎に對しては、本人家族並従業員の全部に對し、衛生係に依頼して檢便を行ひ、料理場の大消毒を施し、衛生狀態に關し遺憾なきを確め、直ちに大禮使長官々房鑿價係に其の旨回答をなせり。次で十月廿三日再び鑿價係より左の通り依頼ありたり。

昭和三年十月廿三日

大禮使長官々房鑿價係

愛知縣一廳

落合内務部長殿

辨當調製之件

大禮使係員給與ノ折詰辨當九月廿九日附及御照會置候種別價格ニ依リ左記ノ通り調製方武藤兼次郎へ下命致候ニ付御承知相成度尙其ノ前日ニ於テ取極ノ爲メ當係員壹名出張可致ニ付便宜ヲ與ヘラレ度此段及御依頼候也

記

一、夕辨當

甲 六十五本

十一月五日午後四時

一、〇辨當

乙 百本

騎兵第三聯隊兵舍跡

一、〇辨當

丙 二百四十五本

大禮使車馬部係

請負者ニハ夫々通知シ指定ノ如ク納入ヲ了セリ、尙御還幸ノ際ノ贈ニ關シ左ノ數量依頼アリタルニヨリ、是亦滞リナク納入セシメタリ。

朝辨當	甲	乙	丙	計
價格	四 五 六	二 三 一	四 九 〇	三 七 七
追加	一 二 〇	八 〇	六 〇	一 六 六
計	六 四	二 六 五	一 一 四	四 四 三

臨時電話の架設本件便宜上茲に記録す

大禮使と本縣相互間又は各方面の連絡を圖る爲電話架設の要ありたるを以て、左の通電話を架設し執務上便ならしめたり。

名古屋離宮内愛知縣出張所

第二篇 總務部 第六章 經理係

大禮使車馬部愛知縣出張所

東 六〇一三

第五款 荷物自動車

御用物の運搬

御用物の運搬に關する請負人の選定其他の件に付ては、十月五日宮内省主馬寮土岐事務官宮内屬古屋小池兩氏を従へ來縣の際依頼ありたるを以て當係に於ては宮内省御用の經驗を有する金子運送店事金子鐘太郎を適當と認め、同人より左の見積書を徴し、十月十九日宮内省宛送付したり。次て同月二十二日土岐事務官より同人を請負人に定むべきに付、身許調査取計方依頼の旨總務部長宛通知ありたるを以て、直ちに警務部を経て調査の手續を取り、其の結果同人をして請負はしむることに決定せり。同見積書左の如し

見積書

種別	一日雇	半日雇	終夜雇	半夜雇	一日雇時間外増賃金一時間ニ付	晝臨時雇一時間ニ付	夜臨時雇一時間ニ付
運搬人夫一人ニ付	三、四〇〇	二、四〇〇	四、四〇〇	三、四〇〇	三、五〇	七〇	一、〇〇〇
特別荷造人夫一人ニ付	三、二〇〇	二、二〇〇	五、〇〇〇	三、二〇〇	四、〇〇	七五	一、〇五〇
一人曳キ荷車一臺	四、〇〇〇	二、八〇〇	五、二〇〇	三、五〇〇	五、〇〇	一、〇〇	一、二〇〇

二人曳キ荷車一臺	七、四〇〇	三、八〇〇	八、七〇〇	四、八〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、九〇〇
貨物自動車一臺ニ付	二七、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、五〇〇	四、五〇〇	六、〇〇〇
荷馬車一臺ニ付	七、三〇〇	四、二〇〇	八、五〇〇	四、五〇〇	一、一〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇

宮内省自動車賃車積込料 一輛ニ付 四圓五〇  
 全 上 卸料 一輛ニ付 四圓五〇  
 御用貨車積卸料 貨車一輛ニ付 一圓

備考

- 一、一日雇ハ午前六時ヨリ午後六時マテ又ハ午前六時以後ニ入込午後六時迄ノ間ニ使用シタルトキ
- 一、半日雇ハ一日雇ノ正午ヲ以テ區分シ又ハ午前六時以後及正午以後間ニ於テ使用シタルトキ
- 一、終夜雇ハ午後六時ヨリ午前六時マテ又ハ午後六時以後ニ入込午前六時迄ノ間ニ於テ使用シタルトキ
- 一、半夜雇ハ終夜雇ノ夜半ノ時ヲ以テ區分シ又ハ午後六時以後夜半ノ時以後ノ間ニ於テ入込使用シタルトキ
- 一、雨天及道路泥濘等ノ場合モ別ニ増賃金ヲ申受間敷事
- 一、車輛ハ總テ見苦シカラザル清潔ナル物ヲ選ビ使用可申候事
- 一、人夫ハ身體強壯ニシテ品行方正ナル者ヲ選擇シ使用可申候事
- 一、着衣ハ最モ清潔ナル紺法被服引ヲ着用可申候事
- 右ノ通人夫荷車荷馬車貨物自動車賃金見積候也

昭和三年十月十八日

金子運送店 金子 鐘 太郎

宮内省御中

使用の自動車運轉手並人夫の身許健康状態に付ては、充分注意をなす必要あるを以て、豫め請負人より差出さしめたる使用人名表により、自動車運轉手の身許は警務部保安係に、人夫の身許は直接所轄警察署又は市町村長に照會して調査を遂げ、健康診断は警務部衛生係の手に依り行ひ、萬遺漏なきを期し、健康者には健康之證を交付して使役上の證明となせり。其の交付數左の如し。

自動車運轉手 一五 助 手 五  
人 夫 四八

御用物運搬用貨物自動車は、請負人をして特に優良なるもの十四輛を準備せしめ、十月二十七日名古屋市東別院境内に於て一般自動車の車體検査執行の際更に検査を受けしめ、之に合格したるものを選択使用せり。

大禮用御羽車の運搬

大禮用御羽車は十月二十四日午後四時名古屋驛に到着せり。之が運搬に付ては大禮使調度部よりの依頼に依り、經理係員に於て人夫二十人を引率指揮し、市原堂典補御羽車製作者中川氏付添ひ、名古屋驛より名古屋離宮内賢所假殿に搬入せり。(第四編第二章參照)  
當係より供給したる貨物自動車、人夫並取扱ひたる荷造個數左の如し。

月 日	貨物自動車	運搬人夫	荷造り	月 日	貨物自動車	運搬人夫	荷造り
十一月二日	五輛	三五人		十四日			
三日	一	一		二十四日	五	四〇	一
四日	二	一〇		二十五日	二	三	
五日	二	一		二十六日	九	一五	
六日	九	一七		二十七日	九	三二	四九
七日	一〇	二五	六	二十八日	三	一五	四四
八日	五	二五	四三	十二月一日			
九日	二	五	四一	計	六四	二〇三	一九〇
十日	一	一	一				

十一月二日より宮内省主馬寮古谷宮内屬等、元騎兵第三聯隊營舍内大禮使車馬部出張所に滞在するこ  
ととなりたるを以て、本係に於ても同營舍階上の一室を借受け、係員二名乃至三名常時出張し事務を執れ  
り。

第六節 臨時傭人及其配給

縣各係に於て大禮事務處辦のために要する人夫は、昭和二年秋舉行の陸軍特別大演習の際人夫請負に  
經驗ある名古屋市中區白川町四丁目二毛利清九郎をして請負はしむることとし、左記請書を提出せしめ

たり。

御請書

貸金ハ左記ノ通トス	
一金貳圓五拾錢	一日一人
一金參圓	全一人ニ付車一輛
一金五圓五拾錢	全二人ニ付車一輛
但シ午前六時ヨリ午後六時マデ	
一金壹圓五拾錢	半日一人
一金壹圓八拾錢	全一人ニ付車一輛
一金參圓參拾錢	全二人ニ付車一輛
但シ午前六時ヨリ午後零時マデ又ハ午後零時ヨリ午後六時マデ	
一金參圓八拾錢	徹夜一人
一金四圓參拾錢	全一人ニ付車一輛
一金八圓五拾錢	全二人ニ付車一輛
但シ午後六時ヨリ午前六時マデ	
一金貳圓五拾錢	半夜一人
一金參圓	全一人ニ付車一輛
一金六圓五拾錢	全二人ニ付車一輛
但シ午後六時ヨリ午前零時マデ又ハ午前零時ヨリ午前六時マデ	

一金參拾七錢五厘	一時間一人
一金參拾七錢五厘	全一人ニ付車一輛
一金七拾五錢	全二人ニ付車一輛

雨天ノ場合ト雖別ニ増賃ヲ申受ケサルコト

二、離宮内詰所ノ用務及御料品ノ取扱ニ服スル者ハ係員ノ指揮ニ從ヒ健康診断ヲ受クルコト

三、勤務實直ニ其ノ用務ニ從事シ時間ハ嚴守スルコト

四、服裝ハ清潔ナルモノヲ正シク着用シ首巻其他異様ノモノヲ用ヒサルコト

五、煙草ノ吸殺其ノ他火氣ハ特ニ嚴重ニ始末スルコト

六、服務中ハ勿論休憩中ト雖絕對ニ飲酒セサルコト

七、供給請負人ハ毎日指定ノ場所ニ出頭シ係員ノ指揮ニ從ヒ其ノ供給入夫及荷馬車ノ取締ヲ爲ス等其ノ用務ニ服スルコト

八、前各項ノ外係員ヨリ指示セラレタル事項ハ之ヲ遵守スルコト

御下命ノ節ハ右各項ヲ遵守スルハ勿論御命令ヲ遵守シ御用相勤メ可申依而請書如件

昭和三年十月廿六日

名古屋市東區白川町二丁目四番地

毛利清九郎

愛知縣知事 小幡 登治 殿

尙使役人夫に付ては、身許を確め健康診断をなし、凡二十名を準備し各係の所要に應ずること、せり、而して傭人の配給に付ては、大體陸軍特別大演習當時の例に倣ひ十一月一日經理係長より各係長に對し、左

第二篇 總務部 第六章 經理係







昭和大禮愛知縣記念録

愛知縣知事宛

四八六

大禮施設費中庶務費配付ノ件

本日訓令第七二一號ヲ以テ標記豫算令達相成候處配付額ノ内容ハ別途指示可相成尙本費ハ將來増額困難ノ次第ニ付不足ヲ生セサル様御經理相成度

課發第二五九號

昭和三年五月二十五日

唐澤内務大臣官房會計課長

小幡愛知縣知事宛

大禮施設費經理ニ關スル件

標記豫算夫々配付相成候處本費經理ニ關シテハ左記事項嚴守相成度

記

一、各目ニ於テ指示以外ノ自動車其他重要ト認ムヘキ備品ノ購入其他施設ハ豫メ承認ヲ經ルコト

二、各日間流用ノ止ムヲ得サル事由アルトキハ豫メ承認ヲ經ルコト

昭和三年五月二十四日大禮施設費警備費、應費九千圓内國旅費七萬六千九百七十六圓、雜給及雜費一萬七千六十一圓、電話架設費一萬六千八百八十二圓計十一萬九千二百九十九圓令達せられたり。七月三日同警備費、應費豫算四千圓(自動車購入に要する分配付方上申し七月二十七日付豫算令達せらる。九月四日同警備費内國旅費豫算配付方上申し十月八日四萬六千六百五十八圓豫算令達せらる。十月二十六日同庶務費内國旅費豫算百三十五圓勅使發遣に要する參向旅費令達せらる。十月二十七日日地方廳事務費應費豫算千三百三十三圓(饗儀御召狀郵送料及封筒代)令達せらる。同日同内國旅費豫算三百圓(大嘗祭當日府縣社及郷社

に對する幣帛供進使旅費)令達せらる。十一月一日大禮費祭典費豫算百二十圓令達せらる。同日同賜儀費豫算一萬二千三百七圓五十錢令達せらる。十一月四日大禮施設費警備費、内國旅費豫算要求に對し同三十日付二千七百二十六圓令達せらる。十二月二十二日同庶務費、雜給及雜費三千八百圓、警備費雜給及雜費三千二百五十圓衛生費、雜給及雜費千五百四十圓合計八千五百九十圓慰勞手當令達せらる。十二月二十日大禮費賜儀費不足分七十圓五十錢配當要求に對し昭和四年一月二十八日豫算令達せらる。昭和四年三月十二日大禮費諸給與豫算一萬三千三百圓(大禮事務手當)令達せらる。四月三十日同賜儀費豫算殘額一圓二錢減額せらる。

科目	配付額	流用増減(△)額	計	決算額	殘額
内務省所管	1,230.00		1,230.00	1,230.00	
地方廳	1,230.00		1,230.00	1,230.00	
事務費	1,230.00		1,230.00	1,230.00	
應費	1,230.00	△ 100.12	1,059.88	1,059.88	
内國旅費	100.00		100.00	100.00	
雜給及雜費	100.00	△ 100.12	100.00	100.00	
大禮施設費	1,230.00		1,230.00	1,230.00	
大禮施設費	1,230.00		1,230.00	1,230.00	
庶務費	10,235.00		10,235.00	10,235.00	
應費	1,230.00	△ 940.17	889.83	889.83	

第二篇 總務部 第六章 經理係

四八七

備品費	七九・〇〇	△	五七・五四	三九・四四	三九・四四	
圖書印刷費	一五五・〇〇	△	二七・六一	三三・元	三三・元	
筆紙墨文具費	二〇〇・〇〇		三三・七	二二・七	二二・七	
消耗品費	三〇〇	△	一〇・六〇	一〇・四〇	一〇・四〇	
通信運搬費	五九〇・〇〇	△	三三・二〇	三三・八〇	三三・八〇	
內國旅費	一九六・〇〇		二・八七	一・九六・八七	一・九六・八七	
雜給及雜費	七二六・〇〇		四二・三〇	八・二七・三〇	八・二七・三〇	
雇員給	一〇〇・〇〇		六・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	
人夫賃	二五〇・〇〇	△	二四・七	二五・三〇	二五・三〇	
慰勞金	三〇〇・〇〇		二二・六〇	六・八・六〇	六・八・六〇	
借上料	二七六・〇〇	△	一・二四・〇〇	一・五六・〇〇	一・五六・〇〇	
贈費	七・〇〇	△	七・〇〇			
雜費	九・〇〇	△	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	
警備費	一五・八三・〇〇			一五・八三・〇〇	一五・八三・〇〇	
應費	三〇〇・〇〇	△	三三・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	
備品費	九・八〇・〇〇	△	四三・三〇	九・四三・九	九・四三・九	
圖書印刷費	一・六六・〇〇		三三・〇	一・八九・六〇	一・八九・六〇	
筆紙墨文具費	四〇・〇〇	△	〇・五	四九・九	四九・九	
消耗品費	三三・〇〇	△	二・四	三九・六	三九・六	

通信運搬費	五九・〇〇			五九・〇〇	五九・〇〇	
內國旅費	二六・五〇・〇〇	△	八〇・六四	二八・五三・五七	二八・五三・五七	
雜給及雜費	一〇三・一〇〇		八・三〇・四	二六・六三・四	二六・六三・四	
慰勞金	三・九六・〇〇		二・三九・五	二五・一七・五	二五・一七・五	
臨時勤務手当	二・五三・〇〇	△	八・六二	二・六四・六	二・六四・六	
借上料	四・〇〇・〇〇	△	三〇・七五〇	一・〇三・五〇	一・〇三・五〇	
電話架設費	一六・八一・〇〇			一六・八一・〇〇	一六・八一・〇〇	
衛生費	六・三三・〇〇			六・三三・〇〇	六・三三・〇〇	
應費	九九〇・〇〇	△	六六・五九	三二・四一	三二・四一	
消耗品費	九九〇・〇〇	△	六六・五九	三二・四一	三二・四一	
內國旅費	四七・〇〇	△	一五・〇〇	四三・〇〇	四三・〇〇	
雜給及雜費	四八五・〇〇	△	六九・五九	五・五八・五九	五・五八・五九	
醫師給	八〇〇・〇〇	△	七〇・九七	七九・〇三	七九・〇三	
藥劑師給	四〇〇・〇〇	△	四〇・〇〇			
獸醫給	四〇〇・〇〇	△	四〇・〇〇			
雇員給	四〇〇・〇〇		四〇・〇〇			
小使給	二〇〇・〇〇	△	二〇・〇〇	七四・〇	七四・〇	
慰勞金	一七六・〇〇		二〇・三〇〇	三・八〇・〇〇	三・八〇・〇〇	
人夫賃	二〇〇・〇〇	△	二〇・〇〇			





## 第三篇 警務部

## 第一章 警衛警務係

## 第一節 概説

大禮警衛に關する計畫は大禮豫算編成に關する昭和二年七月十九日警保局照會に始まり、次で同年十月十九日警保局發甲第一九〇號を以て應接警察官吏派遣能力の照會により漸次計畫の歩を進むる折柄、五月九日突如第三師團に充員召集下令支那濟南事件あり、警察官にして應召せるもの百三十七名に及び、當時缺員七拾餘名と合して二百名以上の缺員を生じ之れが補充に關しては頗憂慮し尋常の手段を以てしては到底充員の目的を達し得ざるを以て縣下各警察署をして巡查志願者を勧誘せしむると共に縣外に巡查の大募集を企て、石川、福井、長野、三重、岡山各縣に係員を派し、漸く其の要員を充たすを得たり、五月十二日大禮事務打合せの爲め、京都府に於て二府十二縣の警察部長警務課長會議開催せられ、六月には内務省に於て地方長官會議を始め警察部長會議、保安課長會議、警務課長會議等相次で開催せられ、大禮警衛警備に關し諸般の打合せを行ふ、而して本縣に於ては此の曠古の大禮に當り其の大任を完ふせんには先づ以て警察精神の振作緊張を圖り本縣警察官吏全體精神的結合の下に此の任に當るの要を認め之れが訓練の第一手段として、警察の中堅たるべき警部補巡查部長を武徳殿に合宿せしめ、警察練習所に於て八月二十一日より四回に涉り全員四百二十一名に對し、毎回五日間づゝ、木下警察部長以下各課長講師とな

り、主として警衛關係の事務に就き警務特高保安刑事衛生の各課分掌事務を講習せしめ、尙身神訓練の方策として最も嚴重に點檢、操練武道の講習を爲し、規律的精神の涵養に努めたり。

大禮行幸に際し、函簿の前驅後衛を承るべき乗馬の心得ある警視警部は極めて少數にして到底要員を充すに足らざるを以て、昭和三年四月六日、乘馬練習規定を制定し、適任者を選衛し、警視二名、警部二十名を第三師團輜重兵隊に委嘱し、繼續的猛練習を行はしめ、以て先驅後衛の任務を完ふせり。乘馬練習者二十一名は九月六日、木下警察部長並に上田警務課長引率の下に、宮城内に行はれたる函簿の豫行演習に参加し、宮城内主馬寮より宮城表御車寄迄を沿道に假定し、實地の演習を行ふ。

六月二十七日、大禮事務文書取扱規定及事務分掌規定制定あり、警務部の下に數係置かれ、部長、係長委員等の任命を見、事務の系統亦分明したり。

警衛計畫としては、先づ市内御道筋に於ける拜觀人收容能力を調査し、之れを基調として警衛配置計畫を作成し、六間間隔、四間間隔、三間半間隔、三間間隔、二間半間隔の五案を樹て、二間半間隔を實施することとなれり。

如上警衛警備の計畫に當つては、木下警察部長以下各係員實地に就き細密調査を遂げ、各種資料を蒐集し、其の間殆ど寢食を忘れて計畫上の遺憾なきを期したり。尙直接警衛配置は勤務頗る複雑にして、或ひは鐵道配置より途上配置に又途上配置より特別勤務に轉換する者等ありて、其の間勤務の内容を詳かにせざるものあらば、警衛上過誤失態を生ずべきに依り、九月下旬警察署長會議を開き、爾後數回に涉り部隊長會議を開催し、尙再三豫行演習を行ひ、實地に就き指示注意を促すと共に、諸計畫の細部に亘り其の徹底を圖れり。





二十日以内	乙甲	七四	三一六	四二八	八四三	三九七	二八五
三十日以内	乙甲	六三	二四二	三六八	六四二	二九四	四二七
四十日以内	乙甲	四二	一六八	二四二	四四二	一九六	二八四
五十日以内	乙甲	二一	八四	一六	二一	九四九	一四七

尙本件に關し其後詳細調査の結果本縣に於て御警衛に關係ある場合に於ても猶派遣し得べしとしたる分警部一警部補五巡查部長五巡查一〇三合計一四は到底實行し得ざるこゝ分明となりたるを以て五月十四日附警保局長宛共旨通知せり。

警保局警發甲第八三號

昭和三年六月十二日

内務省警保局長

各廳府縣長官宛除奉賀三重巡査

御大禮ニ關スル應援警察官吏ニ關スル件

御大禮警衛警備ニ關シ京都府奈賀三重兩縣ニ對スル應援警察官吏派遣方ニ關シテハ曩ニ其ノ差繰派遣シ得ル者ノ數等及照會置候處今般別紙ノ通り一般制服員並特高其ノ他ノ特殊技能者應援方計畫候ニ付テハ其ノ確定員數日時給與等ノ詳細ニ付テハ追テ當該府縣ヨリ依頼ノ際可申通候へ共本件豫メ御承知置相成度候也  
追テ計畫上ノ都合モ有之本件差繰應援ニ付キ御意見モ有之候ハハ本月二十日迄ニ御回示相成度候

京都府ニ對スル應援警察官吏表 (愛知縣)

區分	制	服		員		特高視察員 六十日間	刑事事務員 四十日間	交通事務員 四十日間
		十月廿八日着 十一月廿八日發	十一月十四日着 十一月廿八日發	十一月二日着 十一月廿七日發	十一月十五日着 十一月廿七日發			
警部	一							
警部補	一							
巡查部長	四							
巡查甲	六							
巡查乙	二							
合計	三五							

備考

一 本表應援期間ハ受應援府縣廳ニ到着ノ日ヨリ同廳出發ノ日迄ヲ指スモノニシテ往復ノ旅程ニ要スル日數ハ本表以外トス

二 巡查甲トハ警察官吏内國旅費規則別表甲額ヲ給スルモノヲ乙トハ同乙額ヲ給スルモノヲ云フ

三重縣ニ對スル應援警察官吏表 (愛知縣)

區分	制	服		員		特高視察員 六十日間	刑事事務員 四十日間
		十一月廿十日着	十一月廿十日發	六	十		
警部	一						
警部補	一						
巡查部長	一						
巡查甲	二						
巡查乙	一						
合計	四八						

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係



昭和六年度愛知縣記念簿

巡査	甲	三〇五	乙	一〇一	合	四〇六
計		四三七				四三七

備考

一、本表應援期間ハ受應援府縣廳ニ到着ノ日ヨリ同廳出發ノ日迄ヲ指スモノニシテ往復ノ旅程ニ要スル日數ハ本表以外トス

二、巡查甲トハ警察官吏内國旅費規則別表甲額ヲ給スルモノヲ乙トハ同乙額ヲ給スルモノヲ云フ

昭和三年六月十二日

警保局長宛

御大禮ニ關スル應援警察官吏派遣ノ件

本月十二日警保局警發甲第八三號ヲ以テ御通牒ニ係ル應援警察官吏派遣ニ關シテハ疑ニ京都府ニ於テ開催セラレタル警察部長會議ノ際開申致シ置タル如ク本縣ハ縣下ノ警察定員ヲ以テ日下專ラ自給自足ノ計畫ヲ進メツ有之候モ計畫ノ具体化スルト共ニ時節柄間接警備等ニ意外ノ人員ヲ要シ直接警備員ニ稍逼迫ヲ感ズルノ狀況ニ有之本縣御駐館前後ニ於テハ他府縣ニ應援ノ餘力無之三重縣ノ應援員ハ御指定ノ通り派遣シ得ルモ京都府ニ對スル應援ハ御差轄ノ上他府縣ヨリ派遣方御配意相成度此段申進候也

警保局警發甲第一二三號

昭和三年八月十三日

愛知縣知事宛

内務省警保局長

御大禮ニ關スル應援警察官吏數變更ニ關スル件

首題ノ件ニ關スル六月十二日付警發甲第八十三號通牒ニ對シ先般御意見ノ次第モ有之貴縣ニ對スル應援割當數別紙ノ通り變更候御承知相成度候

(別紙割當テハ大部ナルモノナルヲ以テ本縣關係ノ分ノミ抄録ス)

十一月十五日着  
十一月二十三日發  
九日間應援(三重)

區別	警部	警部補	巡查部長	巡査	合
愛知	一一	一一	四八	甲 六五 乙 三〇〇	計 四三七

特殊技能者應援(京都應援期間特高六十日)

京都	特高	刑事	交通	特高	刑事	特高	刑事
愛知	五	一	一	一	一	一	一

第三款 行幸啓及鹵簿

警保局警發甲第四二號

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係

御大禮使用鹵簿ニ關スル件

御大禮ニ際シ御使用在ラセラルベキ鹵簿ニ關シテハ目下詮議中ノ趣ニ有之候處大体別紙案ニ依ラルル御模様ニ有之候爲御參考申進候  
追而本件御決定迄ハ秘密ノ御取扱相成度

御大禮御使用鹵簿案

一名古屋驛離宮間

第二公式ニ準スル御同列鹵簿及賢所鹵簿混成鹵簿御料車ノミ儀裝車 天皇御料車四頭立 皇后御料車二頭立(名古屋驛名古屋離宮間以外ノ分ハ略)

參考

鹵簿内警衛警察官數

先	後
第一公式	警視二名警部四名
第二公式	警視一名警部四名
略式	警部二名
	警部二名

但京都皇宮大警官間鹵簿ニハ警察官ヲ附セス  
第一公式鹵簿ニハ前記ノ外警視總監又ハ警務部長又ハ京都府警察部長ヲ附ス

警保局警發甲第一五一號

昭和三年九月二十日

内務省警保局長

愛知縣知事宛

大禮儀裝馬車警戒方ニ關スル件

大禮關係鹵簿ニ於テ御使用アラセラルベキ儀裝馬車ノ格納所等左ノ通決定相成候ニ付テハ之ガ警戒ニ關シテハ適當警察官吏配備ノ上注意セシムルコト、致度爲念申進候  
追テ之カ輸送日時道筋等ニ關シテハ追報ノ豫定ニ付其ノ場合ノ警戒向併テ御留意相成度

記

格納場所 元騎兵第三聯隊營庭馬車舍

期 日 十一月四日午前六時頃ヨリ七日御發時迄

十一月廿六日午前四時頃ヨリ廿七日御發時迄

警保局警發甲第一五二號

昭和三年九月二十日

内務省警保局長

愛知縣知事宛

御大禮ノ際御召列車運轉ニ伴フ列車電車及旅客取扱方ニ關スル件

御大禮行幸啓ノ際御召列車發着又ハ通過ノ際關係停車場ニ於ケル旅客取扱及列車電車ノ運行ニ關シ今般大禮使警備會議ニ於テ鐵道側ヨリ別案提出有之候處本件ニ關シテハ更ニ所管鐵道局長ヨリ貴廳



大禮關係鹵簿列扈從其他表

場 合

鹵簿内地方官

列外扈從者

内務大臣及警保局長行動

名古屋驛—離宮

知

事

警察部長

名古屋驛先着離宮ヨリ離宮ヘノ場合

名古屋驛先着離宮ヨリ驛ヘノ場合

参考(木表本縣以外ハ省略)

一、地方憲兵隊長ハ警察部長ト憲兵司令官ハ内務大臣警保局長ト同一行動ノ豫定ナリ  
還幸の際に於ける鹵簿は行幸と異なり、聖上陛下と 皇后陛下と三十メートルの距離を以て二つに分けらるる事に内定につき騎馬警察官等に準備を要するを以て警保局長より其旨十一月二十五日本縣警察部長宛通牒ありたり

第四款 鹵簿演習於東京

警保局警發甲第一二一號

昭和三年八月六日

内務省警保局長

知事宛

大禮ノ際ニ於ケル鹵簿演習ノ件

九月六日宮内省ニ於テ大禮ノ際ニ於ケル鹵簿演習ヲ行フコトト相成候處警備ノ局ニ當ルヘキ者ヲシテ右演習ニ参加セシムルコトハ大禮警備ノ實際ニ臨ムヘキ準備トシテ必要ナルヘキ旨ヲ以テ可成當日貴府(縣)警察部長ヲ参加セシムル様致度趣宮内省ヨリ申越候條右御舍ノ上豫メ事務ヲ差繰リ上京セシムル様御配慮相煩度

追而場所時間其他詳細ハ決定次第通報可致候條申添候  
警保局警發甲第一二六號

昭和三年八月十四日

内務省警保局長

知事宛

大禮御使用鹵簿演習ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ貴府縣警察部長参加方ニ關シテハ本月六日付警發甲第一二一號ヲ以テ申進置候處更ニ行幸當時實際鹵簿警衛ニ從事スベキ警察官吏左記ノ通御差繰ノ上同時ニ上京本演習ニ参加セシメラルル様御配慮相成度候

追而場所時間其他ノ詳細左記ノ通ニ有之候

記

一 警 視

二 名

一 警 部

一〇 名

(氏名左記)

一、鹵簿演習ハ定日晴雨ニ拘ラス宮城内ニ於テ施行ス

一、鹵簿關係者ハ當日午前九時宮内省主馬寮廣場ニ參集ノコト

一、地方ヨリ演習ニ参加スル警察官吏ノ乘馬ハ當日主馬寮飼養乘馬ヲ貸付ス

左 記

警 視 柴 田 萬 吉(豊橋)

警 部 吉 口 正 雄(富岡)

同 佐 藤 德 衛(笹島)

同 倉 知 章(南消防)

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係

警部 安 中 忠 雄(保安) 同 野々村 義一(勝川)  
 同 三 浦 又一(水上) 同 稻 上 歌 藏(横須賀)  
 同 加 藤 俊(布袋) 同 久 野 敬 豊(中消防)  
 同 久 保 清(岡崎) 同 中 村 源 松(調停)

尙警保局警發甲第一三〇號八月三十一日附を以て南簿演習の服装は制服常装なる旨通知ありたり

### 第五款 警察官慰勞手當

警保局京警發乙第八號

昭和十三年十一月十八日

内務省警保局長

愛知縣知事宛

大禮警備費經理ニ關スル件

今回ノ御警衛ニ從事シタル警部以上ノ慰勞手當ハ相當追加配付ノ見込ニ有之候條ニ配當濟ノ巡查慰勞手當ハ可警成之ヲ流川セザルコトト致度爲念此段及通牒候

保局警發甲第二一一號

昭和十三年十二月八日

内務省警保局長

警視總監宛

各府縣知事宛(京都府、奈良、靜岡、愛知、岐阜、滋賀、奈良、三重)

警部補巡查ノ慰勞手當ニ關スル件

大禮警衛勤務ニ從事シタル警部補巡查ニ對シ支給シ得ヘキ慰勞手當見込額ノ最高最低及平均額ヲ各別ニ至急御回報相煩度

右に對し本縣支給見込額回答する處ありたり

昭和十三年十二月一日

知事

内務省警保局長宛

警部補巡查慰勞手當ニ關スル件回答

豫テ令達配付相成リタル警部補巡查及消防手ノ慰勞手當ハ金壹萬六千八百八十八圓ニシテ本縣警部補巡查及消防手壹人當リ四圓ノ割合ナルガ京都市幸ノ儀及東京還幸ノ儀ノ至大ナル警衛警備勤務ニ數十日間寢食ヲ忘レテ執掌セル關係上尙ホ相當多額ノ手當ヲ支給致度考究ノ結果當然支給スベキ旅費額(出張命令ニヨリ各人ヨリ請求權發生セル旅費ヲ云フ中ヨリ金六千八百九十三圓ヲ便宜手當額中ニ融通シ合計金壹萬七千五百八十一圓ヲ警部補巡查及消防手ニ慰勞手當トシテ支給致度此計算ニ依レバ其支給スベキ手當ノ最高最低及平均額ハ左記ノ通りニ有之候條此段及回答候也

左記

官 職 名	最高手當額	最低手當額	平均手當額
警 部 補 査	二〇,〇〇〇	六,四〇〇	八,四〇〇
巡 査	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	六,五一一
消 防 手	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	六,五一一
總平均額			六,五八

### 第六款 大禮參列外賓警備

十月二十三日附警保局長より本縣知事宛左記の通り通牒ありたるを以て、本係に於ては其趣旨を參酌し、大禮使接待員と連絡を圖り、警衛上遺憾なきを期したり。

昭和三年十月二十三日

内務省警保局長

愛知縣知事宛

大禮參列外賓警衛ニ關スル件

大禮參列特派大使以下外賓別紙日程中東京驛出發ヨリ同驛歸着迄國賓トシテ待遇セラレ候ニ付テハ其警衛向ニ關シテハ大要左記事項ヲ參酌シ且實際ニ當リテハ大禮使接待係員ト充分ノ連絡ヲ保チ相當御注意相成様致度候。

追テ東京驛京都驛間ハ非公式ニ付キ特ニ送迎ノ儀ハ無之コトト御承知相成度尙外賓數ハ隨員ヲ合シ約百名ノ豫定ニ有之其ノ氏名判明ノ上直ニ可及追報候。

記

- 一、汽車、汽船内ニハ警部及警部補各一名巡查部長又ハ巡查三名便乗警衛ニ當ルコト。
- 二、一行同一行動ヲ以テ自動車ニ依リ外出旅行ノ場合ニハ前項參酌適當警衛員ヲ自動車又ハ「サイドカー」ヲ以テ其ノ列ノ前部及後部ニ付シ警衛ニ當ルコト。
- 三、其ノ他單獨外出等ノ場合ニ於テハ警部又ハ警部補一名隨從警衛ニ當ルコト。

四、旅館ニ對シテハ適當數ノ警衛員ヲ配置警衛ニ當ラシムルコト。

五、以上警衛員ノ服裝ハ警部補以上ハ禮裝ヲ原則トス但シ旅行ノ性質ニ依リ全部又ハ一部ヲ私服ト爲スコト

六、以上警衛員ハ可成目立タザル様注意スルト共ニ散策其ノ他私的行動ノ場合ニ於テハ間接警衛ノ方法ヲ以テ之ニ當ルコトトシ其ノ自由ヲ妨グルガ如キコトナキ様注意スルコト。

七、鐵道沿線及途上ニハ特別ノ必要アラサル限り警衛官吏ノ配置ヲ要セズ常態ノ儘注意スルコト  
(日程及警保局警發第一九八號ニヨリ通牒ノ大禮參列外賓氏名省略)

### 第七款 警備計畫並顛末報告

昭和三年十一月七日警保局發甲第二〇四號を以て標題の件照會し來れり。細目につきては一、總説二、警衛警備組織三、警衛總要員四、直接警衛五、間接警衛六、一般保安取締にして之れに對する報告は何れも本記録と重複する處極めて多きを以て割愛したり。

### 第八款 雜 件

警察講習生の警衛事務應援の件、大禮期間中に於ける書類送達方に關する件、大禮後特別警戒に關する件、大禮警備移動警察官用無賃乗車證有効期間に關する件につきての通牒は、夫々左に錄せり。尙昭和三年

第三章 警務部 第一章 警衛警務係

十二月二十七日民間團體の警察に援助せるもの、功績調査内務省警保局に於ける大禮警備記録登載の爲め本縣警備に從事者氏名報告等夫々指示の通り實行せり。

第一〇一號

昭和三年九月二十日

警察講習所長 横山 助 成

愛知縣知事小幡登治宛

御大禮警備事務應援ニ關スル件

掲題ノ件ニ關シ京都府知事ニ對シ別紙ノ通照會致置候貴縣ニ於テ受授希望ノ向ハ出來ル限貴意ニ副フ可ク候間應援人員日數其他至急京都府ニ準シ御回報相成度此段及照會候也

右に對し知事より警察講習所長に宛て本縣は他より應援を受けざる旨折返し回答したり。

發第一〇六號

昭和三年十月二日

警察講習所長 横山 助 成

愛知縣知事宛

御大禮ニ關シ本科講習生歸郷ノ件

本年秋京都府ニ於テ舉行セラル、御大禮ニ關シ關係各廳府縣派遣ノ本科第十四期生ヲ十一月中所屬廳府縣ニ歸郷セシメ本所行事トシテ御大禮警備事務ニ從事セシメラルコトニ相成候向京都府ニ應援スル講習生ハ御大禮記念章拜受ノ光榮ニ浴スルコト、相成可ク候條貴廳ニ於テモ同様特ニ御配慮相成度御參考迄別紙省議決定案及京都府ト當所トノ照復文ノ寫相添此段及通牒候也

追而貴廳へノ往復旅費並滞在ニ要スル經費ハ御支給相成様致度右ヲ以テ本科第十四期生ノ修學旅行ニ代フルモノニ有之候條申添候

尙講習生ハ十一月二十九日午前八時ヨリ平素ノ通り授業可仕候ニ付同時刻迄ニ歸京出所セシメラレタシ  
警保局警發甲第一七八號  
昭和三年十月十六日  
各廳府縣長官宛  
内務省警保局長  
(別紙寫省略)

大禮期間中ニ於ケル書類送達方ニ關スル件  
御大禮ニ關シ京都府御駐中(自十一月七日)當局出張所ヲ京都府廳内ニ開設ノ豫定ニ有之候ニ付テハ同期間到着見込ノ左記書類ハ右出張所宛送達相成度尙特高外事ニ關スル情報ハ同日ヨリ當省ニ到着スベキ見込ニテ報告セララル分ニ付テモ副本各一通右出張所ニ送達相煩度

- 記
- 一、大禮警備備上直接關係アル事項
  - 一、新聞紙出版物行政處分ニ關スル稟申
  - 一、其ノ他警察上緊急又ハ重要ナル事項

昭和三年十一月十八日  
内務省警保局長

各廳府縣長官宛除警視廳千葉神奈川埼玉群馬茨城新潟栃木長野山梨靜岡  
大禮後ノ特別警戒ニ關スル件  
大禮諸儀終了後ニ於テモ觀兵式觀艦式東京市奉祝式等ニ行幸可被在御豫定ノ模様ニ付御大禮ニ關スル特別警戒ハ十二月十四日マテ延長セラル、コト、シ各地方ノ實狀ニ應ジ現在ノ取締計畫ニ準セラレ適當ノ警戒ヲ實施相成様致度  
第三篇 警務部 第一章 警備警務係  
五一五

昭和大禮愛知縣記念録

警保局警發甲第一六三號ノ一

昭和三年十月九日

各廳府縣長官宛除沖繩高知和歌山群馬

內務省警保局長

五一六

大禮警備移動警察官用無賃乘車證有効期間ニ關スル件

十月三日附警保局警發甲第一六三號ヲ以テ及送付置候大禮警備移動警察官用無賃乘車證有効期間ハ十月十五日ヨリ十一月十四日迄トアルモ期間満了前十一月十五日ヨリ十二月十四日迄有効ノモノト書換交付セラルベキ筈ニ有之候條御了知相成度往々問合セノ向モ有之候條爲念

### 第三節 宮内省關係

宮内省よりの通牒は左に録する如く、主として鹵簿に關するものなり。尙八月二十八日第一五五號を以て西園寺大禮使車馬部長より、警備の都合上鹵簿表案及簿長經長案内示せられたるが、同伴は大禮本記名古屋御駐泊の條記事と同一なるを以て茲に記せず。

大禮使車馬部長發第一五號

昭和三年四月二十四日

大禮使車馬部長 西園寺 八郎

知事宛

鹵簿速度ニ關スル件通牒

今秋可被爲行大禮ノ際ニ於ケル各地鹵簿ノ行進速度ハ左記ノ通ニ候間鹵簿ニ加ハルヘキ貴管内警察

官ノ騎馬練習ハ此標準ニヨリ實施セシメラレ度爲念及通牒候也

記

一、京都ニ行幸ノ儀、東京ニ還幸ノ儀、東京名古屋、京都

常歩一分間八十米突

大禮使車馬部長發第三九號

昭和三年九月二十八日

大禮使車馬部長 西園寺 八郎

知事宛

大禮鹵簿豫習別紙日割ノ通り現地ニ於テ實施可致候條可然御手配相成度候

日割

各地鹵簿豫行日割(車馬部)						
月日	參集時刻	參集場所	往先	鹵簿種類	解散時刻	備考
十一月五日	正午	名古屋行在所	名古屋驛		午後四時	

備考

豫行當日ハ直接鹵簿從事者ノ外典儀部鹵簿係員其他鹵簿關係者ハ全部行幸啓當日同様其ノ配置ニ就クモノトス

(名古屋以外ノ分省略)

### 第四節 軍部關係

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係

五一七



昭和大禮愛知縣記念録

御大禮警備に關し留守第三師團司令部より接受せる主なる通牒左の如し。

留衛第一二九號

儀仗及堵列部隊並師團廓内奉迎送者位置ノ件通牒

昭和三年十月五日

留守第三師團參謀長

愛知縣警察部長宛

來ル十一月御大禮諸儀ノ爲名古屋離宮ニ行幸被爲在際ニ於ケル首題ノ件別紙ノ通り定メラルル豫定ニ付承知相成度  
〔圖面第三編第四章第四節中ニ提示ノモノト同一ニツキ略ス〕

留衛第一三九號

非常災害又ハ御近火ノ際軍隊出動ニ關スル件達

昭和三年十月八日

名古屋衛戍司令官 曾田孝一郎

愛知縣警察部長 木下義介宛

天皇皇后兩陛下並皇族殿下名古屋離宮及市内ニ御駐泊中各隊ハ名古屋衛戍服務規程ニ據ルノ外臨時赴援隊編成ニ關シテハ別表ノ通り心得メシ

服 務 場 所	臨時赴援隊編成及擔任區分表 (昭和三年十月 名古屋衛戍司令部)		擔 任 部 隊
	將 校	特務曹長	
名古屋離宮	四	一	步兵第六聯隊補充隊
名古屋借行社(御避難所)	四	一	同 右

所 駐 皇 族	備 考
東區大曾根町 德川義親(電話東三番)	三〇 騎兵第三聯隊補充隊
中區南銀治屋町 瀧信四郎(電話東三二七番)	三〇 野砲兵第三聯隊補充隊
東區東町 富田重助(電話東三〇三番)	三〇 輜重兵第三大隊
中區南久屋町 神野金之助(電話東三二八九番)	同 右
留守第三師團司令部(皇族御避難所)	三〇 歩兵第六聯隊補充隊

一、右指揮官(將校準士官共)ノ人名十一月一日迄ニ衛戍司令官ニ報告スベシ  
二、非常災害又ハ御近火ニ際シテハ各部隊ハ命令受領並ニ連絡ノ爲將校一下士卒三百轉車又ハ乘馬ヲ衛戍司令部ニ差

出スベシ

留衛第一四八號

行在所警衛巡察者派遣ノ件達

昭和三年十月十日

名古屋衛戍司令官 曾田孝一郎

愛知縣警察部長 木下義介宛

來ル十一月御大禮諸儀ノ爲名古屋離宮ニ御駐泊被爲在ニ付行在所御警衛ノ爲將校一卒二ノ人員ヲ以テ別表ノ通り巡察セシムベシ

迫テ細部ニ關シテハ直接巡察官ニ指示ス依テ十一月四日午前十時師團司令部ニ出頭セシムベシ

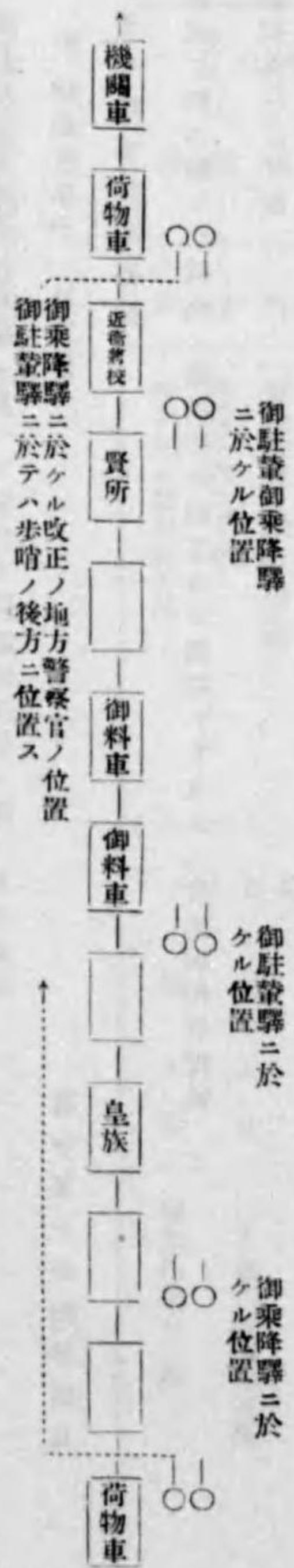
月 日	巡 察 時 間	擔 任 部 隊	月 日	巡 察 時 間	擔 任 部 隊
行在所周圍巡察者派遣擔任表 (昭和三年十月 名古屋衛戍司令部)					



付承知アリ度

追テ御乗降驛ニ於ケル歩哨ノ位置ハ變更無之地方警察官ハ宮廷列車ノ前後ニ連絡セル荷物車ノ位置ニ在リテ警衛ニ任ズル如ク收メテ地方長官ニ通牒アル旨ニ付爲念申添フ

左記



### 第五節 鐵道局、遞信局關係

名古屋鐵道局より接受せる御大禮警備其他につき主なる通牒は左の如くにして、名古屋驛長よりも試運轉の爲め十月十三日・十四日・十八日・十九日・二十日・二十三日・二十七日及二十八日に互り、御料車賣所奉安車等名古屋驛に停留するを以て警備方申出でありたり、尙名古屋遞信局よりも郵便物遞送につき本縣警察部に對し御着兼一時間前迄實施致したき旨申出でありたり。

名運旅第二一九二號

昭和三年十月十八日

愛知縣警察部長宛

名古屋鐵道局運輸課長

通知

御大典ノ際御召列車運轉ノ場合名古屋驛ニ於ケル列車及旅客ノ取扱方ハ大體別紙ノ如ク實施ノ豫定ニ有之候條豫メ御内報申上候

追テ右決定ノ上ハ更ニ御通報可申上候尙名古屋驛ノ略圖一部添付致候

御召列車運轉ノ際名古屋驛ニ於ケル列車及旅客取扱方

一、御召列車運轉ノ當日其ノ前後ニ於テ名古屋驛ニ於テ旅客ガ乗降スルコトハ旅客ニトリ極メテ不便ナルヲ以テ東海道線ハ熱田中央線ハ千種大曾根關西線ハ八田ニテ乗降スル様列車内ニ於テ特ニ案内ノ手配ヲ講ズルコト

二、御召列車發着二時間前迄ハ平常通り旅客ノ乗降ヲ取扱フコト。

三、御召列車發着二時間前以内ノ乗降客及列車ノ取扱方ハ左記ニ依ル。

左記

A 東海道線及中央線ノ列車

イ、乗車客ハ二時間前迄取扱フ但シ二時間以内ノ列車ニシテ熱田驛ニ停車セザルモノハ總テ熱田驛ニ臨時停車セシム。

ロ、降車客ハ御召列車到着ノ際ハ一時間前迄(二十六日ノ特急ハ五十三分前ナルモ降車客ヲ取扱フ)御召列車出發ノ際ハ一時間三十分前迄之ヲ取扱フ。

ハ、降車客ハ關西踏切道方面ノ中央線貨物積卸場出入口ヨリ退場セシム。

B 關西線ノ列車

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係

イ、乗車客ハ御召列車發着十分以内ノ列車ニ對シテハ乗車客ヲ取扱ハザルコトトシ其他ノ二時間以内ノ列車ハ愛知派出所ニ於テ旅客ヲ取扱フコトトス之ガ爲關西踏切道方面ノ中央線貨物積卸場詰所ヲ假出札所ニ宛テ乗車客ハ一應廣場ニ集合セシメ愛知派出所ニ案内スルモノトス。

ロ、降車客ハ御召列車發着一時間以内ニ到着スル列車ニ對シテハ該列車ノ時刻ヲ變更シテ名古屋驛ニ列車ガ入驛セザル手配ヲ講ジ一時間以上二時間前以内ノ列車ノ降車客ハ冷蔵倉庫第六號出口ヨリ退場セシム。

四前各號ニ依リ個々ノ列車及旅客取扱方別表ノ通トス。(表及圖略)

名鐵運辰第三〇九九號

昭和三年十月二十三日

名古屋鐵道局長

愛知縣知事宛

通牒

御大禮御召列車運轉ノ際踏切道ノ門扉閉鎖時刻ニ付テハ本月三日當局ニテ警備ニ關スル協議會開催ノ際打合致候處今回鐵道次官ヨリ各鐵道局トモ其ノ時刻ヲ一致セシムルヲ可トスル旨通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ當局ニ於テハ左記ニ依リ施行ノコトニ變更致候條貴縣ニ於テモ右ニ依リ御實施相成候様致度

一踏切道ハ指導列車通過十分前門扉ヲ閉鎖ス。

但シ指導列車通過後御召列車通過十五分前迄ノ間ニ於テ通行人多数群集シ警備上却テ支障アリト認メタル場合ハ警察官ト協議ノ上線路上ニ支障ヲ及ボス虞ナキモノニ限り通過セシムルコト

ヲ得

尙過日御送附申上候警護協議會議事録中左記ノ通誤記有之候間御訂正相成度

第二沿線警護ニ關スル事項ノ一決(但書中原則ナルヲ以テ)ヲ削除シ線路上トアルハ(線路法面)ノ誤

監軌第二六〇四號

昭和三年十月二十五日

鐵道省監督局長

愛知縣知事宛

依命通牒

今秋舉行アラセラルベキ御大禮前後ニ於ケル御召列車運轉警護ニ關シテハ曩ニ依命通牒致置候處尙兩薄通御及廻送御物通路ニ當ル貴管下軌道ニ對シ別紙寫ノ通牒致置候條御了知相成度

(寫)

監軌第二六〇四號

昭和三年十月二十五日

鐵道省監督局長

名古屋市電氣局長宛

依命通牒

今秋舉行アラセラルベキ御大禮前後ニ於ケル御召列車運轉警護ニ關シテハ曩ニ依命通牒致置候處尙兩薄通御又廻送御物ノ通路ニ當ル貴軌道踏切道ニ就テハ特ニ左記事項ニ關シ萬遺漏無之様注意有之度

記

一兩薄通御及廻送御物通過ニ當ル踏切道ニ於テハ平素ニ於ケル踏切設備ノ有無ニ不拘當時刻ニハ相當責任者二名以上ヲ配置シ地方廳ト打合セノ上充分取締ヲ爲スコト。

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係

二右踏切道ニ於ケル閉塞機カ道路上ニ鋭角ヲ爲セルモノ其他踏切箇所ニ於ケル施設物カ通行ニ際シ障害ヲ及ボス虞アルモノ又ハ見苦シキモノ等アラバ豫メ地方廳ト打合セノ上相當手配ヲ爲スコト、  
靜運旅第六四二號

昭和三年十月廿六日

名古屋鐵道局靜岡運輸事務所長

愛知縣警察部長宛

警備解除ニ關スル件照會

御大禮御石列車運轉ニ當リ鐵道驛構内踏切道警備員ノ警備解除時刻構外即チ保線關係ハ御召列車次ノ停車場ヲ通過後ハ御停車場ニ於テハ御召列車出發五分間經過後御通過驛ニ在リテハ同三分後トナリ居リ隨テ右時間ニヨリ解除ト同時ニ踏切道ノ群衆ヲ通行セシムルコトト致居候處警察官ノ取扱ハ是ト異ナリ御召列車次停車場ヲ通過迄現狀ヲ維持スルトノ事ニテ此間相互取扱ニ非常ニ軒輊ヲ生ジ過誤ヲ起ス悞レアルニ付停車場構内ニ於テハ當局ト同一ノ歩調ニ出ヅル様御配慮被下候ハバ幸甚ニ存此段及照會候  
例行事ノ際ニ於テ豐橋驛構内牟呂踏切道ハ鐵道側ハ御召列車通過三分經過後直ニ警備ヲ解除シ群衆ノ通行ヲ許スベキモ警察官ハ群衆ノ通行ヲ許ササル事トナリ更ニ混亂ト困難ヲ來スコトトナル。

### 第六節 名古屋市役所關係

名古屋市役所より左の如く一般吏員奉迎事務實施につき、警戒線通過許可方申請し來れり。  
發禮第二一號

昭和三年十一月二日

名古屋市役所

愛知縣警察部宛

警戒線通過ノ件

御大禮御道筋ノ警戒線通過ニ關シ左記願章ヲ付シタル本市吏員其他ノ者ニ對シテ特ニ警戒線通過シ得ル様御取計ヒ相成度見本相添此段及御依頼候也

記

一、一般吏員

約百五十名

紫地ニ名古屋市ト白抜シタルモノ及委員徽章

一、救護班

約二十五名

青地ニ名古屋市救護班ト白抜シタルモノ(内和服用四名)

一、道路班

既ニ縣土木部ヨリ打合濟

一、水道班

既ニ御届濟

追テ一般吏員ノ事務別内譯左記ノ通有之候

一、學校兒童生徒團體奉送迎取締

約五十三名

一、市奉迎所取締

約三十六名

一、献上品天覽品係

約十五名

一、清掃係

約三十名

第三篇 警察部 第一章 警衛警務係

### 第七節 動員下令(濟南事變)

第三師團に對し昭和三年五月十日動員下令あり本縣に於ては御大禮警備の爲め従事員準備中なりし事として之れが對策を講ぜざる可からず。然かも一面應召者除隊の場合速かに復職し得べき様考慮し萬遺算をきを期するを要す。應召者に對しては明治三十七年二月十三日勅令第三十三號により休職とし、之れが休職給に就ては明治三十七年六月縣令第三十二號により處理する事とせり。今參考の爲め動員下令當時本縣警察官にして軍籍にあるもの及び五月十二日應召者を調査せるに左表の如し

第三師團在軍籍警察官調査表

署名	警部		補長		巡査	
	豫備	後備	補已教育	補未教育	豫備	後備
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3	3	1	1	1	1
名古屋	5	5	1	1	1	1
警察部	1	1	1	1	1	1
上水	1	1	1	1	1	1
江川	1	1	1	1	1	1
鍋屋	2	2	3	1	1	1
新榮	3					







(ハ)長野縣に於て六月十五・十六の兩日に互り長野松本の二箇所にて志願者三十三名中合格者二名を得たり。

(三)三重縣に於て六月十八・十九日の兩日に互り練習所・四日市の二ヶ所に於て志願者四十五名中合格者二名を得たり。

如上縣外に於ける募集成績は概して志願者多數ありたるも、本縣警察官として適當なるもの比較的少なく豫期の目的を達せざりし爲め縣内に於て極力之が募集をなすに如かずとし、直ちに縣下各警察署長に對し適任者の勧誘に努めしめたる結果、毎週月木兩日當練習所に於て試験執行毎月志願者平均百五十名の内合格者二十名、其外毎月四日より七日に互り岡崎豊橋舉母新城犬山の五箇所にて志願者平均四十名の内合格者八名を得、漸く十月迄に全部缺員の補充を完了せり。

### 第九節 監督講習

警察官吏の七氣を緊張せしめ、以て來るべき御大禮に際し各般に互り遺漏なきを期する一方策として左の如く監督講習を實施せり。

- 一 講習期間 第一回 五日間 (自八月二十一日至同二十五日)
- 第二回 同 (自八月二十八日至九月一日)
- 第三回 同 (自九月九日至同十三日)

第四回 同

(自九月十八日至九月二十二日)

二 講習會場 警察練習所

三 講習生

- 第一回 八十四名 第二回 七十名
- 第三回 九十名 第四回 六十九名

四 講習科目時間及講師

一點檢操練禮式	五時間	講師	警務課長警務課勤務警部練習所長
二 警衛警備	二時間	講師	警務課長
三 刑事警察	三時間	講師	刑事課長
四 高等警察	三時間	講師	特高課長
五 衛生警察	二時間	講師	衛生課長
六 武術	五時間	講師	門奈水野兩講師以下助手
七 保安警察	二時間	講師	保安課長
八 訓育	二時間		

計 二十四時間(一日五時間但初日ニ限四時間)

五 講習生宿所 武德會支部講習期間中講習員全部ヲ宿泊セシム

六 講習ニ要スル經費 講習生ノ旅費ハ(往復車馬賃ノミ實費ヲ支給シ施設費寢具費食費ハ警察協會ニテ負擔ス)



第三日	點檢操練	高等警察	衛生警察	刑事警察	點檢操練	劍道
第四日	同	刑事警察	保安警察	警衛警備	同	柔道
第五日	禮式操練	高等警察	警衛警備	訓	同	劍道

### 第十節 乘馬練習

警發第四三號

昭和三年三月九日

第三師團長宛

警察官乘馬練習指導方ノ件

御大禮用務ノ爲メ本縣警察官ニ對シ乘馬ノ練習ヲ爲サシムル必要有之御繁忙中恐縮ニ候ヘ共左記要領ヲ以テ御教導相煩度此段及照會候也

要領

一練習人員

凡十五名(二部ニ分チ毎日七八名宛)

一練習期間

自四月一日至十月末日

一練習場所

幅重兵第三大隊

參第二五五號

知事

昭和三年三月十四日

知事宛

第三師團參謀長 倉岡直熊

警察官乘馬練習指導ニ關スル件回答

三月九日警發第四三號ヲ以テ照會有之候首題ノ件差支無之候條御承知相成度依命及回答候也

追而細部ニ關シテハ幅重兵第三大隊ト連絡相成度申添候

四月六日

乘馬練習に付幅重兵大隊本部小山大尉と打合事項

一四月十六日練習開始のこと

一雨天の場合は練習は中止のこと

一練習時間は午前十一時より一時間

一練習員は練習開始時間前幅重兵大隊内將校集會所參集のこと

一教官は師富中尉第一中隊勤務にて騎兵學校出身助教教官は内木特務曹長

一教官助教官とも支障ある時は大隊に於て適宜補充

一練習馬匹は五頭を準備

一練習者は全部初心者と見做し教養さる、答

一拍車を用ふべき時期は教官に於て指示す 以上

騎馬御警衛の準備として左記要領に依り野村警部高等課長以下二十名乘馬練習する事となれり

一練習期間 自四月十六日至十月末日

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係



練習月日	同場	所同時	間同馬	名練習者	官氏名	備考

前記の如く本縣は師團に於て乗馬練習をなす事となりたるも、御警衛前後七日間は一日一人金釜圓宛を以て毎日五名宛馬丁を市内東區南外堀町九丁目浅井保之助より雇入るゝ事とし、又警察部飼育馬匹に故障を生じたる爲め一日二圓宛の飼料を本縣負擔とし同人所有馬匹を數日間借入れたり又馬匹訓練用として左記の通り市内中區南武平町一ノ九渡邊保より見積書を徴し假設「アーチ」を建設せり。

### 第十一節 各種通達

御大禮に關し警察部より各課各署各所に通達せる通牒極めて多く、到底豫定の頁に收容不能なるを以て他項目に屬せざるものにして其主要なるもの數件を左に記す事とせり。即ち岡崎署に對して紺服調製所警備の件新榮笹島兩署に對し引幕注意の件各署に對し警衛上戸口調査勳行の件電話取扱に關する件儀裝車通路警戒方の件につき通牒せり。

四月二十一日

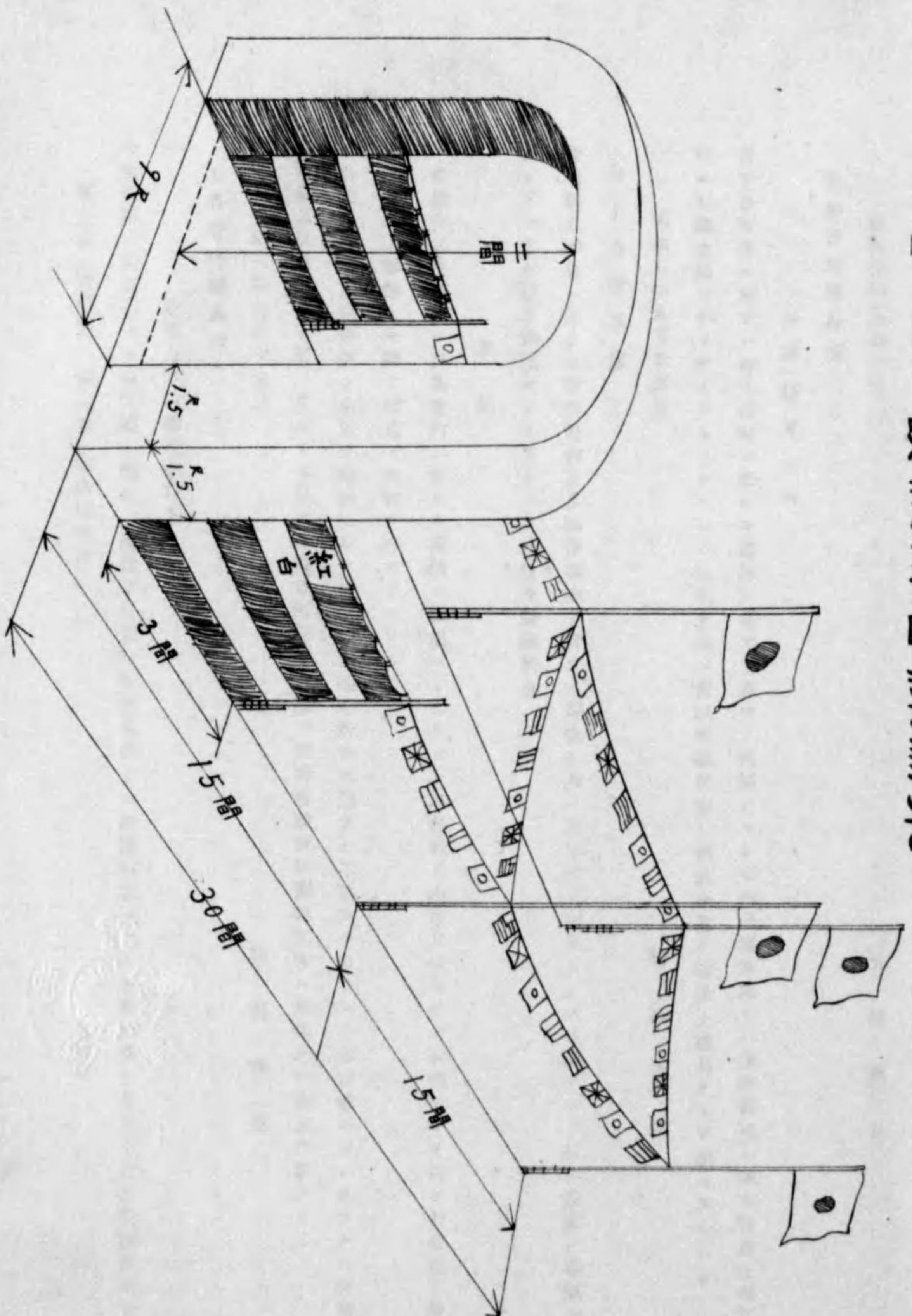
警察部長

岡崎警察署長宛

大警察紺服調製所警備ノ件

今秋行ハセラルベキ大警察ノ節窓祀殿主基殿ノ神座ニ安カルベキ紺服調製上納ノ件岡崎市上六名町株式会社三龍社

### 「アーチ」設假用習練馬乘



ニ被命タルニ付爾後之レニ關係アル御料桑園同靈室並織姫等同社長ト打合セノ上嚴重警備セラル可シ

昭和三年九月一日

警察部長

新榮征島署長宛

引幕注意ノ件

目下各町内ニ於テハ御大禮時ニ於ケル裝飾準備ヲ考慮中ノ模様ナルガ市内御道筋通りハ通御當日ニ限リ警衛上各民家ニ引幕ヲ張ラシメザルコト、ナリタルニ依リ豫メ當該町總代等ト懇談ヲ遂ケ取扱上違算ナキヲ期モラルベシ

昭和三年九月十三日

警察部長

縣下各署長宛

今秋御大禮時ニ於ケル警衛警備及其關係事項ニ就テハ各位ト共ニ其完璧ヲ期セムトスル處ナルヲ以テ左記ノ事項ニ關シテハ之ガ注意徹底セシミラルベク此段及通達候也

左記

- 一、受持管區巡查ヲシテ其管内ニ於ケル事情ニ精通セシムルコトハ各般ノ視察其他ニ於テ有効ナルヲ以テ大禮終了時マテ特別ノ事情ナキ限リ所員ノ異動ヲ行ハザルコト
- 二、縣民一般ニ民衆警衛ノ主旨ヲ徹底セシメ民衆相互間ニ於テ不逞又ハ不敬漢ヲ出ササル様警戒セシムルコトハ警衛警備上萬全ノ策ト認メラル、ヲ以テ此際各町村總代並ニ消防組頭青年團幹部等ト協議之ガ徹底ヲ計ルコト

昭和三年九月十七日

警察部長

名各警察署長宛

警衛上戸口調査勸行方ノ件

今秋御舉行相成ルベキ御大禮ニ際シ、兩陛下行還幸行共本縣下ニ御駐泊遊バサ、ル御模様ニ付目下之ガ警衛萬般ニ

第三編 警務部 第一章 警衛警務係

五四三

付遺漏ナキ様計書ヲ進メツ、アリ然シテ此際戸口調査精粗適否ハ警衛ニ影響スル處大ナルモノアルヲ以テ此點ニ留意セラルレ既ニ一般的戸口調査ニ就テハ夫々勵行セラツ、アリト信ズルモ特ニ鐵道沿線縣内東海道線及市内御道筋名古屋驛ヨリ榮町通り本町通り經テ離宮ニ至ル間テ中心トスル各三丁以内ニ於ケル戸口調査ヲ勵行シ戸主ハ勿論其家族雇人並ニ同居者出入者等ニ對シ警衛上要注意ノ有無ヲ精査シ還幸後ニ至ル迄繼續的實施スベク適當ノ計畫ヲ樹テ戸口調査上萬遺算ナキヲ期セラルベシ

昭和三年十月二十五日

警察部長

各警察署長宛

電話取扱ニ關スル件

電話取扱ニ關シテハ屢々通達致置キタル處ニシテ常ニ留意中ノ事ト信ズルモ御大典期日モ愈々切迫シ事務連絡上急速ヲ要スルモノアリ然ルニ通話ニ際シ他人ヲシテ受信者ヲ呼出サシメ交替容易ニ通話ヲ爲サザルモノ及呼出信號ヲ爲スモ急速受信セザルモノアリ斯クテハ急ヲ要スル通信上支障不貲ニ付此際電話取扱ニ關シ一般署員ニ訓示シ如上不都合ナキ様注意セシメラルベシ

昭和三年十一月三日

警察部長

新榮征島兩署長宛

儀裝馬車通路警戒方ノ件

大禮用儀裝馬車其他ノ車輛計十七輛ハ明四日午前六時二十三分名古屋驛着積卸シノ上同八時二十分同驛發順路榮町通り玉屋町通りヲ經御園原内ニ入り騎兵三聯隊跡ノ格納庫ニ入ルヲ以テ其署管内道筋要所ニ適當ノ人員ヲ配置シ之

ガ警戒上遺憾ナカラシメラルベシ。

追テ征島署ニ於テハ道筋警戒ノ外名驛格納庫回オートバイ乘車ノ警部補一名ヲ派シ儀裝馬車ノ前方警戒ニ當ラシメラルベシ。

昭和三年十一月二十七日

警察部長

警察部各課所長宛

縣下警察署長宛

慰勞休暇支給ノ件

大禮警衛ニ從事セシ其課所署員ニ對シ事務ノ都合ヲ取計ヒ本月二十八日一日間慰勞休暇ヲ支給ス可キニ付可然施行セラル可シ。

御警衛完了電報通知

本縣警察部長は十一月二十七日無事御警衛の大任を果し各署所長宛左の如く電報し、目出度御還幸あらせられし事を報告し並に連日御警衛の勞を稿ひたり。

天皇皇后兩陛下ニハ何等ノ御恙モアラセラレズ本日無事名古屋離宮御發轅御還幸茲ニ目出度御警衛ノ大任ヲ終了シタルハ偏ニ貴官始メ御部下一同ノ努力ニ依ルコト、深ク感謝ノ意ヲ表ス宜敷此旨御傳達ヲ乞フ。

### 第十二節 大禮警衛警察官吏服務心得

本縣に於ては昭和三年九月十八日訓第五六五號を以て大禮警衛警察官吏服務心得左の通り制定せり。

### 大禮警衛警察官吏服務心得

#### 第一章 總 則

##### 第一節 一般心得

第一條 大禮行幸啓ノ警衛警備其他ノ取締ニ從事スル警察官吏ハ御警衛心得(大正八年十月訓令第五三三號) 警備内規

(大正二年十月訓令第三三五號) 其ノ他關係法令ニ據ルノ外本心得ヲ遵守スヘシ

第二條 常ニ緊張シタル精神ヲ以テ勤務ニ服シ注意周到處理敏活ニシテ苟モ懈怠放縱ニ流ル、等ノ

コトアルヘカラス

第三條 同僚ハ互ニ親睦ヲ旨トシ連絡ヲ保持シ公私ヲ問ハス論難抗爭ニ互ル等ノコトアルヘカラス

第四條 勤務中ハ飲酒喫煙ヲ爲スヘカラサルハ勿論勤務ニ服セサルトキト雖飲酒ハ之ヲ慎ムヘシ

第五條 特ニ攝生ヲ重シ疾病ノ爲勤務ヲ缺クカ如キコトナキ様注意スヘシ

第六條 職務執行ニ際シテハ懇切丁寧ヲ旨トシ公衆ニ對スル指示制止注意等ハ成ルヘク舉動ヲ以テ

シ言語ヲ以テスルトキハ靜ニ之ヲ爲シ濫ニ叱咤喧嘩スル等ノコトアルヘカラス

第七條 勤務中ハ時間ヲ嚴守シ配置位置ヲ指定セラレタルトキハ濫ニ之ヲ離ルヘカラス

第八條 勤務ニ服セザル時ト雖許可ナクシテ休憩所或ハ宿所ヲ離ル可カラズ外出ノ許可ヲ受ケムト

スルトキハ行先飯着時間並用件ノ概要ヲ具シテ上司ニ申出ヅヘシ

第九條 見聞シタル事項ニシテ警察上注意ヲ要スト認メタルトキハ係ノ如何ニ拘ラス即時上司ニ報

告シ若ハ當該係員ニ引繼等遲滞ナク適當ノ措置ヲ爲スヘシ

第十條 警察上ノ秘密ハ之ヲ嚴守シ苟モ他ニ漏洩セサルハ勿論不用意ノ間ニ察知セラル、カ如キコ

トナキヲ期シ且之ニ關スル書類等ヲ遺失又ハ紛失セサル様注意スヘシ

第十一條 大禮關係職員官内官憲兵等ヨリ警衛又ハ取締上協議若ハ注意或ハ質問ヲ受ケタルトキハ

職務上妨ケナキ限リ懇切ニ取計ヒ必要ト認ムル事項ハ上司ニ申報スヘシ

第十二條 禁止區域ニ出入シ得ル者ノ徽章出入許可證票等ハ常ニ記憶シ係員ノ行動ニ支障ナカラシ

ムルト共ニ皇族其ノ他ノ貴顯ニ對シ敬意ヲ失セザル様注意シ又其ノ旅館宿所電話番號等ヲ記憶シ

警衛警備上支障ナキ様心掛クヘシ

第十三條 警察電話ノ保全ニ注意シ異狀ヲ認メタルトキハ當該係員ニ速報スヘシ

第十四條 大禮關係職員官内官憲兵及鐵道職員等ト常ニ連絡ヲ保チ彼此相扶ケ以テ警衛警備其ノ他

取締上遺漏ナキヲ期スヘシ

第十五條 勤務中鹵簿又ハ御召車ヲ奉拜シ爲メニ主要任務ヲ怠ルカ如キコト絶對ニアルヘカラス

第十六條 監督者ハ部下ノ警察官吏ニ對シ配置前必ス服裝及携帶品ノ點檢ヲ行ヒ且其ノ責任分擔區

域並勤務ヲ明確ニ指示シ服務ノ要領ヲ訓授及應問シ服務上支障ナカラシムルコトヲ期スヘシ

第十七條 本勤務ハ非常勤務ナルヲ以テ休養時間中ト雖命令一下何時ニテモ任務ニ就キ得ル様常ニ

準備シ置クヘシ

第十八條 警衛補助員ニ對シテハ豫メ服務ノ要領ヲ指示スル等克ク之ヲ指導シ常ニ意思ノ疏通ヲ圖

第三篇 警務部 第一章 警衛警務係



リ調授注意事項等ノ不徹底ナキ様注意スヘシ

第二節 姿勢服装及禮式

第十九條 市内御道筋警衛配置員ノ姿勢ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 一般配置員ハ兩簿ノ進行シ來レル方向ニ向ヒ奉拜者堵列線ニ對シテ約四十五度ノ角度ヲ以テ斜  
面シ兩簿通御後適當ノ時期ニ至ル迄同一方向ヲ保持スルコト但シ街角奉拜者密集セル場所其ノ  
他警衛上必要ナル場所ニ於テハ奉拜者ニ對シ正面又ハ側面シ兩簿通御後ニ至ル迄同一方向ヲ持  
スルコトヲ得

二 監督者（茲ニ監督者トハ二人以上ノ擔當區域ヲ包括シテ監督スル巡查部長以上ヲ云ヒ）ハ自己ハ擔當區域ノ略中間ニ位置  
シ兩簿ノ進行シ來ル方向ニ向ヒ奉拜者堵列線ニ對シテ側面ノ方向ヲ取り兩簿ノ進行ニツレ擔當  
區域奉拜者堵列線ニ着目シツ、漸次反對方向迄右回轉又ハ左回轉スルコト但シ街角露路等ニシ  
テ特ニ必要ナル場所アルトキハ本項ニ依ラサルコトヲ得

第二十條 鐵道沿線警衛配置員ノ姿勢ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 一般配置員ハ御召列車ノ進行シ來ル方向ニ向ヒ奉拜者堵列線ニ對シテ側面ノ方向ヲ採リ御召列  
車通御後ハ奉拜者堵列線ニ着目シツ、漸次右回轉又ハ左回轉ヲ爲スコト但シ沿線奉拜者密集セ  
ル場所其ノ他警衛上必要ナル場所ニ於テハ之ニ正面若ハ斜面シ又ハ回轉ヲ爲サ、ルコトヲ得

二 監督者ハ停車場又ハ重要踏切等ニ位置シ其ノ方向動作ハ一般配置員ニ準スルコト

第二十一條 停車場警衛配置員ノ姿勢ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 停車場「ホーム」内配置員ハ御召列車ノ進行シ來ル方向ニ向ヒ奉拜者線ニ側面ノ方向ヲ採リ御召列

車通御後ハ奉拜者線ニ面シツ、漸次右回轉又ハ左回轉ヲ爲スコト但シ名古屋驛ニ於ケル配置員  
ノ動作ニ限リ別ニ指示ス

二 「ホーム」以外ニ於ケル停車場構内配置員ノ方向及動作ハ前項第一號ニ準スルモ配置位置ニヨリ特  
ニ方向動作ヲ指示スルコトアルヘシ

第二十二條 市内御道筋並鐵道沿線警衛配置員ノ姿勢ハ兩足ヲ僅カニ開キ右手ハ自然ニ垂レ左手ハ  
輕ク刀鞘ヲ押ヘ奉拜者又ハ警戒スヘキ地物ニ注目スル等必要ニ應シ最モ迅速ニ行動ヲ起シ得ル姿  
勢ヲ保ツヘシ

第二十三條 警衛配置員ハ凡テ白色ノ手套ヲ使用スヘシ

第二十四條 警衛配置員ハ左ノ各號ニ依リ黑色卷「ゲートル」ヲ使用スヘシ

一 鐵道沿線配置員ハ晴雨ニ拘ラス之ヲ使用ス

二 停車場配置員ハ晴雨ニ拘ラス之ヲ使用セサルモ「ホーム」其ノ他ノ場屋内外ノ配置員ニ對シテ  
ハ必要ニヨリ之ヲ使用セシムルコトアルヘシ

三 市内御道筋配置員ハ雨雪又ハ泥濘ノ場合ニ限リ之ヲ使用ス

第二十五條 服装ハ常ニ整頓シ且清潔保持ニ努ムヘシ

第二十六條 夜間勤務ニ服スルトキハ提灯ヲ携帯スヘシ但シ停車場鐵道沿線及視察又ハ特別勤務ノ  
者ハ此ノ限ニアラス

第二十七條 私服勤務員ニ對シテハ服務ノ種別ニヨリ一定ノ徽章ヲ附セシム此ノ場合徽章ハ紛失等  
ノコトナキ様注意スヘシ

第二十八條 警衛員ハ勤務中敬禮ヲ行ハサルモノトス

第二十九條 前各條ノ外警察官及消防官服裝規則、巡查服裝規則並警察禮式ヲ遵守スヘシ

第二章 警衛警備其ノ他

第一節 通 則

第三十條 警衛警察官ノ編成配置並擔當區域ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十一條 警衛員ノ配置ハ特ニ命令セサル限り少クトモ通御二時間前ニ完了スヘシ

第三十二條 警衛配置員ノ擔當區域ハ當該指揮者ニ於テ指示ス擔當員ハ其ノ区域内ノ事故ニ對シ全責任ヲ負フモノトス

第三十三條 配置ニ就キタルトキハ一定ノ地點ニ固着スルコトナク特ニ定メタル場合ヲ除クノ外凡ソ通御三十分前迄ハ其ノ擔當区域内ニ於ケル建築物其ノ他ノ場所物件ニ就キ嚴密檢索ヲ行ヒ擔當区域内奉拜者中ニ精神病者其ノ他不潔漢等ノ潜在セサルヤウ注意スヘシ

第三十四條 函簿接近シタルトキ恐懼ノ念ニ驅ラレテ畏縮スル等ノコトナク専ラ注意ヲ奉拜者ニ注キ警衛上萬遺漏ナキヲ期スヘシ

第三十五條 市内沿道ニ於ケル後方配置警衛員ノ奉拜者整理ハ警衛線ノ維持ニ至大ノ影響ヲ及ホスヲ以テ特ニ注意シ萬遺漏ナキヲ期スヘシ

第三十六條 奉拜者中高齡者幼者廢疾者其ノ他保護ヲ要スト認ムルモノニ對シテハ特ニ便宜ヲ與ヘ又ハ機宜ノ處置ヲ爲シ拜觀上支障ナカラシムヘシ

第三十七條 奉拜者ニシテ團體旗手拭等ノ類ヲ振搖セサルコト其ノ他函簿ニ支障ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サ、ル機豫注意ヲ加ヘ置クヘシ

第三十八條 階上其ノ他瞰下スヘキ高所ヨリ函簿ヲ奉拜セムトスルモノアルトキハ人目ヲ惹カサル機穩ニ説諭シ中止ヲ命スヘシ

第三十九條 奉拜者ノ位置及奉拜方法ニ就キ疑義ヲ生シタルトキハ所屬隊長ノ指揮ヲ受ケ處理スヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ又ハ其ノ疑ヒアル者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ取押ヘ若ハ最寄私服警察官吏ニ引繼ク等機宜ノ處置ヲ爲シ直ニ上司ニ報告スヘシ

一、不敬ノ所爲ニ出テムトスル者

二、或器兇器其ノ他危險物ヲ携帯スル者

三、精神病者又ハ白痴者

四、舉動不審者

五、拘摸其ノ他刑事被疑者

六、乞丐浮浪者

七、其ノ他警衛上注意ヲ要スルト認ムル者

第四十一條 團體奉拜者ニ對スル注意警告ハ成ルヘク其ノ引率者又ハ代表者ヲ通シテ之ヲ爲スヘシ

第四十二條 出火其ノ他急迫ノ事故發生シタルトキハ人心ノ動搖ヲ防キ警衛線ノ維持ニ努ムヘシ前項ノ場合警衛上直接關係ナキトキハ指揮ヲ俟タスシテ其ノ位置ヲ離ルヘカラス

第四十三條 御召列車及函簿ノ御發着又ハ御通過時刻ニ就テハ別ニ通達スルヲ以テ克ク記憶シ置ク

ト共ニ所持ノ時計ハ常ニ正確ニ爲シ置クヘシ

第二節 行在所非常御立退所

第四十四條 行在所非常御立退所以下單ニ行在所ト稱スノ警衛員ノ編成並擔當區域ハ別ニ之ヲ定ム

第四十五條 行在所警衛員ハ特ニ其ノ任務ノ重大ナルニ鑑ミ服裝姿勢等ニ注意シ苟モ禮儀ヲ失スル

カ如キ態度アルヘカラス

第四十六條 行在所警衛員ハ特ハ宮内官憲兵共ノ他大禮ノ係職員ト克ク連絡指示ヲ受ケ過誤ナキヲ

期スヘシ

第四十七條 行在所勤務立番員ハ絶ヘス隣接立番員共ノ他ト連絡ヲ採リ其ノ視界内ニ於ケル警戒ヲ

爲スヘジ

第四十八條 立番中異變ヲ發見シタルトキハ速ニ近接立番員ヘ通報シ適宜ノ處置ヲ採リ其ノ旨報告

スヘシ

第四十九條 立番中其ノ位置ヲ離ル、必要ヲ生シタルトキハ隣接立番員ニ其ノ旨通報シ敏速事ヲ處

理シテ復歸スヘシ

第五十條 勤務員ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

一 成ルヘク御視界ヲ避クルコト

二 靴又ハ刀ノ音響ヲ發セサルコト

三 夜間御安眠ヲ妨クヘキ音響ヲ發セシメサルコト

四 御門前及外圍ニ公衆ヲ佇立セシメザルコト

五 職務上ノ要談ト雖モ低聲ヲ旨トスルコト

六 危險ナル物件ヲ携帯シ又ハ擴動不審ト認メタルトキハ嚴重ニ警戒シ毫モ寛假セサルコト

七 特ニ火氣盜難ニ注意スルコト

第五十一條 門衛警察官ハ同所配置ノ官吏ト協力シ其ノ出入者ニ注意シ左ノ者ノ外通門セシムヘカ  
ラス

一 供奉ノ諸員

二 陸海軍將校、同相當官、憲兵、警察官

三 御門鑑所持者

四 郵便電信集配人

前各號ノ者ト雖舉動又ハ携帶品等ニ疑アルトキハ其ノ通門ヲ禁止メ名刺ヲ徴シ上司ノ指揮ヲ受ク  
ヘシ

第五十二條 立番員警邏員交替ニ際シテハ勤務中ノ事故ヲ詳細且的確ニ後任者ニ引繼キ特ニ注意ス

ヘキ點アラハ明示スヘシ

第五十三條 立番警邏勤務員ハ一勤務ヲ終ル毎ニ勤務ノ狀況ヲ日誌ニ記載スヘシ

第三節 前驅、後衛、先乘

第五十四條 前驅後衛ハ御進發前適當ノ時間ニ指定場所ニ到着シ自ラ服裝及乘馬等整否ヲ検査スヘ  
シ

第五十五條 先乘ハ巡查ノ運轉スル「オートバイ」ニ乘リ前驅ノ前方ニ位置シ鹵簿御進發前ニ出發

シ前驅ト約五丁ノ距離ヲ保ツヘシ

第五十六條 前驅後衛ハ周密ナル注意ヲ拂ヒ若兩簿ニ接近セムトスル者アル時直ニ之ヲ抑制スヘシ

第四節 御道筋

第五十七條 奉拜者ノ背後ニ配置セラレタル警衛員ノ姿勢ハ適宜ナルヲ以テ取締ニ最有効ナル姿勢ヲ採ルヘシ

第五十八條 私服勤務員ハ絶ヘス奉拜者中ヲ巡察シ諸般ノ視察取締ヲ爲シ兩簿通御ノ直前ニ際シテ

ハ一般奉拜者ノ最前線ニ出テ奉拜者ニ直面シテ所謂私服警戒線ヲ作ル等機宜ノ處置ヲ採ルヘシ

第五十九條 私服勤務員相互間ハ勿論他ノ係員トノ間ハ常ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ保ツヘシ但シ制服勤務員ト濫ニ私語雜談シ警察官タルコトヲ察知セラレハカ如キコトナキヲ要ス

第六十條 監督者ハ自己ノ位置ヲ部下一般ニ知ラシメ置クヘシ

第六十一條 兩簿通過後ト雖特ニ命令ナキ限リ引續キ尙其ノ位置ニアリテ交通其ノ他諸般ノ取締ニ従事スヘシ

第六十二條 途上ノ交通遮断ニ就テハ別ニ之ヲ指示ス

第五節 鐵道沿線

第六十三條 鐵道沿線停車場ヲ含ム警衛從事員ハ警衛補助員ト協力シ責任區域内ヲ嚴密檢案シ御召車通過三十分前指定配置個所ニ就クヘシ

第六十四條 鐵道ノ警戒ニ就テハ鐵道線路自體ハ鐵道當局ニ於テ當ルヘキニ付警衛警察官ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

一 跨線橋梁踏切暗渠隧道ノ注意警戒

二 線路内ニ侵入セントスル者ノ阻止

三 列車ニ向ツテ惡戯又ハ危險ナル行爲ヲ爲サムトスル者ノ警戒

四 其ノ他危害ヲ加ヘントスル者ノ警戒

第六十五條 鐵道線路踏切ハ其ノ狀況ヲ斟酌シ部隊長ニ於テ少クモ御通過二十分前ニ交通停止ヲ爲シ奉拜者ノ整頓ヲモ同時ニスヘシ

第六十六條 驛構内奉拜者取締ハ鐵道當局ト克ク商議シ取締上遺憾ナキヲ期スヘシ

第六十七條 名古屋驛ニ於ケル警衛員ハ御召車御用貨物ニ就キ交替警戒スヘシ

第六節 皇族警衛

第六十八條 皇族警衛員ハ御在宿中ハ御旅館ニ詰切リ御出向ノ際ハ隨從シテ警衛ニ任スヘシ警衛ヲ謝絶セラレタルトキト雖間接警衛スヘシ

第六十九條 警衛ニ關シテハ隨員ト打合セ諸事遺漏ナキヲ期スヘシ

第七十條 御出向ノ際ハ御道筋御成地及時刻等ヲ問合セ速ニ警衛本部及警察部ニ報告スヘシ

第七十一條 御旅館ニ出入スル者及火氣取扱盜難豫防等ニ就テハ嚴密警戒スヘシ

第七節 貴顯警備

七十二條 貴顯警備員ハ旅館ニアリテハ一切ノ警護ニ任シ隨員ト連絡ヲ保チ遺憾ナキヲ期スヘシ

第七十三條 出向ノ際ハ隨從警備ニ従事スヘク其必要ナシトセラレタルトキト雖間接警衛ヲ怠ルヘカラス

第八節 勅使警衛

第七十四條 勅使警衛ニ就テハ第六節ヲ準用ス

第九節 御荷物通路

第七十五條 御荷物通路ニ配置セラレタル警察官吏ハ交通諸般ノ整理ヲ嚴行シ特ニ左側通行ヲ勵行シ支障ナカラシムヘシ

第七十六條 御荷物通路ハ同時ニ皇族其ノ他貴顯ノ通路ニ充當セラルヘキヲ以テ配置員ハ特ニ注意ヲ要ス

第七十七條 配置員ハ特ニ命令ナキ限り交通整理ニ従事スヘシ

第三章 通信報告

第七十八條 通信報告ハ最敏速簡明ヲ期スヘシ

第七十九條 通信報告ハ事態ノ輕重緩急ニ應シ口頭電話電信若ハ書面ニヨリ之ヲ爲シ書面ニ依ル場合ハ傳令巡查脚夫ヲ使用シ即報紙ヲ以テスヘシ

第八十條 傳令巡查ハ白布ノ腕章ヲ左腕ニ附シ必要ニヨリ「オートバイ」自轉車ヲ使用スヘシ

第八十一條 口頭ノ命令又ハ報告ニハ脚夫ヲ使用スヘカラス

第八十二條 警衛部隊長ハ警衛上ノ事故及狀況ヲ所定ノ用紙ニ記載シ當日ノ勤務終了後取纏メ報告スヘシ

補則

第八十三條 本心得中時又ハ場所ニ關スルモノハ事情ニヨリ變更スルコトアルヘシ此ノ場合其ノ都

度隊長ヨリ指ホス

第八十四條 高等刑事保安衛生ニ關スル心得ハ別ニ之ヲ定ム

尙内務省警保局長より左の如き通牒あり便宜上本項に錄せり。

警保局警發甲第一三七號

昭和三年九月四日

内務省警保局長

愛知縣知事宛

大禮警衛ニ従事スル警察官吏ノ「ゲートル」及手套ノ使用齊一方ニ關スル件

大禮ニ關シ直接警衛ニ従事スヘキ警察官吏ハ他廳府縣ヨリ多數應援員ヲ受クル關係モ有之其ノ「ゲートル」及手套ノ使用ニ付テハ左記ニ依リ之カ齊一ヲ期スルコト、致度候條御了知相成度候

追テ各廳府縣長官ニ對シテハ本件主旨通牒シ應援警察官吏ハ夫々携帯スルコト、致置候條爲念

記

一、「ゲートル」ノ使用ニ付テハ左記ニ依ル但シ各場合共警部補以上ハ長靴ヲ用ヒ「ゲートル」ヲ使用セサルコトヲ得

鐵道沿線配置員ハ晴雨ニ拘ラズ之ヲ使用ス

停車場配置員ハ晴雨ニ拘ラズ之ヲ使用セス但シ「ホーム」其他場屋内外ニ於ケル配置員ニ付テハ鐵道配置員ノ例ニ依ル途上配置員ハ之ヲ使用セス但雨雪又ハ道路泥濘ノ場合ニハ之ヲ使用ス此

ノ場合ハ其ノ使用其他指揮者ニ於テ一定シ齊一ヲ計ルコト

第十三節 警察官宿舎

第一款 準備行動

第一項 宿舎借入

大禮警備警備其他に従事する警察官の編成に伴ひ、警察官を一定宿舎に宿泊せしむる必要を感ずるに至れり。依て訓示召集配置其他連絡統一と警備線に接し運輸交通の便ある位置と、宿泊豫定人員とを指示し、各所轄警察署長にこれが適當場所を撰定借入方を交渉せしむべく、十月六日電話通達を發せり。

斯くて關係各警察署長よりの報告に基き、十月十日より四日間に涉り警務課警部伊藤五一、加藤成治郎は關係警察署長の撰定に係る宿舎の實地踏査を爲せる結果、位置交通の狀況、電燈其他の諸設備等に大體支障なきものと認められしを以て其旨復命し、十月十五日左表の通り借上の事に決定せり。

警察官宿舎豫定表

及宿豫泊定大隊員名	宿泊豫定人員數	宿泊豫定日數	宿舎在合場名	並所
鐵道沿道第一大隊大隊長以下八四名	四二	二	武德會豐橋支所	豐橋市道六町
	四二	二	南部尋常小學校	寶飯郡御津村
同 第二大隊	五三	二	岡崎寶友座	岡崎市桂町
大隊長以下一〇九名	二八	二	安城警察署	碧海郡安城町
同 第三大隊	二八	二	大府商工會事務所	知多郡大府町
大隊長以下一七七名	四一	二	大高明忠院	知多郡大高町
同 第四大隊	一〇七	二	熱田圓通寺	名古屋市南區熱田新宮坂町
大隊長以下一四〇名	九四	二	清音寺	同 市西區枇杷島町
市内配置第一大隊	四六	二	一宮市公會堂	一宮市南柳戸町
大隊長以下三三七名	四三	五	光明院	名古屋市西區花車町
同 第二大隊	九四	二	三井物産株式會社	同 市西區笹島町
大隊長以下三三七名	九四	二	東洋紡績株式會社	名古屋市中區新柳町
同 第三大隊	一九三	五	東別院	同 市中區下茶屋町
大隊長以下三九七名	二〇四	五	警察練習所	同 市中區新榮町
同 第四大隊	二五九	五	警察練習所	同 市中區新榮町
大隊長以下四九三名	二三四	五	大成尋常小學校	同 市東區吳服町
御荷物通特別隊	四二	五	警察練習所	同 市中區新榮町
隊長以下四二名	二二	五	水野恒吉	同 市西區長畝町
離宮廓外警衛係	二三	五	舊笹島警察署廳舎	同 市西區笹島町
特別高等列車係	四九	四	大成尋常小學校	同 市東區吳服町
警衛本部	二五	五	大成尋常小學校	同 市東區吳服町

宿泊豫定人員は宿泊一日分を掲記したるもの

### 第二項 宿舍心得制定

十月十五日警察官吏宿舍心得を制定印刷し、一般宿泊員へ周知方警察部各課所長並に各警察署長へ左記の如く通達し分隊長以上の監督者へ配付せしめたり。越えて十月二十四日警務部宿舍係心得を制定し宿舍主任以下の諸係員を十一月二日任命す。

#### 警察官吏宿舍心得

- 第一條 大禮警衛事務ニ従事スヘキ警察官吏ハ總テ指定宿舍ニ宿泊スヘキモノトス
- 宿泊員ハ警務部宿舍主任係員並ニ宿舍長部隊長ノ指揮監督ニ従フモノトス
- 第二條 宿舍ニ關スル事故ハ警務部宿舍主任之ヲ統理ス
- 各宿舍ニハ警務部宿舍係員ヲ置キ宿舍長ハ宿泊中隊長ノ中ニ於テ警務部長指名ス
- 第三條 宿舍長ハ宿泊員ヲ監督シ左記事項ヲ管掌スルモノトス
  - 一、宿泊係員ト打合せ宿舍ノ施設賄其他ノ庶務ヲ處理スルコト
  - 二、宿泊員輸送ニ關シ自動車其他ヲ必要トスル場合ハ豫メ計畫ヲ爲シ宿舍主任ニ申出ツヘシ
  - 三、宿泊員中ヨリ當番員ヲ指名ス
- 四、宿舍日誌ヲ作製シテ宿舍ニ關スル記事ハ宿舍日誌ニ記載シ翌朝宿舍係員ニ提出スルコト

第四條 分隊長ハ自己ノ分隊員ヲ監督シ會計ヲ擔任ス

會計經理ニ關シテハ宿舍係員ト打合セラナシ自己分隊ニ屬スル宿泊員ノ賄料其他一切ノ經費計算書ヲ作製シ現金ヲ添ヘ宿舍主任ニ提出スヘシ

宿泊員中物品破損等ノ申告ヲ受ケタルトキハ其狀況ヲ調査シ宿舍主任ニ報告スヘシ

第五條 宿舍ノ寢具賄等ハ一切宿舍係員ノ配給ニ従フモノトス宿舍ニ關シ意見アルトキハ宿舍長ヲ通シテ宿舍主任ニ申出スヘシ

第六條 宿舍長及部隊長ハ宿舍係員ト打合セ左ノ各號ニ注意スヘシ

- 一、宿泊員ノ起居寢食ニ注意シ其ノ健康保全ニ務ムルコト
- 二、宿舍内外ノ火氣ニ注意シ炊事場其他ノ火氣ヲ用フル場所ハ時々巡視ヲナスコト
- 三、規律風紀ニ注意シ無斷外出者無キ様取締ルコト
- 四、疾病者アルトキハ直チニ最寄ノ救護所又ハ醫院ニ依頼シテ應急ノ處置ヲ爲シ一面大隊長ニ報告スヘシ

第七條 宿泊員ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

- 一、宿舍ニ着キタルトキハ靜肅且ツ敏速ニ入浴食事等ヲ了シ特別勤務アル者ノ外ハ努メテ休養ヲナスモノトス
- 二、各自品格ヲ重シシ苟モ他人ノ休憩ヲ妨ケ其ノ他警察官吏タルノ體面ヲ汚スカ如キ言動アルヘカラス
- 三、常ニ携帯品等ノ整理ニ努メ非常應急ノ準備ヲ缺クヘカラサルコト

- 四 宿泊中ノ外出ハ成ルヘク之レヲ避ケ己ムヲ得サル時ハ用件行先時間等ヲ具シ宿舍長及分隊長ノ承認ヲ受クルコト
- 五 寢具食器等ハ丁寧ニ取扱ヒ使用後ハ各分隊毎ニ取纏メ一定ノ個所ニ整理スヘシ誤テ破損セシ時ハ狀ヲ具シテ分隊長ニ申告スヘシ
- 六 火氣ノ取扱ハ特ニ注意シ喫煙ハ必ス一定ノ場所ニ於テ之ヲ爲スヘシ

警務部宿舍係心得

- 第一條 警務部宿舍係ハ指名サレタル警察官宿舍ニ於ケル配給會計ノ事務ヲ掌ルモノトス
- 第二條 宿舍係ハ指示セラレタル宿舍ニ關シ豫メ所轄署長ト打合テ爲シ宿泊當日午前中ニ宿舍ニ出張各般ノ準備ヲ爲スヘシ
- 第三條 寢具其ノ他ノ配給並ニ會計事務ニ付テハ十分注意シ適當ニ處理スヘシ
- 第四條 賄配給ニ關シテハ分隊ヲ單位トシ左記方法ニ依リ取扱ヲ爲スヘシ
  - 一分隊長ヨリ宿泊隊員數ノ申込ヲ受ケ食券ヲ交付スルモノトス
  - 二 賄請負人ト豫メ打合セ置キ食券交付順序ニヨリ食事を爲サシムルコト
  - 三 賄料ハ宿泊人ノ都合ニ依リ食事を欠クモ賄料ヲ控除セス
  - 四 宿泊人員出發日時等ニ關シテハ宿舍長分隊長及賄請負人等ト時々打合セテ爲シ其ノ間ノ連絡ヲ圓滑ニシ違算ナキヲ期スルコト
  - 五 宿舍係ハ分隊長ヨリ出發前適當ノ時期ニ於テ經費計算書現金添付ヲ受領シ人員金額等ニ過誤ナキヤ否ヤヲ調査スヘシ

六 徴收シタル賄費ハ一日分毎ニ精算シ賄請負人ニ交付シ領收證ヲ徴シ置キ終了後宿舍主任ニ提出スルコト

第五條 宿舍ニ關スル配給物品ニ不足ヲ生シ若クハ新規施設ヲ要スル事故ヲ生シタルトキハ即時宿舍主任ニ電話シ指揮ヲ受クヘシ

十一月	日	晚食券	分隊名
十一月	日	朝食券	分隊名

經費計算書				昭和三年十一月 日	
計	區別	員數	單價	計金	摘要

注意  
 一、賄料ハ宿泊員ノ都合ニ依リ食事を欠クモ控除セス  
 二、可成的釣銭ヲ要セザル精算ヲ提出スルコト



警務部宿舍主任 警部 伊藤 五一  
屬 加藤 成治郎

大隊別	宿舍名	宿舍長官氏名	宿舍係官氏名
第一道 大沿線隊	武德會 小豐橋 支校	鈴木 高之助	林 森 榮 大 太 郎
第二 大 隊	安商工 會警務 所	西野 六太 鹿 三右衛門	神 田 演 白 井 義 天 野 義 白 井 義 舟 戶 幸 兼 松 幸 舟 戶 幸 兼 松 幸
第三 大 隊	熱大 田 高 通 會音通 會音通	船橋 清次 片 橋 清 正 重	兼 舟 戶 幸 兼 舟 戶 幸 兼 舟 戶 幸
第四 大 隊	一批 宮島 清 會音通	山 木 文 繁 市 臣	兵 川 藤 合 武 三 男 男
第一内 大沿線隊	三花 井物 光 株式會社	伊 藤 友 三 郎	小 林 文 五 郎
第二 大 隊	東洋紡 織事務所	堀 原 田 坂 十次郎	淺 井 武 右 衛門 郎
第三 大 隊	東洋紡 織事務所	藤 原 田 坂 十次郎	加 藤 成 治 郎

第三項 宿泊員 賄

各宿泊所員の賄に就ては(1)連絡統一を圖り飲酒其の他の不都合なからしめ(2)可及的食事に費す時間を少くし休養時間を多く取らしめ(3)各員に冗費の支出を節約せしめんが爲宿泊所に於て一定時間に食

事せしむるを適當に認めたるを以て豫め宿泊所附近の業者より三食金五拾五錢乃至金六拾錢の範圍内に於て献立書を提出せしめ榮養價に當るものを推定指示し請負はしめ供給せしむる事とせり。今指示せる献立書の一部を掲ぐれば左表の如し。

献立表

一、朝 食	味噌汁、煎餅、油揚、蕪、蕎麥、豆腐漬物	請負人 名古屋市中區四新町 淺野 圓 市
一、晝 食	五目飯、鶏肉、蓮根、干瓢、人参漬物	
一、夕 食	但携帯に便ならしむべく晝食は何れも折箱詰とす	
又 は		
一、夕 食	溜煮(牛肉、蒟蒻、金柑、人参、午粿漬物)	
一、朝 食	味噌汁、漬物	請負人 名古屋市中區裏門前町 堀 田 甚 太郎
一、晝 食	つくだ煮、にしめ、漬物、梅干	
一、夕 食	煮肴、にしめ、漬物	
一、朝 食	味噌汁、香ノ物	請負人 名古屋市中區吳服町 吉 田 重 太郎
一、晝 食	五目飯、松茸、蓮根、肉、油揚、香ノ物	
一、夕 食	魚肉味煮、香ノ物	

### 第四項 宿泊員寢具

(イ) 名古屋市内

名古屋市内各宿舎に於て使用せしむる寢具に就ては使用標準を一組上掛二枚敷一枚三人宛とし、警察部の在庫品全部を使用するも尙不足を感ずるにより、當業者より借上充當することとせり。御盛儀當日ともなれば郡部又は縣外より奉拜者一時に多數參集するは明かなるより、當日間近に至れば寢具借上需要者増加し、大量借入に困難を來し且つ勢ひ借上料の騰貴を免れざるを以て、九月廿二日市内當業者より見積書を徴し左記の如き請書を提出せしめ、四百組壹千貳百枚借上の契約せり。

寢具見積書

名品	數量	一夜借上 一枚損料	二夜續キ借上 一枚ノ損料	三夜續キ借上 一枚ノ損料	四夜續キ借上 一枚ノ損料
(上衣) 大蒲團	八〇〇枚	貳拾錢	拾七錢	拾五錢五厘	拾四錢
敷小同	四〇〇枚	拾四錢	拾壹錢	九錢	八錢

但シ前記二夜三夜四夜ハ御大典當時引續キ借上豫定日ニシテ尙運賃ヲ損料中ニ包含致有候  
右價格ヲ以テ御下命ノ節ハ相違無ク御受仕候也

昭和三年九月二十二日

名古屋市西區東萬町

西

脇

丈

助

愛知縣警察部御中

請書

昭和三年九月二十二日見積書提出致置候蒲團御借上之件ハ御指定通何時ニテモ上納可仕候モ御迷惑相掛間敷此段請書提出仕候也

昭和三年九月廿四日

名古屋市西區東萬町

西

脇

丈

助

愛知縣警察部御中

(ロ) 郡部鐵道沿線

郡部鐵道沿線各宿舎に於ける寢具借上に就ては宿泊人員も少數なるより宿舎附近に於ける宿屋營業者より借上使用することとせり。其の交渉は所轄警察署長をして爲さしめたり。

### 第五項 諸備品配給

宿舎中敷物の設備なき板張りの箇所に対しては二間續き太蘭筵を購入配給使用せしめたり。  
尙配給使用せしめたる諸備品は左表の如し。

警察官宿舎備品配給表

所轄署名	宿泊豫定月日	宿舎名	豫定宿泊人員	配給品						
				蒲團	蘭筵	洗面器 柄杓	草履	藥罐	茶碗	盆
豊橋	十一月五日	大日本武徳會 豊橋支所	四	三	一	一〇	二	一	一	二
御油	十一月廿六日	御津村 南部小學校	四	三	一	一〇	二	一	一	二



臨時宿舍を設備し事なきを得たり。

寢具を名古屋市内及鐵道沿線各宿舍に於て借上使用了る数は延總計三四二組借上料は一夜一組金五十五錢乃至金十五錢の範圍内にして延計金千三百九十六圓二十二錢平均一組金四十錢五厘強を要したが宿泊員に負擔せしむる事なく全額縣費支辨とせり。

賄費の徴收に關しては其精算の適確を期する爲め、宿泊員に對し夫々食券を交付し、宿舍心得に依り所屬分隊長をして一日分毎に精算し取纏めしめ、之を宿舍係員受領し其都度請負人に支拂はしめし故、終了後に於ては何等精算を要することなく、又相違したるものもなく至極好成績を擧ぐるを得たり。

### 第三款 餘 記

#### 第一項 宿舍謝禮

宿舍は何れも舍主より好意的援助により貸與を受けたるものなるに依り相當謝禮の必要を認めたるを以て御大禮終了後知事より左記の禮狀に別表の如く金壹封を添へ謝禮したり。

拜啓益々御清穆之段奉賀候陳者今回御大禮行幸ニ際シテハ種々御盡力ニ預リ候段深謝ノ至リニ不堪候茲ニ感謝之意ヲ表シ度石御挨拶マデ如此御座候 敬具

昭和三年十一月廿七日

殿

愛知縣知事

小 幡 豊 治

警察官宿舍謝禮調査表

所轄署名	宿 舍 名	謝 禮 額	宿 泊 延 入 員	宿 泊 回 數	寢 具 借 入 數
豐 橋	武德會豐橋支部	二〇	八四	二	
御 油	御津村南部小學校	二〇	一〇六	二	
岡 崎	岡崎市寶友座	二〇		二	
安 城	安城警察署	一〇	五六	二	
半 田	大府商工會事務所	二〇	八二	二	
橫 須 賀	大高町明忠院	五〇	四九三	四	二八
熱 田	熱田圓通寺	五〇	一、三三二	一	
征 島	花車町光明院	一〇	九四	五	
新 榮	三井物産株式會社	二〇	八七六	五	
新 前	新柳町東洋紡績事務所	一〇〇	一、二六五	五	一五〇
門 前	下茶屋町東別院	三〇	九八二	二	
新 榮	吳服町大成小學校	二〇	二〇二	二	
江 川	枇杷島町清音寺	二〇	九二	二	
一 宮	一宮市公會堂	二〇	一一五	二	
計	離宮縣警察員宿舍主	三九〇		五	

#### 第二項 寄贈品配給

### 第一目 藥 劑

警衛警備其他視察取締從事員一同に對し罹病したる際の應急持藥として左記の藥劑寄贈を受けたるにより各大隊長並各係長へ配給し一同へ交付せしめたり

關神經專門藥

一、ノイシン 三千袋

名古屋市東區京町二丁目五番地

一、近藤健胃錠 五千袋

寄贈者 荒川 長太郎

一、近藤健胃錠 五千袋

名古屋市東區堅代官町六番地

一、近藤健胃錠 五千袋

寄贈者 近藤 忠吉

### 第二目 入 浴 券

前同様一同に對し名古屋市内共通入浴券の寄贈を受けし故市内設備の各宿舍へ配給し宿舍係員をして宿泊の都度宿泊員一同へ交付せしめ其の疲勞の恢復に努めしめたり。

市内各警察署殘留員に對しては所屬署長へ、警察部各係員に對しては各係長へ配給し交付せしめたり。

一、市内共通入浴券 壹萬枚

名古屋市湯屋業聯合組合長

寄贈者 山中 儀三郎

因に藥劑寄贈者荒川近藤二氏並山中湯屋組合長に對しては知事より禮狀宿舍主に送りしと同文面を

送り感謝の意を表せり

### 第三目 慰問品配給

木下警察部長は警務係長をして、警衛警備其他視察員一同に對し左記の如く數々の慰問品を贈らしめ連日に涉る勤務の辛勞を犒へり。

一、林 橘 二、三〇〇個 但十一月六日午後六時を期し一齊宿舍へ配給

一、蜜 柑 四、六〇〇個 但十一月二十六日午後六時を期し一齊宿舍へ配給

### 第十四節 警衛補助員心得

#### 警衛補助員心得

第一條 本心得ニ於テ警衛補助員ト稱スルハ御大禮行還幸ニ際シ警衛ノ爲各市町村ノ消防組員青年團員中ヨリ特ニ選拔委嘱セラレタル者ヲ謂フ但シ特ニ在郷軍人ニ委嘱スルコトアルヘシ

第二條 警衛補助員ハ警衛警察隊ニ屬シ其隊長ノ指示ニ從フモノトス

警衛補助員ノ所屬部隊勤務方法等ハ警衛部隊長ニ於テ指示ス

第三條 警衛補助員ハ至誠奉公ニ基キ警察官ノ補助トシテ其ノ指示ニ從ヒ御警衛上必要ナル取締其ノ他ノ事務ニ従事スヘシ

第四條 警衛補助員ハ其ノ任務無上ノ光榮ナルト其ノ責任ノ重大ナルトニ鑑ミ各自奮勵努力周到ナル注意ヲ以テ事ニ當リ萬過誤ナキヲ期スヘシ

第五條 警衛補助員ハ専ラ言動ヲ慎ミ苟モ威權ヲ弄スルカ如キコトナキ様留意スヘシ

第六條 警衛補助員ノ服裝ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ

一 在郷軍人消防組員ハ各所定ノ制服青年會員ハ其團服ヲ着用スルコト

二 靴又ハ地下足袋ヲ穿テ帽ノ頤紐ヲ掛クルコト

三 警察官署ヨリ交附シタル腕章ヲ着クルコト

四 服裝ハ總テ清淨整正ヲ旨トスルコト

五 外套着用ノ際ハ警察官ニ準スルコト

第七條 警衛補助員ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 勤務ノ方法及場所ニ付テハ決シテ不服ヲ唱ヘサルコト

二 常ニ警察官ノ指示ニ從ヒ決シテ單獨ノ行動ヲ執ラサルコト

三 公衆ニ對シテハ専ラ丁寧懇切ヲ旨トシ苛モ反感ヲ招クカ如キ事ナキ様注意スルコト

四 同僚ハ親和ヲ旨トシ職務上同心協力以テ任務ヲ完フスルニ努メ規律ヲ嚴守シ命令ヲ格守スルコト

五 態度ヲ謹嚴ニシ言語ハ明確ヲ期スルコト

六 指定ノ位置ヲ守リ濫リニ之ヲ離レサルコト

七 勤務中ハ勿論勤務前ニ於テモ絕對ニ飲酒セサルコト

八 勤務中見聞シタル秘密ハ之ヲ嚴守スルコト

九 服務上ニ於ケル疑義ハ遲滯ナク警察官ニ質スルコト

十 兩簿又ハ御召車御通過後ト雖モ警察官ノ指示アルマテハ配置個所ヲ離レサルコト

十一 乗用自轉車辨當其他ノ所持品ハ不體裁ニ互ラサル様注意スルコト

十二 警衛補助員ハ勤務中出火其ノ他ノ事變發生スルモ所屬隊長ノ命令ニ依ラスシテ其ノ位置ヲ離レハカラサルコト

第八條 警衛配置ニ就キタル警衛補助員ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

一 配置ニ就キタル後ハ凡テ敬禮ヲ行ハサルコト

二 御道筋ニ於テ服務スル者ニ在リテハ兩簿ノ進行方向ニ向ツテ奉拜者ニ斜面シテ直立ノ姿勢ヲ執リ公衆ノ動作ニ注意スルコト

三 配置ヲ受ケタル後ハ直ニ其ノ擔當區域ヲ巡察シ警衛上百般ノ注意ヲ爲スヘシ

四 奉拜人心得ニ掲ケタル事項ニ違反スル者ナキヤ否ヤニ注意シ違反スルモノヲ發見シタルトキハ懇切諭示シ肯セサルモノアルトキ又ハ事態重要ト認ムルトキハ速ニ警察官ニ報告スヘシ

五 精神病者ヲ發見シタルトキハ之ヲ警察官ニ引渡シ舉動不審者或ハ危險物ヲ携帯シ又ハ其ノ疑アル者ヲ發見シタルトキハ其ノ行動ヲ監視シ一面警察官ニ報告スルコト

六 御道筋及其ノ附近道路ノ交通整理ハ警察官ノ指示ニ從ヒテ之ヲ行ヒ通行ヲ禁止スル場合ハ其ノ避讓ヲ指導整理シ牛馬諸車ノ類ハ附近ノ道路ニ待避セシムルコト

第九條 警衛補助員左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ發見シタルトキハ直ニ應急處理ヲ講シ一面警察官ニ急報スルコト

第三篇 警察部 第一章 警衛警務係

- 一、御通過時刻切迫ノ際、兩簿ノ前面ヲ横斷セムトスル者アルトキ
- 二、兩簿ニ對シ惡戯ヲ爲サムトスル者アルトキ
- 三、御通過ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サムトスル者アルトキ
- 四、以上ノ外不敬ニ渉ルヘキ言動アルトキ
- 五、警衛行動ヲ妨ケムトスル者アルトキ

第十條 鐵道沿線及停車場ニ勤務ヲ命セラレタル者ハ左ノ各號ニ注意スヘシ

- 一、配置ノ途上等ニ於テ線路ノ通行ハ之ヲ避ケ止ムヲ得サル場合ニ於テハ鐵道係員ノ許可ヲ受ケ充分注意ヲ拂ヒ危險ノ虞ナキヲ期スルコト
- 二、公衆ニ注意シ絶對ニ鐵道用地内ニ立入ラシメサルコト
- 三、近接高所ニ於テ勤務スル者ハ御通過ニ際シテハ御召車ヨリ望見シ得サル適當ナル箇所ニ位置スルコト

第十一條 警察用電話線ノ保護ニハ最モ注意シ妨害ヲ加フルモノアルトキハ直ニ之ヲ防止シ警察官ニ引渡スヘシ

故障ヲ發見シタルトキハ警察官若クハ係員ニ急報スヘシ

第十二條 前各條ノ外心得ヘキ事項ハ必要ノ都度所屬隊長ヨリ訓示スル處ニ據ルヘシ

### 第十五節 一般奉拜者心得

大禮行幸啓時に於ける奉拜者心得、別案の通制定印刷に付し一般に配付せり。

- 一、一枚摺り十萬枚を製し警察署を經由町又は字惣代等に依り一般に配付するものにして、配付の範圍は名古屋市内及鐵道沿線各町村とし、若し枚數不足の場合は便宜町村をして印刷補給せしむ。
- 二、各種廣告を利用し之に附加印刷せしめて一般に配付せしむ。

#### 一 一般奉拜者心得

- 一、鳳輦の通御又は御召列車御通過の際御道筋又は鐵道沿線に於て左記各號の通り注意を要す
- 一、兩簿又は御召列車の奉拜は靜肅奉敬を旨とし不敬に渉る等のことなき事
- 一、樹木に登り又は小兒を肩車に載する等不體裁の行爲を爲さざること
- 一、階上其他高所より奉拜せざること
- 一、喫煙、飲食を爲し又は雜言其他喧嘩に渉らざること
- 一、頬冠を爲し又は股脚を露はす等不體裁の行態なきこと
- 一、帽又は笠を冠り毛布の類を着用せざること。但服制により着帽し及び洋裝せる歸人の帽を用ゆるは此限にあらず
- 一、鳳輦又は御召車を指し若くは手を翳し奉拜せざること
- 一、旗幟の類を振搖し其他馬匹驚逸の虞ある行爲を爲さざること
- 一、靴等他人の邪魔となり其他危險の虞ある物件を携帯せざること
- 一、雨雪の場合を除き傘を翳し奉拜せざること

- 一、寫眞器械を携帯せざるに於ては、函簿又は御召車を撮影せざること、御通過後、雖も警衛線の解除御通過約三十分せらるゝまでは、御道筋通り奉拜位置を亂さざること
- 一、奉拜の爲め、街路樹其他建築物等を毀損せず、又他人の田畑を踏み荒らす等のことなき事
- 一、御道筋民家の床上又は内底に於て座拜は、差支なきも物蔭より透見せざること
- 一、老者、幼者、婦女子に對しては成るべく奉拜の便宜を與ふること
- 一、鳳輦の御着發前、長きは六時間短きは四時間前に、市内御道筋を離る兩側、凡そ二丁の地點に於て一般通行を遮斷すべきを以て、通行者は他道を選むこと。但東西に小田原町南北に堀川筋東側は一時間前迄交通通り抜けに限るを許す。
- 一、市内御道筋に於ては成るべく多數奉拜せしむる爲め、總て座拜すること
- 一、市内御道筋は軍隊又は學生等奉拜の爲め、一般奉拜の余地少なきを以て成るべく其横町に於て奉拜すること。但此際も市に於て席を準備せるを以て座拜とし成るべく多數を奉拜せしむる事

### 第十六節 大禮に關する各種印刷物

十一月一日左の如き御大禮函簿奉迎に就てと題する印刷物九千九百枚を各署に送付し其署管内官公署、銀行、會社、工場以上には相等部數停車場、湯屋、旅館、理髮店等多數人の集合又は出入する箇所に至急配付し之が適宜掲出周知方取斗へり。尙木下警察部長は同日名古屋放送局より「御大禮函簿奉迎に就て」と題し放送せり。

### 御大禮函簿奉迎ニ就テ

愛知縣警察部長 木下 義介

待チニ待ツタ十一月トナリマシタ、茲五日經テバ御大典函簿ヲ名古屋市ニオ迎ヘスル日トナリマス、這回ノ函簿ハ普通ノ行幸ノ時ト異リ、賢所ヲ奉安セラレマスノデ、京都市行幸ノ儀ト云フ御大典中ノ御儀式トシテ鄭重ニ取扱ハル、コトハ既ニ皆様ノ御承知ノ通りデ、オ互ヒニ赤誠ヲ捧ゲテ當日ノ光榮アル奉迎ヲ一日千秋ノ思デオ待チ受ケ致シテ居ル折柄ツイ心付カナイデ不敬ニ涉ルヤウナコトガ有ツテハ國民トシテ相濟マヌ次第デアリマスカラ、函簿ヲオ迎ヘスルニ當テ注意スベキ事柄其他ヲ茲ニオ知ラセ致シタイト存ジマス、先ヅ申シ上ゲネバナラヌコトハ名古屋市内ノ

#### 第一 交通遮斷デアリマス

元來一般公衆ノ自由ナル交通ヲ警察力デ遮斷スルノデアリマスカラ、出來ルダケ範圍ヲ狭クシ短イ時間ニ止メタイト各方面カラ研究シマシタ結果

- 1、區域ハ廣小路通り並ニ本町通即チ函簿御道筋ヲ中心ニ左右二町ヲ大休ノ標準トシ
- 2、時間ハ日ニ依リ異リマスガ、晝間ハ御通過ノ六時間前早朝ハ四時間前ト致シマシタ、具体的ニ申シマス、十一月六日ハ名古屋驛ニ御召列車ノ御着ガ三時半デアリマスカラ、六時間前ノ朝九時半、十一月七日ハ名古屋離宮御發着ガ九時五十分デアリマスカラ、四時間五十分前ノ午前五時トナリマス。

右ノ時間ハ大休ノ標準デアリマスカラ、其時刻ニナリマシテモ、御道筋ニ拜觀ノ餘地ガアリ混雜ノ



程度ガ甚シクナケレバ、六時間内ト雖通行ヲ許シマス。之ニ反シ早朝カラ人出ガ多ク奉拜場所ノ餘裕ナク混雜ガ甚シケレバ其前ニ通路ヲ縮切ルカモ計ラレマセヌ。結局大休ノ標準ヲ決メテ置イテ實際ノ状態ニ依リ伸縮スル筈デアリマス。次ニハ遮斷後ニ於ケル

3. 交通路即チ止ムヲ得ザル用事デ遮斷線内ヲ横ギル人ノ道トシテ

イ、小田原町通ヲ東西ニ通行スル人ノ爲

ロ、堀川通東側ヲ南北ニ通行スル人ノ爲ニ

南簿御通過一時間前迄、即チ六日ハ午後二時半迄、七日ハ午前八時五十分迄ハ單ニ通り過ギル人ニ限り通行ヲ許シマス

從テ右ノ通路ヲ通ル人ハ遮斷線内ニ立チ止マルコトハ一切出來マセムカラ充分御注意ヲ願ヒマス。又此所ヲ通ル自動車人力車及自轉車即チ乗用車ニ限テ小田原町ノ交通路ニ於テハ、小田原町カラ西魚町ノ方面ニノミ、又堀川通ハ天王崎町カラ木挽町ノ方面ニ限テ通過ヲ認メマス。其他ノ荷車牛馬車ハ混雜ヲ防グ爲オ氣ヲ毒ナガラ絶對ニ通行ヲ差シ止メマス。

4. 電車、自動車、人力車等ノ通行モ交通遮斷線内ハ一般ノ交通ヲ遮斷スルト同時ニ禁止シマス。從テ本町通廣小路通モ郵便電信配達人及警察傳令ノ自轉車ノ外ハ一切通行出來マセヌ。之モ混雜ヲ防グタメ止ムヲ得ナイ次第デアリマス。カラ御承知下サイ。次ニハ

### 第二 行幸ト名古屋驛ノ問題デアリマス

御承知ノ通り南簿ハ名古屋驛ト離宮ノ間ヲ通行サレマス。ノデ、名古屋驛ハ非常ニ複雑ナ關係ニナリ

1. 御召列車ノ到着又ハ出發

2. 南簿ノ出發又ハ到着

3. 供奉員並御荷物ノ出發又ハ到着

等ト極メテ混雜ヲ來スコト、ナリ、私共ハ之等ノ整理ニ非常ニ頭ヲ痛メテ居リマス。右ノ中一般公衆ニ直接關係ヲ持ツノハ汽車ノ乗リ降りデアリマス。ノデ鐵道局ニ於テハ「乗降客ヲ如何ニ取扱フカ」ニ就テ研究サレタ結果御召列車運轉ノ當日殊ニ御召列車運轉時刻ノ前後ニ於テ、名古屋驛ニ於テ乗リ降りスルコトハ旅客ニトリ非常ニ不便デアリマス。カラ、コノ不便ヲ避クル爲名古屋驛ノ代リニ

1. 東海道線ハ熱田驛及枇杷島驛ニ於テ

2. 中央線ハ千種驛及大曾根驛ニ於テ

3. 關西線ハ八田驛ニ於テ

乘リ降りスルヤウ特ニ列車内ニ案内係ヲ乗込マシメテ周知方ヲ計ラレル筈デアリマス。從テ例ヘバ東海道線ノ上リ旅客ニシテ名古屋驛迄ノ切符ヲ以テ熱田驛ニ下車スルコトヲ認メ、平常ハ停車シナイ急行列車ヲ特ニ熱田驛ニ停ムル手筈ニナツテ居リマス。警察側トシテハ一般ノ町ハ交通遮斷ニナリマシテモ下廣井町通リカラ明治橋ヲ經テ名古屋驛ニ至ル道筋ハ御召列車到着又ハ出發ノ二時間前迄ハ交通ヲ許ス積リデアリマス。ケレドモ實際當日トナレバ名古屋驛前ハ非常ニ混雜スルラシイノデ事實上數時間前ニ汽車ニ乗ル人ノ通行ヲ断リスルカモ知レマセヌ。一面汽車旅客側カラ見マスレバ名古屋驛ノ代リニ熱田驛カラ乗リ降りスルコトシテモ、市内電車及バスノ利用ノ便利カラ言テ、又賃金モ同一デアリマス。カラ出來ル丈熱田驛ヤ千種驛等ヲ利用サレテ混雜ヲ少クシテ貰ヒタイノデアリマス。

### 第三 有資格奉迎者ノ交通路

有資格者ノ奉迎位置ハ

1. 名古屋驛構内

2. 師團廓内師團司令部東側

ノ二ヶ所ニ決メラレテ居リマス。從テ當日名古屋驛ニ行カレルニハ御召列車ノ到着又ハ出發ノ一時間半前迄即チ六日ニハ午後二時迄、七日ニハ午前九時半迄ナラバ、徒歩テ行カレル人ヲ始メ、自動車入力車ニテモ岩井町通リヲ西ニ下廣井町ヲ經テ明治橋ノ手前デ下車シテ驛構内ニ入ラル、コトニシマシタ待合セナイ自動車、人力車ハ混雜ヲ避クル爲メ、交通遮斷線ノ所ノ廣場デ引返ヘシテ頂キマス。師團廓内ノ奉迎者ハ清水御門ヨリ、六日ハ午後二時迄、七日ハ午前八時迄デニ指定ノ位置ニ就カレネバナリマセ

第四 一般奉拜心得

奉拜者ハ自然鐵道停車場並鐵道沿線ト名古屋市内御道筋トニ區別スルコトガ出來マスガ茲ニハ主トシテ市内奉拜者ノ心得ヲ申シ上ゲマス。カラ停車場又ハ鐵道沿線ノ奉拜者ハ之カラ推シテ御了承ヲ願ヒマス。

1. 一般的ノ心得トシテハ先ヅ第一ニ、靜肅ヲ旨トシテ、不敬ニ涉ルヤウナコトガ有ツテハナリマセズ。
2. 年寄ヤ子供又ハ婦人ニ對シテハ成ルベク拜觀ノシヤスイヤウニ前側ニ出シテヤルヤウニシテ下サイ。混雜ノ時ハ特ニ氣ヲ付ケテ下サレバ結構ニ存ジマス。
3. 御南簿ハ御馬車ヲ主トシ、警察官、近衛將校等ハ騎馬デ南簿ニ加ハリマス。ノデ、旗ヤ帽子ヤ、ハンカチ、1フ等ヲ振ツタリ大キナ音響ヲ立テルト馬ガ驚キ暴レルヤウナコトガアツテハ困リマス。カラ、御

注意下サイ。萬歳ヲ唱ヘルコトモ右ノ次第テ禁ズルコトニ致シマシタ。

4. 杖ヤ靴ヤ腰掛ノヤウナ他人ノ邪魔ニナツタリ、場所ヲトルモノヲ持ツテ行カナイコト。其ノ他何物ヲ間ハズ危險ナモノヲ持チ込ムコトノ出來ヌコトハ申ス迄モアリマセズ。

5. 混雜シマス。ト街路樹ヲ折ツタリ、垣ヤ店頭ノ窓硝子等ヲ毀スコトガアリマシテ、沿道ノ人ニハソウデナクテモ多大ノ迷惑ヲ懸ケテ居ルニ拘ラズ、更ニ鈔カラヌ物質上ノ損害ヲ懸ケマス。カラ能ク御注意下サイ。

6. 奉拜者ガ御道筋ニ於テ寫眞ヲウツスコトハ各地トモ禁ズルコトニナツテ居リマス。カラ、寫眞機械ヲ持テ出懸ケナイヤウニ御注意下サイ。殊ニ南簿ヤ御召車ヲ寫眞ニトルコトヲ禁ジテ居ルコトハ既ニ皆御承知ノコトデアリマセウガ附ケ加ヘテ申シ上ゲマス。

7. 二階ヤ三階ノ高イ建物カラ見下ロシテ拜觀スルコトハ出來マセズ。假令一階デモ窓ガ地上カラ七尺トカ八尺トカアル建物デハ、自然高イ所カラ拜觀スルヤウニナリマス。カラ遠慮シテ頂キタイ。

8. 二階建以上ノ洋館デ「シャツタ」<sup>1</sup>アルモノハ皆之ヲ閉スト共ニ、平素仕事ヲサレル以外ノ人ハ一切入レナイコト。

9. 洋館タルト日本建タルト間ハズ、建物ノ中又ハ軒内ニ居ル人ニ對シテハ建物ノ所有者又ハ管理者若ハ借主ニ於テ、充分責任ヲ以テ不敬ヲスルコトノナイヤウ取締テ頂キタイノデアリマス。

10. 御道筋ノ人家ノ内庭ヤ床ノ上デ座テ拜觀スルコトハ差支アリマセヌガ、家族、雇人以外ノ人ハ身元ガ確カナ名前ノ判ツタ人ニ限テ軒ノ内ニ入レ之等ノ人ニ對シテハ、戸主ノオ方ガ充分責任ヲ負フテ頂キタイノデアリマス。若シ無理ヲ言ツタリ、身元ノ判ラヌ人ガアツタラ手近ニ居ル警察官ニオ

知ラセ下サイ。

11、御道筋ノ民家ニハ便所ヲ拜觀者ニ使ハシテ下サルヤウニ市役所カラ漏レナク、特ニオ頼ミシテアリマスガ拜觀ニオ出懸ケノ人ハ前日頃カラ成ルベク、オ茶ヤ水ヲ呑マナイヤウニシテ居ラレルト便利デアリマス。

12、病人ヤ嘔吐的ニ昂奮シ易イ人ヤ精神ニ異狀アル人等ハ絕對ニ拜觀ニ出懸ケナイヤウニ家族ノ方デ充分御注意ヲ願ヒマス。若シ不幸ニシテオ待オ受ケシテ居ル間ニ氣分ガ悪クナツタ時ハ赤十字社ナリ、縣ナリ、市ナリノ救護所ニ手遅レニナラヌヤウオ出デ下サイ。救護所ハ御道筋ニ總テ二十一箇所設備シ、目標トシテ白ノ布地ニ「救護所」ト大キク書イテ軒先ニ出シテアリマス。

13、雨簿御通過後御道筋ノ混雜ヲ來スコトハ御遠慮セネバナリマモヌ。殊ニ今度ノ雨簿ハ普通ノ時ト違テ並足デ進マレマスノデ、色々ノ關係ヲ考ヘテ御道筋ノ警戒ハ御通過後三十分間ハ其ノ儘ニ致シテ置カネバナリマセヌカラ奉拜者モ三十分ハ靜カニシテ居ラレタイノデアリマス。尤モ交通遮斷線ノ外側ニ靜カニ順序ヨク出ラレルノハ差支アリマセヌカラ横町ニ座テ居ラレル方カラ次第ニ外側ニ出テ道ヲ開ケテ下サイ。

以上申シ述ベマシタ事柄ハ奉拜者ニ御注意シテ頂キタイ極ク大略デアリマス。詳細ハ一枚刷ノ印刷物トシテ、オ配リシタリ又新聞紙ニ其都度掲載サレテ居リマスカラ、能ク御覽ヲ願ヒマス。又別ニ多數ノ人ノ出入スル旅館、料理屋、飲食店、湯屋、貸座敷及活動寫眞、劇場ノ營業者並ニ關係者ニハ夫レ夫レ特別ノ注意ヲ差出シテ置キマシタカラ、家族ハ勿論雇人ニ至ル迄洩レナク充分ニ注意ガ行キ届クヤウ御取計ヲ希望シマス。次ニ

第五 雨簿ノ奉拜者タルト否トニ拘ラズ一般ノ方ニオ願ヒセネバナラムコトハ

十月十日ノ放送ノ時申述ベマシタヤウニ、這回ノヤウナ行幸ニ當リマシテハ、御警衛御警備ト云フ事ハ警察官丈ケデハドシナニ努メマシテモ充分ニ出來ルモノデアリマセヌカラ、廣ク一般ノ方々ノ御協力御援助ヲオ與ヘ下サレタイコトデアリマス。其主ナルコトハ

1、日本帝國六千萬ノ國民ガ殘ラズ御大典ヲ奉祝シテ居ル際ニ、家族又ハ親戚中カラハ勿論ノコト近所近邊カラ不敬ナ人ガ出テハ眞ニ恐縮千萬デ國民トシテ、相濟マヌ次第デアリマスカラ、互ニ戒メアツテ心得違イノ者ノ無イヤウ充分注意スルコト。

昔ハ隣近所五軒ヲ一組トシテ五人組ト稱ヘ組内カラ罪人ヲ出スト、組員ガ世間ニ顔出シガ出來ヌト言ツテ戒メアツテ居タコト、並ニ組内カラ罪人ガ出ルト組内ノ人ガ皆處罰サレタ時代ノアルコト等ハ皆様ノ御承知ノコトデアリマス。名古屋市ノ如キハ隨分人ノ出入ノ頻繁デアリマスケレドモ氣ヲ付ケテサヘ居ツテ頂ケバオ隣リニ心得違ヒノ者ノ居ル位ハ、判ルコト、思ヒマス。吳々モオ願ヒ致シマス。此事ハ特ニ町總代ヤ消防組頭ヤ、其他種々ノ公職ニアラレル方々ニ私ハ國民ノ爲ニオ願ヒシマス。

2、精神病者ヤ怪シイ人等ガ見付カツタ時又ハ仕込杖トカ、短刀ノヤウナ危險ナ物ヲ持ツテ歩イテ居ル者ガ有ツタ時ハ直ニ最寄ノ警察官ナリ、派出所ニ知ラセテ頂キタイコト。

3、多數ノ警察官ノ中ニハ警衛ヤ、警備ニ就ク際建物ヤ皆様ノオ仕事又ハ地形等ニ不慣レノ者ガアルカト思ヒマス。御同情アル御諒解ト御援助ヲ下サルヤウ豫メ私カラオ願ヒ致シテ置キマス。

4、其他警察官ガ種々調査ノ爲メ又ハオ打合セノタメオ尋ネスルコトガ屢々アルト思ヒマス。左様

ノ場合ハ出來ル丈便宜ヲ與ヘテ早ク調査ガ終ルヤウニ御援助ヲ頼ミ致シマス。

第六 火災盜難ノ注意

ソノノ夜分ハ寒氣ヲ覺エル氣候トナリ所謂火災時期ニ入り、毎年ノ例ニ依リ火事ガ殖エテ參リマシタ。又世間ガ不景氣ニナレバ盜難ヤ強盜ガ殖エマス盜難ヤ強盜ハ戸籍リノ不注意カラ、火事ハ火元ノ油斷カラ起リマス。御大典期間ハ日本全國津々浦々ニ至ル迄極メテ平和ニ極メテ樂シク曠古ノ御盛儀ヲ奉誠スル芽出度キ時期デアリマス。ツイ一寸シタ自分ノ不注意カラ、一般ノ人ニ不安ナ思ヒヲサセタリ不慮ノ災害ヲ掛ケルヤウナコトノナイヤウ與々モ御注意ヲ願ヒマス。殊ニ名古屋市ハ六日ト二十六日ノ兩夜ハ賢所ヲ奉安セラレテ 兩陛下御駐泊ノ地デアリマス。幾重ニモ御注意ヲ願ヒマス。以上私ハ差當リ皆様ノ御承知置キヲ願ヒタイト思フ事項ニ就イテ大略ヲ申上ゲマシタ。右ノ趣旨ヲ御體得ノ上國民一致御大禮奉祝ノ至誠ヲ貫徹センコトヲ切望シマス。

十一月二十日日出度キ御還幸を迎ふるに際してと題する印刷物九千九百枚前同様官公署銀行會社、工場停車場湯屋、理髮店、其他多數人の集合又は出入する箇所配付し奉迎送につき注意する處あり同日木下警察部長は第二回放送を芽出度キ御還幸を迎ふるに際してと題して放送せり。

日出度キ御還幸ヲ迎フルニ際シテ

愛知縣警察部長 木下 義介

去ル六日名古屋離宮ニ於テ御駐蹕ノ一夜ヲ安ラケク過サセ、京都ニ行幸アラセラレマシタ。聖上陛下ニハ、十日ニハ即位ノ禮、十四日ニハ大嘗祭ヲ、日出度ク終ラセラレ、大饗ノ御宴ヲ始メ、廣ク全國ノ官民ニ

賜フ地方饗儀等モ相濟ミ、二十日ヨリ伊勢神宮ヲ始メ山陵ノ御親謁ト相成リ右ヲ終ラセラレ、來ル二十日、六日、二十七日ハ愈々東京還幸ノ儀トナリ、二十六日午後二時ヲ以テ、賢所ヲ奉安セラレマシタ。兩陛下再ビ名古屋離宮カラ離宮ニ行幸アラセラレマス。就テハ茲ニ重ネテ兩陛下御駐蹕ノ光榮ヲ有スル私共ハ、曩ニ行幸ノ際拜セシヨリ一層麗ハシキ御氣色ヲ拜スルコトガ出來ル様ニ、奉迎其ノ他諸般ノ心得ニ就テ一段ト深く注意ヲ拂ハネバナラヌト存ジマス。茲ニ大様ヲ申述ブル次第デアリマス。

第一 奉拜ノ一般心得

「京都市行幸ノ儀」ノ時申上ゲマシタ所ト根本ニ於テ異ルコトハアリマセン。曩ニ私ハ一般ノ心得トシテハ先ヅ靜肅ヲ旨トシテ、不敬ニ歩ルコトガ無イ様ニト申上ゲマシタガ、實ハ、アレ程ノ人出ニナリマス。ト普通ノ場合ナラバ「押シ合ヒ」トカ「大キナ音響ヲ立テル」トカ「口論」等ガ有リ勝チデスケレドモ六七ノ兩日トモ特ニ之ト云フ事故モナク、奉拜者各位ガ互ニ戒メ合ツテ至極靜肅ニ有ラレタコトハ、誠ニ結構ニ存ジマス。殊ニ七日ハ夜中カラ降ツタリ止ンダリシテ居リマシタ。微雨ガ、生憎兩陛下御通過ノ際、一シキリ降り出シマシテ、奉拜者ニ對シテハ誠ニオ氣ノ毒ニ存ジマシタガ、アノ熱誠コメタ奉拜ヲ畏クモ、天皇陛下ニハ、如何ニ御覽セラレタカト云フコトハ、當時新聞紙ノ報道ニ依ツテ皆様ノ御承知ノ通りデアリマス。ガ御召列車ノ中デ、關屋宮内次官ハ奉拜者ノ多數ニシテ然モ秩序正シク靜肅ナリシコトヲ繰返シテ申サレ、田中總理大臣ハ眞ニ感激ノ涙ヲ浮ベテ「我が國體ノ精華ノ一場面ヲ、今日親シク觀ルコトガ出來テ誠ニ有リ難イ、世界廣シト雖モ斯様ナ忠誠ナ國民ヲ有スル國ハ、我が日本帝國ヲ措イテ他ニ無イ、外國人

ガ今日ノ奉拜ノ有様ヲ觀タナラ、サゾ羨シク思フデアラウト、幾度カ繰返シテ云ハレタコトヲ親シク聞  
イタ私ハ、自分ノゾブ濡レニナヅテ居ルコトヲ忘レテ、塚口其ノ日ノ雨ガ意義アツタ様ニ感ジマシタ

### 第二 交通遮断

1. 區域 ハ前ノ行幸ニ同ジク、廣小路通りト本町通り、即チ南簿御道筋ヲ中心トシテ左右二町ヲ大體ノ標準ト致シマス
2. 時間 ハ二十六日ハ名古屋驛ニ御召列車ノ御着ガ、午後二時デアリマスカラ、六時間前ノ午前八時ヲ遮断時間トシ、二十七日ハ南簿ノ離宮御發ガ午前六時五十分デアリマスカラ、二時間五十分前ノ午前四時ヲ大體ノ遮断時間ト決メマシタ
3. 交通路 即チ止ムヲ得ナイ用事デ、遮断線内ヲ横切ル人ノ道トシテ
  - (イ) 小田原町ヲ東西ニ通行スル人ノ爲ニ
  - (ロ) 堀川通東側ヲ南北ニ通行スル人ノ爲ニアケル外特ニ老人ノ拜觀場所ニ行カレル爲ニ
  - (ハ) 京町通ヲ東西ニ老人ニ限ルアケルコトトシ
 右ノ三箇所ハ何レモ南簿御通過一時間前迄、即チ二十六日ハ午後一時迄、二十七日ハ午前五時五十分迄ハ、單ニ通り過ギル人ニ限り通行ヲ許シマス、次ニ  
 乗用車(自動車、自轉車、人力車)ハ小田原町ノ交通路ハ、西ヨリ東ニ限リ堀川通ハ、南ヨリ北ニ限リ通行ヲ認メ、其他ノ荷車、牛馬車等ハ混雜ヲ防グタメ止ムヲ得ズ、絕對ニ通行ヲ差シ止メマスコトモ、前回ノ通りデアリマス

### 第三 有資格奉迎者ノ交通路並奉迎位置

モ亦「京都行幸」ノ際ニ同ジ、時間ハ名古屋驛ニ行カレル方ハ、御召列車ノ到着又ハ出發ノ一時間半前迄、即チ二十六日ニハ午後〇時半迄、二十七日ニハ午前六時半迄、下廣井町ヲ經テ明治橋下カラ驛構内ニ入り、供待ヲセヌ自動車、人力車ハ遮断線ノ所ノ廣場デ引返スコトモ、前回ノ通りデス、又師團廓内ノ奉迎者ハ清水御門ヨリ入り、二十六日ハ午後一時迄、二十七日ハ午前六時迄ニ、指定ノ位置ニ就カレ、ネバナリマセ

### 第四 一般ヘノ御注意

「京都行幸」ノ際ノ奉拜ニ當ツテハ、前ニ述ベマシタ様ニ、幸ニシテ大キナ事故ハアリマセンデシタガ、御還幸ノ際ハ更ニ事故ノ無イ様ニ致シ度イト存ジマスノデ、御参考ノタメ、京都行幸ノ時、警察官カラ拜觀者ニ御注意シタ事柄ヲ述ベマス

1. 頬冠リヲシタリ、裾裏等ガ出タリ、其ノ他一寸見苦シイ不體裁ノ恰好ヲシタ方ガ、一番多ク
2. 他人ノ邪魔ニナル物ヲ持チ込メ、並ニ目障リナツタリ、其他拜觀スルニ邪魔ニナル物ヲ取除ケサシタコトガ、其ノ次ニ多ク
3. ツイ氣付カナイデ、二階ヤ三階ノ高イ所カラ拜觀シ様トシタリ、二階ヤ物干台等ニ見苦シイ物ヲ眼ニ付ク所ニ出シテ有ツタコトガ、其ノ次デ、其ノ外ニハ之レト申ス程ノ多數ノモノモナク、殊ニ、前回御注意申シマシタ

1. 旗ヤハンカチヲ振ツテ雨薄内ノ馬ガ驚ク様ナコトヲサレタ方モナク  
2. 大等ヲ連レ込メダリ又犬ガオ道筋ニ飛ビ出シタコトモナク、至極平穩デアリマシタ  
長時間ノ待合セニモ拘ラズ、病人モ豫想シタヨリ少ク、六、七ノ兩日ニ涉ツテ縣市ノ救護所ニ於テ救護シ  
マシタ中デ一般的ノモノハ腦貧血ト腹痛ガ多ク、次ハ脚氣患者等デアリマス、之等ハ血液ノ循環ガ能ク  
ナカッタリ、又胃腸ノ消化ガ悪イタ、メニ起ルソウデアリマスカラ、曩ニ御注意致シマシタ様ニ帯ヤ、身體  
ニ附ク紐類ヲ成ルベク弛クシ固ク締メナイ様ニセラレ、又平素胃腸ガ悪ク、脚氣ノ徵候ノアル人ハ拜觀  
ヲ遠慮セラル、コトガ宜シカラウト存ジマス、其他殊ニ私ノ氣遣ヒマシタノハ、七日雨中ニ拜觀サレタ  
老人ヤ小供ノ健康デアリマシタガ、衛生課ノオ醫者ニ手分けシテ回診シテ貰ヒマシタ所五百人許リノ  
中一寸風氣ガシテ休ンデ居ル方ガ、二人シカ無カツタト云フコトヲ聞キマシテ、御同慶ニ存ジマス、共  
ニ、私ノ今更乍ラ感ジマシタコトハ精神ガ緊張シテ身體ニ弛ミノナイ時ハ、少々雨ニ濡レテモ、又寒イ風  
ニ當ツテモ、身體ニ故障ガ起ラナイト云フ事デアリマシテ、此ノ一事ヲ以テシテモ皆様ノ熱心ナ眞心コ  
メラレタ奉拜振リヲ、證據立テルコトガ出來ルト思ヒマス

### 第五 御道筋住民其ノ他ノ好意

廣小路通並御幸本町通ノ會社、商店及住民ノ各位ニ於カレテハ、長時間ノ交通遮斷ヤ、奉拜者ニ便所ヲ貸  
シテ下サルコト等、妙ナカラヌ御迷惑ヲ懸ケルコトヲオ氣ノ毒ニ存ジテ居マシタガ、却テ御道筋ノ方々  
ニハ進ンデ奉拜者ニ對シテオ待受時間ノ慰安ノタメ、御大典記事ノ掲載サレテ居ル新聞ヤ雜誌ヲ廻シ  
テ頂イタリ、又ハ警衛線ニ立ツテ居ル警察官ニモ、辨當ヤ茶等ヲ振舞ツテ頂キマシタ、其ノ他市民各位ニ

於カレマシテハ、私ノ曩ニ申上ゲマシタ「國民警衛」ノ趣旨、即チ「吾ガ日本帝國ノ 陛下ヲ國民全體ガ一致  
協力シテ御警衛申上ゲル」ト云フ趣意ヲ、充分御諒解下サイマシテ

1. 卒先シテ夜警ヤ、火ノ用心ニ從事セラル、方ヲ始メトシ
2. 學勤ノ怪シイ人ヤ、精神病者ヲシイ人ヲ發見シタ、ト云ツテオ知ラセ下サツタ方モアリ、又
3. 高イ建築物ノ管理者借主等ガ、責任ヲ以テ建物ノ内部ヲ監視シテ下サツタコトヤ、若クハ
4. 夜警ニ從事サレタ在郷軍人消防組員、青年團員ニ、附近ノ方ガ進ンデ夜食ヤ茶菓等ヲ運ンデ下サツ  
タコト

5. 其ノ他一般ノ方ガ警察ノ色々ノ調査等ヲ、御諒解下サツテ何彼ト御援助下サツタコト  
等シ對シテハ、私ノ衷心ヨリ感謝スル所デアリマシテ、茲ニ一同ニ代リマシテ厚ク御禮ヲ申上ゲマス  
又消防組員在郷軍人等ノ諸君ガ、歩行ガ自由ニ出來ナイ老人ヲ背負フテ拜觀場所ニ連レ込下サツ  
タコト、並交通整理等ニ熱心ニ盡力セラレタコト等モ、私ノ衷心ヨリ御禮申上ゲル所デアリマス  
最後ニ申上ゲ度イ事ハ、私共ハ平生オ喜ビ申ス時ニ首尾能クト申シマス、恐レ多イコトデアリマスガ、私  
共ハ今回ノ御大典ノ行幸ニ際シ、最初ニ雨簿ヲ奉迎シ、今又、最後ニ賢所ヲ御奉送申上ゲル機會ニ有リマ  
シテ、字義通リ首尾能ク目出度キ御大禮ヲ奉祝スル機會ヲ得マスルコトヲ、皆様ト共ニ衷心ヨリ祝福ス  
ル次第デアリマス、同時ニ、二十六日並二十七日ノ御還幸ニ際シマシテ、神明ノ御加護ニ依リ、何等ノ手  
落ナク、又何等ノ手違ナク、御奉送申上ゲンコトヲ衷心ヨリ祈リスル次第デアリマス

### 沿道住民各位へ希望

尙左の如きものを印刷し御道筋併に交通遮斷區域内關係營業者に配付せり

- 一、行幸當日ハ軒先整理ヲ行ヒ交通上ハ勿論奉拜者ノ妨害トナルヘキ物件ヲ置カザルコト
- 一、店頭電柱、屋上等ヘ特ニ廣告物ノ類ヲ新設スルコトハ遠慮セラレタシ
- 一、掲揚セル國旗ノ類ハ顛落セザル様注意セラレタシ
- 一、御道筋ヨリ見透シ得ヘキ場所ノ物干等ハ遠慮セラレタシ
- 一、畜犬ハ嚴重ニ緊留シ行幸當日彷徨逸走等ノ虞ナキ様注意セラレタシ
- 一、行幸當日二階以上ノ各室ハ障子又ハ硝子戸ヲ締メ置カレタシ
- 一、行幸當日ハ身許確實ナラサル者ハ店舗内ニ收容セサルコトニセラレタシ
- 一、家族雇人以外ノ來客等ハ住所氏名ヲ明カニシ戸主又ハ管理者ニ於テ不敬ノ行爲ナキ様全責任ヲ負擔セラレタシ
- 一、精神病者舉動不審者又ハ危險ナル物件等ヲ携帯スル者ヲ發見セラレタルトキハ即時最寄警察官ニ申告セラレタシ
- 一、行幸當日ハ奉拜者並ニ警察官ニ便所ヲ貸與スル等便宜ヲ與ヘラレタシ
- 一、警察官ノ各種調査ノ際ハ出來得ル限りノ便宜ト授助トヲ與ヘラレタシ
- 一、奉拜ノ爲メ宅内又ハ空地等ニ特別設備ヲ施ス場合ハ五日前ニ警察ヘ届出承認ヲ受ケラレタシ
- 一、行幸當日及御駐轅中ハ特ニ火氣ニ注意シ尙爆發引火シ易キ物品ハ取扱ハザル様遠慮セラレタシ
- 一、萬歳ヲ唱フルコトハ差控ヘラレタシ

愛知縣警察部

## 第二章 諸會議

### 第一節 京都府に於ける警察部長會議

内務省主催大阪・京都・兵庫・岡山・廣島・和歌山・三重・奈良・滋賀・岐阜・静岡・神奈川・福井・愛知各府縣警察部長會議ハ五月十一・二兩日に互り京都府に於て開催せられ、京都府三重縣奈良縣に對する應接の爲め出向警察官吏其他に關し協議を遂けたり、其打合事項左の如し。

- 一、京都府へ巡查出向並警備終了後之カ引受ニ關スル件
- 一、特高刑事騎馬等特殊技能警察官吏應接ニ關スル件
- 一、京都府へ應接ノ爲派遣シ得ル警察官吏數ニ關スル件
- 一、鐵道沿線配置員ニ關スル件
- 一、警衛ニ關スル物的設備ニ關スル件
- 一、御警衛補助員ニ關スル件
- 一、移動警察實施ニ關スル件
- 一、普通要視察人名簿作成ニ關スル件
- 一、廳府縣連絡警察電話ニ關スル件

### 第二節 警察部長會議

昭和三年六月二十五日より二十八日に互り内務省に於て警察部長會議開催せられ大禮に關する諸事項の打合せあり内務大臣司法大臣檢事總長の訓示ありたり指示事項左の如し。

指 示 事 項

- 一 大禮御舉行ノ際ニ於ケル各種取締ニ關スル件
- (1) 大禮ニ藉口スル事業取締ニ關スル件
- (2) 菊御紋章ノ濫用取締ニ關スル件
- (3) 御宵儀其他皇室ニ關スル出版物取締ニ關スル件
- (4) 移動警察ニ關スル件
- 一 應接警察官吏ニ關スル件
- 一 警察官吏消防官吏ノ賞罰ニ關スル件
- 一 警察電話ノ擴充ニ關スル件
- 一 暴力行為等取締ニ關スル件
- 一 交通保安ニ關スル件
- 一 火災消防ニ關スル件
- 一 刑事要視察人視察ニ關スル件
- 一 大禮ニ關シ各種要注意人物ノ視察警戒ニ關スル件
- 一 共產主義運動ノ查察内偵ニ關スル件
- 一 禁止結社ノ再組織運動ニ關スル件

- 一 解放運動犠牲者救援運動ニ關スル件
- 一 特別高等警察機關ノ充實ニ關スル件
- 一 新發行新聞紙發行人ニ對シ禁止事項周知方ノ件
- 一 新聞紙納本現品ニ無保證有保證別捺印勵行方ニ關スル件
- 一 處分報告書ニ現品又ハ切抜添附ノ件

第三節 大禮使長官官房警備係第五回會議

昭和三年六月二十九日午後一時より宮中北溜の間に於て表記の會議開催せられ本縣よりは落合警察部長出席せり議事の模様は横山事務官より新任の挨拶並任務遂行の希望あり加賀谷事務官より皇宮警察部提案の大禮警備計畫概要殊に大禮警備電話架設計畫に就て説明あり其他各般の事項につき協議を遂げられたり。

第四節 全國保安課長會議

昭和三年七月十一日より十四日に互り内務省に於て保安課長會議開催せられ本縣より吉垣保安課長永山次席警部參列會議中吉垣警視本縣特高課長に轉任せり席上内務大臣警保局長の訓示あり指示事項及諸問事項左の如し。

指 示 事 項



- 一 菊御紋章御竹儀其ノ他皇室ニ關スル事項濫用取締ニ關スル件
  - 一 大禮ニ藉口スル事業取締ニ關スル件
  - 一 各種催物ニ關スル件
  - 一 大禮奉祝式場ニ關スル件
  - 一 銃砲火藥類其ノ他危險物取締ニ關スル件
  - 一 交通保安ニ關スル件
  - 一 煙火取締ニ關スル件
  - 一 射撃行爲取締ニ關スル件
  - 一 火災消防ニ關スル件
  - 一 大禮御舉行ニ際シ警察罰則適用ニ關スル件
  - 一 狩獵免許ニ關スル件
- 諮 問
- 一 派制脚木檢閲チ内務省ニ統一スルノ可否如何
  - 一 消防組規則改正ニ關スル意見如何
  - 一 消防組員ノ制服ヲ全國的ニ統一スル場合ニ於テハ其ノ採用スベキ服裝ニ關スル意見如何

### 第五節 全國警務課長會議

昭和三年七月十六日より十八日に至る三日間内務省に於て警務課長會議開催せられ、本縣より上田警

務課長參列せり。

各日共午前九時より本省會議室に於て開會、潮次官、横山警保局長、齋藤警務課長、牛島警視廳警務部長、其他各府縣警務課長、出席、劈頭望月内務大臣より訓示あり、潮次官代讀し、横山警保局長の訓示に次で、左の指示事項及び諮問事項を附議、齋藤警務課長、宇都宮事務官より説明ありたり。

#### 指 示 事 項

- 一 大禮警備應援警察官吏ニ關スル件
- 一 警察教育ノ改善ニ關スル件
- 一 武道獎勵ニ關スル件
- 一 警部補及巡查部長登用ニ關スル件
- 一 警察官吏ノ賞罰ニ關スル件
- 一 警察官吏ノ配置ニ關スル件
- 一 事務簡捷ニ關スル件
- 一 警察巡閱ノ施行ニ關スル件
- 一 警察電話ノ擴充改善ニ關スル件
- 一 警察共濟組合事務ニ關スル件

#### 諮 問

- 一 巡查教養方法ノ改善ニ關スル意見如何
- 第三篇 警務部 第二章 諮會議

- 一 警察官吏ノ服制ヲ改正スル場合ニ於テハ其ノ採用スベキ服制ニ關スル意見如何
- 一 警察官吏監督方法ノ改善策如何

### 第六節 全國特高課長會議

昭和三年八月七日より四日間に互り内務省に於て特高外事課長會議開催せられ本縣より吉垣特高課長出席せり席上内務大臣より一場の訓示あり引續き諸般の打合せを爲したり指示事項注意事項協議事項左の如し追て會議に引續き労働部長より挨拶あり指示事項等ありたるも直接御大禮に關係なきを以て省略せり然して紙面の都合により其の全部を記述する車困難なれども何れも御大禮警衛警備に直接間接關係ある事項を網羅し要視察人精神病者注意人物等の取締を初め特別高等警察機關完備に關する件並びに特高警察事務全國統一に關する件特高警察に關する地方協議會開催の件等其の重なるものにして之れに附帶し種々議題を協議し何れも一同熱心會議を進め一般特高警察事務の完備に資したるは勿論御大禮に關し警衛警護上多大の効果を收め得たるは甚だ欣幸とする所なり

#### 指 示 事 項

- 一 大禮ニ關シ普通要視察人及精神病者視察警戒ニ關スル件
- 一 大禮ニ關シ各種要注意人物ノ視察警戒ニ關スル件
- 一 共產主義運動ノ查察内偵ニ關スル件
- 一 禁止結社ノ再組織運動ニ關スル件

- 一 所謂解放運動犠牲者救援運動ニ關スル件
- 一 浦鹽來往ノ船舶乗組員ノ視察ニ關スル件
- 一 露領出流邦人ノ視察ニ關スル件
- 一 労働運動ノ視察警戒ニ關スル件
- 一 農民運動ノ視察警戒ニ關スル件
- 一 特別高等警察機關ノ共助連絡ニ關スル件
- 一 特別高等警察ニ關スル教養訓練ノ實施ニ關スル件
- 一 要注意新聞紙出版物取締ニ關スル件
- 一 禁止新聞紙出版物ノ差押勵行ニ關スル件

#### 注 意 事 項

- 一 特別高等警察關係報告書ノ提出方ニ關スル件
- 一 特別高等警察關係名簿ノ整理ニ關スル件
- 一 特別高等警察上ノ指紋採取制度ニ關スル件
- 一 支那人ノ労働許可證ニ關スル件

#### 協 議 事 項

- 一 特高警察事務全國統一ニ關スル件
  - 一 特高警察ニ關スル地方協議會開催ノ件
- 第三篇 警務部 第二章 諸會議

### 第七節 縣下警察署長會議

昭和四年八月十五、十六日兩日警察部練習所に於て縣下警察署長會議開催せられたるが御大禮も二ヶ月餘の間近に迫りたる事として一同緊張し幹部より提出せられたる指示事項注意事項等につき慎重質疑研究を除け御警備準備行爲として極めて意義ある効果を挙げ得たるは勿論御警備實施に當りて大過なく其の任務を遂行し得たるも又本會議の與つて力ありし事云ふ迄もなし席上小幡知事御大禮に瀾し政府は勿論本縣に於ても銳意之れに關する諸般の計畫を進めつゝあるが特に警備警備並に防疫につき萬全を期せざるべからざるを力説せり其訓示要領は左の如し本會議に名古屋地方裁判所檢事正も特に列席せられたり

本日爰に各位の會同を促し政府の方針を傳達し併て所懐の一端を述べたる事は余の欣幸とする所なり本年十一月を以て御舉行あらせらるゝ、聖上陛下御一代の御大典たる即位の禮及大嘗祭は實に國家最高至重の盛儀にして學國一致至誠を凝らして之を迎へ奉らむとするところなり此時に方り偶々身内務行政の任に在るの故を以て此昭代の盛事に遭遇したることは余の各位と共に寔に千載一遇の光榮とするところたると同時に其職責の一層重大なるを覺ゆる次第なり

御大禮の御儀に對しては政府は勿論御駐蹕の光榮に浴せむとする本縣に於ては銳意之に關する各般

の施設計畫を進めつゝあるが就中警備警備並に防疫に關する施設計畫は最も重大なるが故に各位は深く思ひを茲に致し之が實施に際しては協心戮力一は以て國民奉祝の誠意を盡さしむるに於て遺憾なからしめ一は以て施設計畫の周匝綿密を計り其職責を完ふする上に於て萬運算なきを期せらるべし

輓近社會の進運に伴ひ警察事務は益々複雑多岐を加へ警察の責務亦愈々重く警察精神の緊張を要する一層切なるものあり由來警察の執行務は直接民衆の利害休戚に關する所大なるものあるが故部下統督の任にある各位は時勢に順應する爲め常に之れが教養に努め紀律的精神を作興し賞罰を明にし以て其素質の改善向上を圖り飽まで其の職分の命する所に従ひ公平中正を保ち警察機能を完ふすることに努めらるへし

現下社會運動の趨勢を觀るに往々詭激に涉り思想行動亦漸く險惡に趨き國憲を紊り國体を傷けむとするものあるは深く憂慮に堪えざる所なり凡そ如斯危險なる思想又は行動の根絶を期せんが爲めには或は教化の力に依り或は社會政策の實施に依る等各般の施設に待つべきは勿論なるも警察機能に期待するところ亦甚大なるものあり政府は現今の社會狀況に鑑み曩に議會の協贊を経て特別高等警察の擴充を爲し職員を増加施設の改善を實施せられたるは畢竟するに警察力を充實して益々其機能を發揮せしめむとするに外ならざれば各位は能く其意を了得し管下の情勢を稽へ詭激なる思想行動は嚴に之を防遏此種事犯を未然に防止することに努力せらるべし

勞働爭議は其因て起る所以多くは勞資兩者間の不理解に依り無用の抗争を敢てし爲めに産業上將た又社會上に及ぼす影響甚からず故に爭議發生に當りては當該調停官吏と聯絡協調を密にし暴行騷擾

等の豫防に努め治安維持の任を完ふすることに留意せらるべし

過般の衆議院議員總選舉に於ては各位の努力に依り幸ひ取締上大なる欠點なかりしが本年は縣下二市百五十九ヶ町村に互り市町村會議員の選舉執行さるゝこととなり既に終了せる向もありと雖其情況に徴するに昔日と異り競走概ね激甚にして違反を惹起せるものも不尠に就き此後執行の向に對しては一層關係法規と其取締方に就き研究を遂ぐると同時に一般公衆に對し選舉法の精神を普及徹底せしめ取締上遺憾なきを期せらるべし

司法警察の職分は社會の現況に鑑み益々其重きを覺ゆるを以て之が職司に在るものは常に敏活なる動作と周密なる注意を以て事に處し至公至平を信條とし苟くも反社會的行爲に對しては何等顧慮する所なく嚴に之を糺彈し警察の威信と信頼を保持することに努めらるべし

保健衛生のことは近時衛生思想の普及と衛生施設の改善に依り漸次良好に向ひつゝあるも本縣の衛生状態を觀るに結核死亡率は増加し又急性傳染病殊に腸チフス患者の減少を見ざるは洵に縣民保健上遺憾とする次第なり殊に今秋の御大典に際し御駐紮を仰ぐべき本縣としては一層衛生諸般の施設に注意し衛生法規の勵行と豫防手段の萬全を期し以て衛生警察の實績を擧ぐることに努めらるべし

指 示 事 項

- 一 規律嚴守ニ關スル件
- 一 機密嚴守ニ關スル件
- 一 監督員配置ニ關スル件

- 一 健康保持ニ關スル件
- 一 會計經理ニ關スル件
- 一 御大典奉祝ニ藉口スル不正事業取締方ノ件
- 一 銃砲火藥類取締方ノ件
- 一 小學兒童ニ對シ警火並消防思想普及方ノ件
- 一 刑事要視察人取締ニ關スル件
- 一 犯罪檢舉ニ關スル件
- 一 暴威取締ニ關スル件
- 一 非醫師取締ニ關スル件
- 一 清涼飲料水取締ニ關スル件
- 一 聯合衛生會事業振興ニ關スル件
- 一 花柳病豫防法ノ實施ニ關スル件
- 一 工場監査ノ勵行ニ關スル件
- 一 工場災害防止ニ關スル件
- 一 違反建築物取締方ノ件
- 一 勞働爭議ノ調停事務ニ關スル件

注 意 事 項

- 一 監督員身上ニ關スル件
- 一 禮式ノ正確ヲ期スヘキ件
- 一 點檢操練ニ關スル件
- 一 戸口調査勵行ニ關スル件
- 一 民衆處遇ニ關スル件
- 一 武道獎勵ニ關スル件
- 一 警察官住居ニ關スル件
- 一 警察共濟組合ニ關スル件
- 一 警電保全ニ關スル件
- 一 未監置精神病者取締ノ件
- 一 運轉手免許證再下附ニ關スル件
- 一 自動車營業者取締ノ件
- 一 交通取締ノ件
- 一 消防組部ノ命名方ニ關スル件
- 一 犯罪手口調査ニ關スル件
- 一 贓物手配ニ關スル件
- 一 賭博檢舉ニ關スル件
- 一 質幣事件檢舉ニ關スル件

- 一 現場臨檢ニ關スル件
- 一 胆汁培養基使用ニ關スル件
- 一 保菌檢査ニ關スル件
- 一 飲食物其他物品取締ニ關スル件
- 一 水槽便所取締ニ關スル件
- 一 工場願届書類敏速處理ニ關スル件
- 一 御大典ニ際シ特種建築物取締方ノ件
- 一 法令解決ニ對スル質疑ノ件

### 第八節 御大禮警察署長會議

九月三十日十月一日警察部練習所に於て大禮に關し縣下警察署長會議開催せられたり。特に今回は十月一日午前八時望月内務大臣横山警保局長と共に臨場あり左の如き訓示ありたり。

#### 望月内務大臣訓示

私は諸君と同じ國內行政の責任者の一人として今日の場合に皆様に御目に掛るの機會を得たことを非常に喜ぶのであります。私が今回御當地へ参りましたる用は來るべき國家の大典盛儀である御大禮を行はせらるゝにつきまして縣當局を始め各方面に向つて御大禮に就ての打合せ懇談を致し度いと云ふ考へを以て來たのであります。

此の御大典曠古の盛儀に對しては少しの手落も有つては相濟まぬ譯であるから私は此點に付いて諸君に對して深

甚なる注意と絶大なる努力とを希望して止まないものであります。諸君は日夕行政警察の重き任務に服せられ何時でも自分の一命を捨てても危難に赴き國家の爲め其民の爲めに犠牲になると云ふ此の尊い精神を以て責任の重きに任ぜらるる其一面に於て諸君に對して今日國家の經濟が此の重き責任に對して酬ゆることの厚からざるを云ふ點に於ては私は深い同情を以て居るのであります。然しながら人は何が一番尊いかと云へば人間として一番尊いのはは申すまでもない自己を省みずして人を護り人を助けると云ふことが一番尊いのであります。私は佛を信じて居ります。人間の云ふことには當にならぬ事が随分ありますが神佛の云はれること言ひ違された事に就ては間違はないのであります。釋迦の書かれた經文の中で寶積經と云ふ經文があり、此の經文は全巻を通じて人を護り己を護ると云ふことが教へてあります。人を護り己を護ると云ふことではいかぬ己を護つて人を護り事が徹底するものではない、人を護りが掲げてあります。人が人を護り己を護ると云ふことではいかぬ己を護つて人を護り事が徹底するものではない、人を護り己を護らずでなくてはいかぬと云ふ事が寶積經の全巻を通じての教へである。私は承知して居ります。急流に老人でも子供でも流れて溺れんとする場合に之を助けるの道は、どうすれば其己の身を安全の位置に置いて己れを護つて之を救へるものではない、自分の身を捨て、飛び込んで行つて救へば救へる其れに對しては己の身を護らずして人を守ると云ふ善事善行に對しては諸神諸佛は夜晝常に此善行者を護つて居ると云ふ極みがついて居ると私は承知して居ります。

善事をするに當つて如何なる困難にも如何なる事にも恐れない善者の周圍に諸佛が之を護つて居ると云ふ教へは私は信じて居るのであります。又さうであらうと思ふ私は其點に於て皆様に對して皆様が重き任務責任を常に帯びておられる一面に於ては深い同情を持つてゐる。

今回の御大典に諸君は常に御警護の重任に當られるのである。私は其の重き責任者の一人であり、御承知の通り御大典は曠古の盛儀であります。如何なる時如何なる場合に於つても少しの手落があつても相濟まぬ次第であります。

殊に諸君と吾々が戴いて居る。今上陛下は我國に建國以來不世出の明君偉大なる大君主である。云ふことは私共が昨年閣臣の一人として陛下に咫尺するの機會を屢々辱ふするに至り、まして其度毎に陛下の偉大なる御方であると云ふことは頭に常に刻み込まれて居るのであります。私は曾ては中興の明君を戴きたる我國が世界の第一位まで國力を進められ大正天皇御聰明により益々國威を中外に發揚遊ばされ、今や建國以來又さもない明君を我々が戴いて居ると言ふことは國民は一致協力して此の場合に此の明君の下に國力の發展を計り國富の充實を期し國民生活の安定を計るに努めよと言ふ天より我々へ對して一大使命を降されて居るもの如くに感ずるものであります。天命に従はざるものは必ず亡ぶ天譴を受くるのであります。中略。

今や内外多事眞に多端であります。多事は即ち得意の時であり、世界の一に上つてゐる我國としては内外多事ならざるを得ない内外の多事は一面に於て其國の發展と盛運を物語つて居るのであります。多くの人の中には今にも國力が何だか疲弊をしてゐるとか何さか悲觀する者があるが私は悲觀してゐない。而し今日は明らかに言ふなれば國民が緊張の氣分を缺いてゐる奢侈に流れてゐる。さうして乍ら此の心を矯め直して此の明君の下に朝野一致の力を以てかゝれば國運の發展期して待つべきものありと確信致します。潜在する強き力があると言ふことを忘れてはなりません。私は當春和歌山縣へ行つた和歌山市と海草郡との一市一郡で十五銀行に預けて居る金が一千五百萬圓あつたさうです。然るに一戸の夜逃げしたのもなく一軒の戸を締めた者もないと云ふのは何處かに潜在する強き力がなければならぬ筈であります。郵便局のあの小さな窓口をくぐる金が年々百億圓以上上つてゐる。信書即ち郵便を取扱ふ數が昨年は四十三億に達してゐる。尙電報は八千五百萬通以上上つておられます。私は偉大なる哉我日本と云ひ得ると思ふ國民が心を一にして此の英明なる君主の下に力を合せ武威を張り國富を充實し國民生活の安定を期して共に幸福に浴しませう。共に幸福を殖ませう。共に幸福を得ませうと云ふことは私は左程難事に非ずと言ふ考へを以て居ります。故に此の御大典を機として國民緊張の出發點となし物質を淨化し國民經濟及財政の點などに付いて大いに之を改正し考

慮し國民精神の作興を計る云ふことに就ては私は絶好の時期なりと信じてゐる諸君と我々の同胞の中には狂人がない云ふ事は期せられない外來の思想に冒されて居る者がないと云ふことを期することは出来ぬ然しながら國家は組織化する制度の上に置かれれば立つて行くものでないと云ふことの點より共產主義とか無政府主義と言ふも最早や此思想は遅れてゐる今日では歐米各國は之れを排斥して居るのであります諸君と我々の同胞の内に斯様な者があると云ふ場合には之れを全滅すると云ふことは御同様に計らねばならぬ私は此の御大典に當り直接此の偉大なる君主警護の職に當り殊に當地は最初に御駐紮をなされる土地柄であります故に諸君は誠に職責の重大と共に御光榮であると感じますけれども諸君の御心勞に對しては私は滿腔の同情と深い期待をせねばならぬのであります承れば首腦部の方及び諸君の身内には此の御大典を歡呼萬歳の間に目出度く行はれる様にと云つて神詣りまでなされて居る方があると聞いては我々泣かざるを得ない感ぜざるを得ないのであります私は此の意味に於て何事を爲すにも良く協同一致し又良く連絡を保つて今度の御盛儀に對せられん事を切望する次第であります此場合特に皆様の深甚なる御注意を御願ひしたいが爲めに御集りの機會を幸に私の所見の一端を申上げて御参考に供する次第であります諸君に對しては縣當局又は幹部諸君より此れまで御話になつてゐることとは信じますが私には此の大任を帯び此の場合に若しも手落があつた場合には諸君並に國民と共に悔を千載に胎すも此れ及ばないのでありますから一度御目に掛つて同様の事を繰返すに止まりませうけれども一度御話をし御願ひを申上げ度く今日此の機會を得て諸君に御警衛の一大任務を無事御盡し下さらんことを御願ひ申上げる次第であります

尙知事訓示左の如し

今秋京都に於て行はせらるる御大禮は我が帝國の一大盛儀でありまして國民の等しく奉祝して罷まざる處てあります畏くも 聖上陛下には賢所を奉して京都 行幸並 還幸の御途次名古屋離宮に御駐泊遊ばさるべきに依り縣民欣賀の情は實に想像すへからさるものかあります余は偶々地方長官の

任に在りて各位と共に此の警衛の大任に當るは洵に千載一遇の榮譽であると共に其の責任の重大なることを深く感ずるものであります而して 行還幸當日は曠古の御盛儀を奉拜せんとして名古屋市並鐵道沿線に來集するものは夥しく多數に達しまして御通過地殊に名古屋市内の雑踏は名狀すべからざるものがあらうと豫想せられます從て之れが警衛の任に當る警察官は大なる努力と大なる忍耐を以て至誠事に當るの決心が必要であります

本縣は目下の所他府縣より應援を求めず専ら本縣の定員を以て警衛の大任に當る筈でありますから本縣警察官の責任は一層重大なるものがあります故に今日より周到綿密なる注意を拂ひ愈警衛の大任に直面しては一意専心奉公の誠を盡さなければなりません

本日茲に各位の會同を促したるは畢竟するに親しく右の趣旨を述べんとするに外ならず希くは各位宜敷其の意を體し別に示す事項に就き慎重考慮し以て警衛上萬遺憾なきを期せられんことを望む次第であります

指示事項

一 警衛事務處理ニ關スル件

警衛警備ニ關スル事務ハ最も重大ニシテ且敏速ヲ要スルヲ以テ署長自ラ之レヲ處理シ之レカ取扱上過誤失態等ノコトナキ様特ニ注意セラルヘシ

一 警衛警察官吏心得徹底方ノ件

今回警衛ニ從事スル警察官吏ニ對シ訓令第五六五號ヲ以テ警察官吏心得ヲ公布セラレタルニ依リ一般警察官ヲ第三篇 警務部 第二章 諸會議

シテ能ク之レヲ精讀セシムルハ勿論一面詳細之レヲ訓授シ之レカ徹底ヲ期セシメラルヘシ

一 警衛配置計畫ニ關スル件

大禮 行還幸ノ際ニ於ケル警衛計畫ハ大要左ノ通ニシテ不日各部隊長ヲ任命スル豫定ナルニヨリ之レカ實施ニ當リテハ至誠奉公全力ヲ傾注シテ大任ニ當リ警衛上萬遺憾ナキヲ期セラルヘシ

鐵道沿線配置

- 第一大隊 自靜岡縣界 區間 警視以下 二八一七名
- 第二大隊 自蒲郡驛構內 區間 警視以下 二〇六名
- 第三大隊 自大府驛構內 區間 警視以下 二八九名
- 第四大隊 自大府驛構外 區間 警視以下 一七三名
- 第五大隊 自名古屋驛構外 區間 警視以下 二三四名
- 第六大隊 自名古屋驛構外 區間 警視以下 一八八名

市内御道筋配置

- 第一大隊 自名古屋驛 區間 警視以下 三八二名
- 第二大隊 自納屋橋西詰 區間 警視以下 二八〇名
- 第三大隊 自榮町通玉屋町角 區間 警視以下 四一八名
- 第四大隊 自榮町通玉屋町角 區間 警視以下 九二名
- 第五大隊 自榮町通玉屋町角 區間 警視以下 五三三名
- 第六大隊 自離宮正門 區間 警視以下 一二二名

御荷物通路配置

警部以下 二六名  
補助員 二〇名

離宮外廓配置

警部以下 二四名

離宮内配置

離宮内ハ主トシテ皇宮警察官及衛兵ニ於テ警衛スルコトナリタルヲ以テ警察官ノ配置ハ格別之レヲ爲サス只連絡ノタメ警察官二名並通用門ニ制私服各一名ニ置クニ止ムルヲ以テ之レカ任ニ當ル者ハ能ク其意ヲ體シ大禮使宮内官皇宮警察官等ト連絡ヲ保持シ遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 警衛配置員人選ニ關スル件

各部隊長ハ其ノ部隊員ノ性質體格姿勢動作等ヲ綿密ニ調査シ嚴選ノ上適材ヲ適所ニ配置シ警衛上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 警衛警察官服裝其他ニ關スル件

今回内務省ニ於テ警衛警察官ノ姿勢服裝ヲ全國的ニ統一セラレタルヲ以テ特ニ警察官吏心得(警察官心得)中ニ之レヲ輯録シタルニ依リ豫メ實地ニ就キ之ヲ訓練シ其ノ徹底ヲ期セラルヘシ

一 配置員間隔ニ關スル件

前線警衛配置ハ一定ノ間隔ヲ保ツコトナリ居ルモ配置場所ノ實際ニ鑑ミ大隊長ニ於テ適當ト認ムル範圍ニ於テ多少ノ伸縮ヲ認ムルヲ以テ時ト處トニ應ジテ警衛員配置上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 責任區域明示並事故取扱ニ關スル件

警衛員配置ニ關シテハ部隊長ニ於テ配置員各自ニツキ其ノ位置並責任區域ヲ具體的ニ指示シ責任ノ分界ヲ明カナラシムルト同時ニ注意力ノ喚起ニ努メ萬一警衛配置線ニ事故發生シタル場合ハ其責任區域ヲ分擔スル配置員カ敏速且遺憾ナク之ヲ處理スルヲ以テ原則トスルニ依リ徒ラニ前後隣接ノ配置員カ周章狼狽シテ自己ノ責任區



城ヲ離レ警衛線ヲ棄ス等ノコトナキ構調練シ置カルヘシ

一、制私服配置員連絡ノ件

制服警衛配置員ノ外特高刑事ニ屬スル私服警戒員ハ通御直前ニ於テ一般奉拜者ノ最前線ニ出テ所謂私服警戒線ヲ張ルコトトナリ居ルニ依リ(警衛直前線)制私服配置員ノ連絡ヲ緊密ニシ其ノ遺漏ナキヲ期セラルヘシ

一、警衛員配置上注意ニ關スル件

來ルヘキ御大禮時 行還幸ニ際シテハ兩簿ヲ奉拜セントシ前夜ヨリ郡部其他遺隔ノ地方ヨリ御道筋ニ多數來集スルモノアルヘシト認メラルルニ依リ當該部隊長ハ絶エス其ノ狀況ヲ觀察シ適當ノ人員ヲ派シ之レカ整理取締ヲ爲シ警衛上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、街角配置上ニ關スル注意ノ件

御道筋ニ於ケル各街角ハ特ニ注意ヲ要スルヲ以テ街角線ヨリ凡ソ道路ノ幅員二分ノ一ヲ後退セシメ拜觀線ヲ張ルコトトナリ居ルニ依リ奉拜者整理上特ニ警衛員配置上特ニ注意セラルヘシ

一、配置員喫煙ニ關スル件

從來警衛線ニ配置セラレタル警察官又ハ補助員等ニシテ勤務上多少時間ニ餘裕アル場合ニ於テ往々一定ノ場所ニ集合シ雜談ヲ交エ又ハ喫煙等ヲナス向キアリ如斯ハ警衛上ノ本旨ヨリスルモ將タ又警察紀律上ヨリ觀ルモ甚々不都合ニ付右ノ如キ所爲ハ絕對ナキ様豫メ注意シ置カルヘシ

一、奉拜者取締ニ關スル件

大禮 行幸ノ際兩簿ヲ奉拜セントスルモノハ極メテ多數ニシテ御道筋ニ到底全部之レヲ收容シ拜觀ノ榮ニ浴セシムルコトハ不可能ニ屬スルモノト豫想セラルルヲ以テ其ノ整理方法ニ付テハ警衛上ノ見地ヨリ篤ト攻究スルハ勿論實地踏査ノ上家屋建造物其他地物ノ實際ニ徴シ適當ナル取締ヲ爲シ警衛上萬遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、奉拜者ニ關スル注意宣傳ノ件

市内御道筋ニ於ケル奉拜者收容力ハ軍人學生其他各種團體ニ依リ相當ノ部分ヲ占ムルコトトナリ一般奉拜者ヲ入ルルノ餘地尠カルヘキヲ以テ一般人ノ奉拜ヲ徹底セシムルハ頗ル困難ト認メラルルニ依リ各位ハ適宜ノ方法ニ依リ機會アル毎ニ一般市民ニ御道筋御通過ハ四回トナルヘキヲ以テナルヘク重複セサル奉拜方法ヲ採ル機宜傳普及セラルヘシ

一、一般奉拜者收容整理ノ件

御道筋ハ軍隊學生生徒各種團體等ノ奉拜ニ依リ一般奉拜者ヲ收容スルノ餘地少キニ依リ御道筋ニ通スル各横町ハ可成多數一般奉拜者ヲ收容シ以テ拜觀ノ光榮ニ浴セシムル見込ナルニ依リ豫メ此ノ趣旨ヲ體シ警衛線保持ニ支障ナキ程度ニ於テ便宜取計ハルヘシ

一、師團廓内奉拜ニ關スル件

御駐營當日ハ師團廓内ノ交通ヲ禁止セラルルモ特種團體學生ニ限り廓内ニ於テ奉拜セシムルコトトナリ居ルニ依リ豫メ了知シ置カルヘシ

一、軍隊背後ノ奉拜者取締ノ件

軍隊行列ノ背後ハ三尺ノ距離ヲ隔テ一般民ヲ座拜セシムル豫定ナルヲ以テ警衛配置員ハ軍隊ト奉拜者ノ中間ニ之ヲ配置シ警衛上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、校旗團旗等ヲ携帶セシメサルノ件

來ルヘキ御大禮時ニ於ケル兩簿ハ御馬車ナルヲ以テ御料馬ヲ驚逸セシムル悞レアル物件ノ携帶ハ之ヲ差控エサルヘカラス此ノ趣旨ニ於テ校旗團旗其他之ニ類スルモノハ豫メ當事者ニ注意ヲ促シ之ヲ携帶セシメサル様取計ヲハルヘシ

一 御道筋住民奉拜ニ關スル件

市内御道筋ノ沿道住民ハ其ノ居先又ハ内庭内ニ於テ座拜差支エナキニ依リ取締上丁知シ置カラルヘシ

二 萬歳差控エノ件

南澤通御ニ際シ國民ノ至情トシテ御大禮ヲ衷心ヨリ奉祝スルノ餘リ萬歳ヲ唱フルモノナキヲ保セサルモ斯クテハ御料馬ヲ驚逸セシムルノ惧レアリテ反テ其ノ精神ニ反スルヲ以テ豫メ注意差控エシメララルヘシ

一 奉拜ニ關スル特別施設注意ノ件

御道筋ニ於テ南澤ヲ奉拜センカ爲メ特別ノ施設ヲ爲サントスル者ニ對シテハ少クとも五日前ニ其ノ方法目的等ヲ届出シムルト共ニ即時報告指揮ヲ受ケラルヘシ

一 交通遮斷ニ關スル件

市内御道筋ニ於テハ警衛線ヲ保持スル爲メ 行幸當日御道筋ヲ距ル約二丁ノ後方ニ於テ原則トシテ通御六時間前交通遮斷ヲ行ヒ以テ警衛線ヲ平穩且完全ニ維持スルコトトナリ居ルニ依リ各線配置員ノ連絡ヲ計リ警衛線保持上遺策ナキヲ期セラルヘシ

一 交通遮斷後ニ於ケル交通路ニ關スル件

交通遮斷後奉迎送等ノ爲メ名古屋停車場ニ趣カントスル者ニ對シテハ其ノ交通路トシテ岩井町並水主町電車通リヨリ洲崎橋通リヲ經テ明治橋下通りニ出テ名古屋停車場ニ至ルコトトナリ居ルニ依リ豫メ一般ニ對シ之レヲ宣傳普及シ置カラルヘシ

一 電車停止ニ關スル件

電車ハ通御六時間前ニ於テ榮町線ハ南大津町角船方線ハ岩井橋並井町線ハ岩井町角片端線ハ大津町角淨心線ハ明治橋角ニ於テ何レモ停止セシムルコトトナリ居ルニ依リ交通整理上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 堀川筋取締ニ關スル件

堀川筋ハ上流ハ傳馬橋下流ハ天王橋ヲ境界トシ其ノ範圍内ニハ舟筏ヲ入レサル方針ナルニ依リ豫メ之ヲ普及徹底セシメ置カラルヘシ

一 車馬置場ニ關スル件

名古屋停車場ニ於ケル奉迎送者ノ車馬置場ハ明治橋下通り明治橋以南ノ一箇所ニ限定スヘキヲ以テ適宜ノ方法ヲ以テ周知方取計ハラルヘシ

一 警衛線解除ニ關スル件

今回ノ南澤ハ御馬車ニシテ而モ常歩一分間八十米突テ以テ御進行相成ルニ依リ南澤通御後適當ナル時間迄警衛線ヲ其儘保持スルニ非ラサレハ警衛線解除ニ依リ群集ハ南澤ノ脊後ニ切迫スル悞アルヲ以テ南澤御通過後相當ノ時間ヲ經テ左右兩腕ニ交通腕車ヲ附シタル警部補ヲオートバイニ乗車セシメ警衛線解除ヲ標示セシムルニ依リ此ノ標示アル迄ハ警衛線ヲ保持セシメララルヘシ

一 警衛線解除後交通整理ノ件

警衛線解除後ト雖警衛配置員ハ引揚命令ナキ限り其位置ニ於テ交通ノ整理ニ從事シ奉拜者ハ南澤ト反對ノ方向ニ靜肅ニ退散セシメララルヘシ

一 御荷物通路取締ノ件

御荷物通路ハ泥江町通りヲ淨心電車通リニ出テ明治橋ヲ右折片端通景雲橋東詰ヲ左折シテ長畝町樋ノ口町堀端町北練兵場東練兵場ヲ經テ六聯隊東門ヨリ離宮ニ至ルコトトナリ居ルニ依リ了知セラルヘシ

一 警察署残留ニ關スル件

警察署残留者ハ直接警衛ノ任ニ當ラサルヲ以テ之ヲ輕スル向ナキニ非ラサルモ極メテ少數ナル人員ヲ以テ能ク

署内外各般ノ事勢ヲ處理セラルヘカヲササルヲ以テ豫メ適當ナル人物ヲ選定シ事務上支障ヲ來ササル様各般ノ事務ニツキ周到ニ調授シ置カルヘシ

一、部隊長會議ニ關スル件

部隊長任命後ニ於テ部隊長會議開催ノ見込ナルヲ以テ部隊長ノ任命ヲ受ケタル時ハ速カニ其ノ實地ヲ踏査シ御道筋又ハ沿道ノ家屋建造物其他地物ノ状態ヲ詳細ニ調査シ警衛上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、警衛補助員選抜ノ件

警衛補助員ハ主トシテ消防組員ヲ使用スル見込ナルヲ以テ要員ノ通報ヲ受ケタル時ハ町村長消防組頭等ト協議シ之カ選抜ニ付キ意思ノ疎通ヲ缺キ惹テ紛議ヲ醸ス等ノコトナキ様注意セラルヘシ

一、補助員優遇ニ關スル件

警衛補助員タル消防組員ニ對シテハ之ヲ四日間ニ區分シ適當ノ場所ヲ選定シテ交互兩週ヲ奉拜セシムル豫定ナルヲ以テ服務中ハ其任務ヲ忘レ徒ラニ風聲ヲ透視又ハ視見スル等ノ事ナキ様注意スルト共ニ奉拜希望ノ向ハ豫メ其ノ員數ヲ報告セラルヘシ

一、警衛上事故取扱ニ關スル件

警衛配置員ニシテ事故ヲ取扱ヒタル場合ハ事ノ輕重難易ヲ稽ヘ別ニ配布スル速報紙ニ其ノ大要ヲ簡單且明瞭ニ記入シ即時報告セラルヘシ

一、警衛事故及狀況報告書ニ關スル件

警衛當日ニ於ケル實際ノ狀況ヲ知り將來改善ノ資料ニ供センカ爲メ警衛事故及狀況報告書ヲ作製シタルニ依リ分隊長ハ隊員ノ報告ヲ取經メ順次上級隊長ニ之レヲ提出シ大隊長ハ警衛終了後直チニ報告セラルヘシ

一、奉祝催物取締ニ關スル件

奉祝催物ハ國民誠意ノ發露タルヲ以テ可成放任シ蓋リニ干渉スヘキモノニ非ラサルモ風俗ヲ亂リ交通ヲ阻害スル等警察上看過スヘカラサルモノニ對シテハ適宜取締ヲ爲シ尙鐵道沿線及名古屋市等ニ於テハ御召列車又ハ風聲ニ感音ノ達スル等ノコトアリテハ恐懼ニ不堪ニ付豫メ關係者ニ注意シ置カルヘク又其期間ハ大體東京御發聲ヨリ 御還幸迄トセラルヘシ

一、諸營業取締ニ關スル件

宿屋料理屋飲食店劇場諸藝場活動寫眞館自動車人力車等ノ諸營業ニシテ御大典ヲ機ニ暴利ヲ貪リ或ハ定員外ニ收容シテ事故ヲ惹起スル等ノコトナキ様取締方勵行セラルヘシ

一、警察官稀薄地ニ於ケル治安維持ニ關スル件

御大典ニ當リテハ御警衛ノ爲メ警察官稀薄ノ地方モ生スヘキヲ以テ此地方ニ於ケル治安維持ニ關シテハ大體昨秋大演習ノ際ニ於ケル例ニ倣ヒ消防組青年團等ト緊密ナル連絡ヲ計リ遺算ナキヲ期セラルヘシ

一、未監置精神病者ノ視察取締ニ關スル件

制服警察官ヲ以テ精神病者ノ視察等ヲ爲サシムルニ於テハ病者ニ於テ一層昂奮スルモノアリ又其家族ニ於テモ名譽上其他ニ於テ受ケル迷惑カヲササルヲ以テ御大典終了後迄ハ出來得ル限リ私服ヲ以テ視察取締ヲ爲サシメラルヘシ

一、交通專務巡查監督ニ關スル件

交通專務員ハ警察第一線ニ立ツ者ニシテ其ノ一舉手一投足ハ一般民衆ノ環視スル處ナルヲ以テ警察ノ威信ニ及ホス影響大ナルモノアリ故ニ人選ニ當リテハ常ニ模範的人材ヲ舉グルヲ要スルコト言テ俟タス殊ニ今ヤ御大典ノ御盛儀モ迫リ交通ノ整理取締ニ最モ緊張ヲ要スル秋其ノ人選配置ニ一層留意シ勤務ノ勵行ヲ督勵シ依テ以テ交通取締ノ完璧ヲ期スヘシ

一、刑事要視察人等發見方勵行ノ件

大禮警備準備トシテ今ヨリ刑事要視察人不良少年其ノ他犯罪敢行ノ虞アル者ノ發見ノ爲メ之等ノ潜在スル虞アル箇所ノ檢察臨檢及戸口調査ノ勵行ヲ期シ發見シタルトキハ可成的舉證ニ努メ訴追ノ方法ヲ執リ若シ訴追シ得サルモノニシテ他管内ニ移動セムトスル者アルトキハ速ニ通報スル等彼等ヲ常ニ警察視線内ニ置キ犯行ノ餘地ナカラシムヘシ

一、刑事要視察人取締方ノ件

大禮時ノ刑事要視察人取締ニ就テハ今ヨリ犯行ノ餘地ナカラシムヘク各種對策ヲ講スヘキハ勿論ナレトモ犯罪性極メテ濃厚ナル者ニ對シテハ特ニ視察ヲ嚴シシ失踪セシメサル事ニ留意シ直前時期シ一齊ニ檢束拘留等適切ナル措置ヲ爲スヘシ

二、不良少年取締ノ件

名簿登載ノ縣下ノ不良少年數ハ貳六九人ニシテ其數多シト言フヘカラサルモ其ノ實情ニ徴セハ既往一ヶ年中ニ犯罪少年トシテ檢舉シタル數實ニ六二七九人ノ多數ニ達セリ不良少年ハ社會進歩ニ伴ヒ激增ノ傾向アルハ各府縣ヲ通スル大勢ニシテ彼等ノ勢力及不羈行爲ノ消長ハ取締ノ寬嚴緩急ノ如何ニ關スル處大ナリ之等ノ徹底的掃蕩ハ警察取締ノ勵行ニ俟ツノ外ナシ殊ニ注目スヘキハ思想動搖期ニアル彼等ハ意表ニ出ツル犯罪ヲ敢行スル事尠ナカラズ大禮取締準備トシテ今ヨリ潜在者ノ發見並ニ取締ノ勵行ヲ持續シ期間切迫セハ署長親シク戒告懇諭シ尙受持巡查ナシテ之レカ視察取締ヲ勵行セシメ大禮ニ際シテハ彼等ノ犯行タル汽車電車ノ妨害拜觀人ニ對スル危害其ノ他各種ノ方面ニ互リ取締ノ萬全ヲ期スヘシ

一、不審訊問ノ方法教養ニ關スル件

不審訊問ハ直觀力ニ依リ不羈者ヲ發見スル有力ナル方法ニシテ且ツ警察官ノ有スル權力發動ノ一形式タリ而モ

最も効果偉大ニシテ屢々大犯罪者ヲ發見スル處ナリ然ルニ近時人權觀念ノ伸張ニ伴ヒ動モスレハ警察官自身ニ於テ之レヲ躊躇逡巡回避セントシ又ハ之レカ執行方法形式ニ流ルル嫌ヒアリテ漸次其威力減退シツツアル狀況ナリ殊ニ市部ニ於テ此ノ弊顯著ナルヲ見ル素ヨリ善良ナル民衆ニ對シ長時間難可スルカ如キハ嚴ニ避ケサルヘカラスト雖モ警察官自ラ此ノ有力ナル執行方法ヲ拋棄セムトスル原因ハ直觀力ノ基本タルヘキ觀察推理及ヒ決斷力ニ乏シク且又事象ヲ識別スル常識ヲ備ヘサル爲メ其選擇ヲ誤リ若クハ相手方ノ逆襲ヲ悞レ訊問ノ妙諦ニ觸レサル結果ト認ムルモノ多シ今ヤ大禮警戒ノ準備ノ爲メ檢索臨檢張込等ノ方法ニ依リ不羈者ヲ發見セシムムトスル機ニ會シ從來ノ如キ誰可方法ニアリテハ不羈者ニ直面スルモ之レヲ逸スル事多カルヘシ此ノ際部下吏僚ニ對シ不審訊問ノ方法ヲ細密教養シ執行務ニ際シ遺憾ナキヲ期スヘシ

一、旅人宿及湯屋等ノ盜難豫防ニ關スル件

大禮期間中及其前後ニ於テ名古屋市及其附近ハ宿泊及入浴客激增スヘク從ツテ之レニ伴フ盜難被害ノ頻發ヲ豫期セラル、處ナルカ旅人宿及湯屋營業者ニ於テモ自發的ニ之レヲ豫防警戒ノ途ヲ講セシムルノ要アリト信スルカ故ニ營業者ニ對シ適當ナル指示ヲ爲シ豫防ノ實ヲ舉ケシムル事ニ努ムヘシ

一、刑事要視察人ノ通報及尾行引繼ニ關スル件

刑事要視察人旅行ノ通報ハ内規ニ定ムル處ニ據ルヘキハ勿論大禮期間中及其ノ前後ニ(自十月十五日)大禮關係縣府縣ニ旅行セントスル場合ハ速ニ行先地ニ必要事項ヲ通報シ猶必要アル者ニ對シテハ尾行ヲ附スヘシ又他縣府縣ヨリノ尾行引繼ハ移動警察官若ハ停車場取締警察官ニ於テ爲スコトニ協議決定シタルニ付執行務上遺算ナキナ期スヘシ

一、檢病的戸口調査一齊施行ニ關スル件

本件ニ關シテハ屢々通達シタルヲ以テ嚴重勵行中ノ事ト信スル次第ナルモ愈々曠古ノ御大典ハ目捷ノ間ニ

追り各種ノ傳染病ハ續發シ就中腸チブス患者ハ本年初發以來一千七百餘名ニ上リ猶舊疾ヲ極メントスル季節ニアリテ實ニ深憂措ク能ハサル所ナリ

各位ハ益々部下ヲ督勵シ患者ノ早期發見ニ努メ豫防撲滅ノ効果ヲ取メラルヘシ

一、清潔保持ニ關スル件

(イ) 街道又ハ之レニ沿ヒタル河川溝渠及下水溝等ニ塵芥其他ノ不潔物ノ投棄ヲ禁シ且ツ時々清淨浚深セシムルコト

(ロ) 下水溝渠等ノ汚水停留箇所ヲ修理シ疏通セシムルコト

(ハ) 街路殊ニ市内電車線路ニ對スル塵埃ノ飛散ヲ防キ不潔水ヲ使用セシメサル様注意スルコト

一、流行性感胃麻疹流行性耳下腺炎流行性腦炎患者ノ發生届出ニ關スル件

(イ) 本件管内傳染病患者ノ發生報告ハ週報ナリシモ十月十五日ヨリハ電話日報セラルヘシ

(ロ) 御道筋三丁以内ニ該管患者ノ發生シタル時ハ電話即報セラルヘシ

一、精神病者ノ措置

近時監置精神病者ノ未治又ハ輕快ノ儘ニテ廢監置退院スルモノ漸ク多カラントス然ルニ精神病者關係法令ニ於テ之ヲ阻止スル何等ノ規程ナキヲ遺憾トス

依テ此際特ニ上書建白ヲナシ又ハ放火殺傷チナス等公安ヲ害スル虞アル者ニ對シテハ常ニ觀察ヲ密ニシテ病者ニヨリ諸般ノ事故防止ニ努メ或ハ監護法第八條ニヨリ更ニ監置ヲ命スル等緩急機宜ノ方法ヲ講シ之レカ取締ノ完璧ヲ期セラルヘシ

一、狂犬病豫防

本件ニ關シテハ豫防注射ヲ施行シ或ハ野犬ノ買上醫留ノ勸行野犬ノ掃蕩畜犬ノ整理ヲ行ヒ爲メニ漸次本病ノ減

少ヲ見ルニ至リシモ特ニ左記留意スヘシ

(イ) 本病ノ危險ナルヲ解セス或ハ徵稅ヲ免ル、目的ヲ以テ届出セス効力ニ飼養スルモノ往々アリテ豫防上遺憾ニ付一般部民ニ對シテ届出ヲ勸行セシメ指導啓發ニ努ムルコト

(ロ) 御大典開際ニ於テ豫防週間實施豫定ニ付本病ノ豫防其ノ他ニ就キ一般ノ準備ヲ爲シ置カルヘシ

一、公私設食品市場公衆食堂ノ取締

公設又ハ私設食品市場公衆食堂ニ對シテハ場内外ノ清潔保持ニ努ムルト共ニ従業員ノ健康飲食物用器具飲食物ノ選擇其他萬般ニ互リ適當ナル施設ヲナシ保健衛生上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、市街地建築物法適用區域内ノ汽罐風呂竈ノ類ノ火焚場灰捨場ノ防火構造ニ關スル件

首題ノ類ヲ設置使用スル營業者ニ對シテハ常ニ防火上ニ關スル取締ヲ勸行サレツツアルコトト信スルモ曩ニ發シタル通達ニ基キ嚴密調査ヲ遂ケ相當措置ヲ講シ萬遺憾ナキヲ期セラルヘシ

第九節 名古屋鐵道局主催中部六縣大禮警備會議

名古屋鐵道局主催同局管内中部六縣愛知靜岡岐阜滋賀長野三重警察當局及内務省陸軍省關係者大禮警備會議は昭和三年十月三日名古屋商工會議所に於て開會本縣より木下警察部長上田警務課長吉垣特高課長間瀬刑事課長出席鐵道局提案其他各縣提案を詳細に審議せり本縣よりの提案左の如く議了せられたり。

△愛知縣提案

一 移動警察ニ關スル件

(一) 移動警察ハ列車内全部ニ互リ限ナク檢案スルニ非ラサレハ目的ヲ達スルコトヲ得ス從テ列車ノ等級ノ別ナク食堂車寢臺車等ヲモ適宜檢案致度ニ付其旨乗務員ニ通達シ置カレタシ

〔決〕 食堂車寢臺車内ヲ通行スルコトハ警察官ニ於テ可成遠慮サル、コト、シ止ムヲ得サル場合ハ車掌ニ於テモ快ク通行セシムルコトニ鐵道局ニテ手配スルコト

(二) 列車内ニ於テ容疑者ヲ發見シ之レカ取調ノ際移動警察官ヨリ取調場所ヲ要請シタルトキハ乗務員ハ適當ナル場所ヲ撰擇貸與スル等便宜ヲ與ヘラレタシ

〔決〕 出來得ル限り便宜ヲ圖ル様乗務員ニ注意方鐵道局ニテ手配スルコト

(三) 鐵道乗務員移動警察官ハ氏名ヲ記載セル乘車區間表或ハ名刺ノ交換ヲ爲シ連絡上遺憾ナキヲ期スル様致シタシ

〔決〕 鐵道局提案第一ノ四ニ合併

(四) 移動警察官ノ乗込ヲ爲ササル列車内ニ於テ乗務員カ警衛上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ最寄停車場取締警察官ニ通告セラレタシ

〔決〕 一般乗務員及驛ニ注意方鐵道局ニテ手配スルコト

(五) 主要ナル驛ニハ移動警察官ノ休憩又ハ取調ノ爲メ適當ナル場所ヲ供與セラレタシ

〔決〕 滋賀縣提案第五ト合併

出來得ル限り便宜ヲ圖ルコトニ鐵道局ニテ手配スルコト

二 停車場構内ニ關スル件

本縣ニ於テハ十月ヨリ十一月二十八日迄左ノ各驛ニ數名乃至十數名ノ私服警察官ヲ配置シ到着列車内ホーム待合室及集札口ノ檢案ヲ實施スヘキニ付可成便宜ヲ計ラレタシ

尾張一宮枇杷島名古屋熱田千種大曾根岡崎豊橋彌富

〔決〕 出來得ル限り便宜ヲ圖ルコトニ鐵道局ニテ手配スルコト。

其他

本縣移動警察官並ニ停車場檢案従事者ハ胸部ニ徽章劍ニ梟ノ止マル圖案ヲ着クルニ依リ鐵道係員ニ通達シ置カレタシ

〔決〕 可決

但シ圖案變更スルヤモ不知ト縣當局ノ説明アリ

尙本會議ニ關聯して各驛奉迎送者入場可能人員左の如く通牒し來れり。

名典第二四號

昭和三年十月十六日

名古屋運輸事務所長 坂田 正 次

愛知縣警察部長 木下義介宛

通 知

本月三日名古屋商工會議所ニ於テ開催ノ御召列車警護協議會協定事項中名古屋鐵道局提案第四奉送迎入場者ニ關スル事項一、二、ニ依リ名古屋驛ヲ除ク各驛ノ構内ニ入場セシムル者ノ可能數左ノ通決定致候條至急入場者ノ資格入場團體名、員數等御取纏ノ上關係驛長ニ御申込相成度

追テ入場者及入場團体ノ奉送迎位置並配列順位等詳細ノ事項ニ付テハ御申込ノ際驛長ニ於テ御協  
議可申候

記

一、關係乗降場ニ入場シ得ヘキ員數

大府驛 一〇〇名 以内

熱田驛 一〇〇名 同

尾張一ノ宮驛 一〇〇名 同

大高枇杷島驛 各 五〇名 同

稻澤木曾川驛 各 五〇名 同

二、反對乗降場其他ニ入場セシムル團体ノ入場シ得ベキ員數別表ノ通り

御召列車運轉ノ際關係各驛反對側乗降場其他ニ入場セシムル

團体ノ入場可能人員調

愛	縣屬所 名	下リ御召列車ノ場合		上リ御召列車ノ場合	
		入場場所	人員	入場場所	人員
大府	大府驛	上リ乗降場	一、五〇〇人	下リ乗降場	一、五〇〇人
大高	大高驛	西貨物ホム 西寄空地	五〇〇	西貨物ホム 西寄空地	五〇〇

知	縣	上リ乗降場		下リ乗降場	
		貨物ホム	人員	貨物ホム	人員
熱田	熱田驛	上リ乗降場	三〇〇	下リ乗降場	三〇〇
枇杷島	枇杷島驛	貨物ホム	一、〇〇〇	貨物ホム	一、〇〇〇
稻澤	稻澤驛	西貨物ホム 西寄空地	六〇〇	西貨物ホム 西寄空地	六〇〇
尾張一宮	尾張一宮驛	上リ乗降場	一、五〇〇	下リ乗降場	一、五〇〇
木曾川	木曾川驛	西貨物ホム 西寄空地	三〇〇	西貨物ホム 西寄空地	三〇〇

(本縣以外ノ分ハ省略)

第十節 警衛部隊長會議

十月十六日午前十時より警察部練習所に於て市内部隊長會議開催せられ小隊長以上參集同十七日午  
前九時より同所に於て鐵道沿線部隊長會議開催せられ同じく小隊長以上出席種々協議する處ありたり。  
指示事項左の如し。

指示事項

昭和十三年十月十六日(市内部隊長會議)

一、大隊本部設置ニ關スル件

大隊長ハ警衛上最モ便利ナル箇所ヲ撰定シテ大隊本部ヲ設置シ本月 日迄ニ報告セラルヘシ 追テ中隊本部ノ設  
第三篇 警務部 第二章 諸會議 六二五

置ヲ必要ト認メタル場合ハ大隊本部ニ準シ取扱ハルヘシ

一、警衛ニ關スル訓授及點檢ノ件

警衛部隊員ニ對シテハ豫メ所轄署長ニ於テ訓授徹底ナリ居ルコトト信スルモ大隊長及特種部隊長ハ更ニ隊員全般ニ對シ訓授並ニ點檢ヲ行ヒ實施上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、部隊員配置時間ニ關スル件

警衛從事員ハ配置後ノ活動ヲ充分ナラシムル爲メ出來得ル限り休養ノ方法ヲ講スルハ勿論ナルモ鐵道沿線ハ御通過三時間前市内御道筋ハ通御八時間前ニ配置ヲ完了スルコトトシ若シ其ノ區域内實際ノ狀況ニ徴シ之レヲ伸縮スルノ必要アリト認メタル時ハ大隊長ニ於テ適宜之ヲ變更シ配置上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、分隊員氏名ニ關スル件

各大隊並特種部隊ニ屬スル部隊編成ハ別表ノ通ナルヲ以テ大隊長及特種部隊長ハ隊員ノ氏名ヲ調査シ本月 日迄ニ報告セラルヘシ

一、停車場待合室ノ旅客取締ノ件

名古屋驛ニ在リテハ御着發當時待合室ニハ一切旅客公衆ヲ入レス其他ノ驛ニ在リテハ當該驛長ト部隊長ト協議決定スルコトトナリタルヲ以テ部隊長ハ此ノ點ニ關シ驛長ト詳細打合セテ爲シ取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、傳令ニ關スル件

傳令員ハ別ニ配當セザルヲ以テ各大隊長及特種部隊長ニ於テ必要ト認ムル場合ハ其隊員中ヨリ適宜之ヲ命セラルヘシ

一、補助員使用ニ關スル件

警衛補助員ノ使用ニ就テハ深甚ノ注意ヲ拂ヒ部隊長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ適宜其ノ配置ヲ變更スル等機宜ノ措置ヲ採リ萬全ヲ期セラルヘシ

一、警電架設ノ件

警衛本部並各部隊間ノ連絡ヲ保持スル爲メ市内御道筋並鐵道沿線左記箇所ニ臨時電話架設スヘキニ付一般隊員ニ之ヲ周知セシメ使用上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

左 記

臨時警察電話架設位置

一、市内御道筋

- 1. 納屋橋東詰
- 2. 桑名町角
- 3. 鐵砲町角
- 4. 本重町東角
- 5. 傳馬町
- 6. 研屋町
- 7. 本町御門
- 8. 師團司令部東角
- 9. 離宮内

一、御荷物通路

- 1. 明道橋



- 2. 北練兵場招魂社
- 3. 東練兵場坂上

一 鐵道沿道

- 1. 靜岡縣界
- 2. 安城驛
- 3. 大府驛
- 4. 枇杷島驛
- 5. 岐阜縣界木曾川橋南

一 宿舍ニ關スル件

警衛従事員ノ宿舍ハ豫メ準備シ配給係員ヲ派遣スル豫定ナルモ手不足ノ憾アルヲ以テ各隊ニ於テモ相當人員ヲ派遣シ宿泊ニ關スル事務ヲ補助セシメラルヘシ

追加指示事項

昭和三年十月十六日(市内部隊長會議)

一 警衛員召集ニ關スル件

警衛員ノ召集ハ左記ノ通り實施スヘキヲ以テ一般ニ徹底セシメ過誤ナキヲ期セラルヘシ

左記

一 市内各大隊

- (1) 十一月四日午後一時(鐵道第一、二、三各大隊ヨリ轉換スルモノハ六日午後六時)所屬大隊本部ニ召集ス
- (2) 十一月廿五日午後一時(鐵道第四大隊ヨリ轉換スルモノハ廿六日午後六時)石同上

二 鐵道各大隊

- (1) 第一、二、三各大隊ハ十一月五日午前九時同月廿六日午後一時(市内各大隊ヨリ轉換スルモノハ同日午後六時)石同上
- (2) 第四大隊ハ十一月六日午後六時同月廿五日午後一時石同上

三 特種部隊ハ十一月四日同廿四日午後一時各其本部ニ召集ス

一 警衛補助員ノ召集日時及場所ニ關スル件

警衛補助員ノ召集日時及場所ニ關シテハ各大隊長及特種部隊長ニ於テ適宜之ヲ決定シ警衛上支障ナキ權注意セラルヘシ

追テ十一月五日午前八時豫行演習ノ必要上元騎兵第三聯隊跡ニ市内各大隊員及補助員特別隊員並ニ其補助員ヲ召集スヘキニ付通知シ置カルヘシ

一 消防手配置ノ件

消防署ニ屬スル消防曹長及消防手若干名ヲ各大隊ヘ配屬セシムル見込ミナルヲ以テ配當ヲ受ケタル大隊長ハ交通遮斷線ニ之ヲ配置セラルヘシ

一 名古屋驛配置員ノ件

名古屋驛ニ於ケル配置員中待合所並ニ開札口附近ニ配置シタルモノハ御着發前適當ノ時期ニ於テ御目障リトナラサル箇所ニ配置替ヘテ爲スノ要アリト認メラル、ヲ以テ當該大隊長ハ移動ノ箇所ヲ考慮シ實施上遺算ナキヲ期セラルヘシ

一 補助員過員配當ノ件

警衛補助員ハ市内鐵道各大隊共便宜上並ニ指示シタル數ヨリ幾分多ク配當シアルヲ以テ過員配當ニ付テハ各大隊長ニ於テ適宜配當セラルヘシ

一 警衛補助員辭令ニ關スル件

警衛補助員ニ對スル辭令ハ別ニ交付スル用紙ニ其ノ氏名ヲ記入シ大隊長ニ於テ交付セラルヘシ

一 交通遮斷後ニ於ケル通路ノ件

小原田町及堀川通りハ通御二時間前迄特ニ通行ヲ認ムルヲ以テ當該大隊長ハ取締上特ニ注意シ警衛上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一 大禮使宮内官旅館警備ニ關スル件

御駐營當日ハ皇族並大臣ニハ警備員ヲ附スルモ大禮使宮内官其他ノ旅館ニハ特ニ警備ヲ附セサルヲ以テ注意警戒セシメラルヘシ

指 示 事 項

昭和三年十月十七日鐵道沿線部隊長會議

一 鐵道沿線警衛配置位置ノ件

鐵道沿線ニ於ケル警衛員ノ位置ニ關シ鐵道當局ト協定ノ結果大體鐵道職員ハ線路内警察官ハ線路外方ニ位置シ警衛ニ從事スルコトトナリタルヲ以テ過誤ナキヲ期セラルヘシ

一 配置圖使用ニ關スル件

鐵道沿線警衛配置圖ハ各部隊長ニ所持セシムル目的ヲ以テ豫メ作製シ置キタルヲ以テ中隊長以下ノ部隊長ハ擔任區域ニ屬スル部分ヲ切斷所持シ配置上過誤ナキヲ期セラルヘシ

一 鐵道職員配置ニ關スル件

鐵道當局ニ於テハ鐵道沿線ニ二百米突ノ間隔ヲ以テ一名宛工手ヲ配置シ其ノ佇立位置ハ透視上已ムヲ得サル場合ノ外御召列車進行方向ノ左側ト定メラレタルニ依リ了知セラルヘシ

一 驛構内警衛員配置ニ關スル件

驛構内ニ於ケル警衛警察官ノ配置位置ハ豫メ當該驛長ト打合ハスルコトニ協定シタルニ付了知ノ上驛長ニ配置位置ヲ通告セラルヘシ

一 驛構内乗降場奉拜ニ關スル件

部隊長ハ當該驛長ト協議シ名古屋驛ヲ除キ其他ノ御通過驛ニハ反對乗降場又ハ御召列車ノ運轉ニ差支エナキ適當ノ箇所ニ在郷軍人學生其他規律アル團體ヲ入場セシムルコトトナリ居ルニ依リ了知シ置カルヘシ

一 鐵道沿線労働者取締ニ關スル件

鐵道局ニ於テ使役スル鐵道沿線労働者ハ前日迄ニ事業ヲ打テ切り御通過當日ハ業務ヲ休止スルコトトナリ居ルヲ以テ取締了知セラルヘシ

一 御召列車行違ヒ列車ニ關スル件

御召列車ト途中行違ヒヲ爲ス旅客列車ニ在リテハ各車輛ニ一名宛ノ鐵道職員ヲ乗車セシメ旅客ニ御召列車運轉ノ旨通知シ行違ヒノ際ハ御召列車ニ面スル側ノ窓硝子ヲ閉セ又同側ノ便所ハ使用ヲ止メ閉鎖シ又御召列車ト行違ヒ若クハ待避スル停車中ノ旅客列車ニ在リテハ更ニ錠戸ヲ閉鎖スルコトトナリ居ルヲ以テ當該部隊長ハ能ク之ヲ了知シ注意セラルヘシ

一 前夜警戒ニ關スル件

當該大隊長ハ豊川矢作川木曾川各鐵橋及三谷トンネル警戒ノ爲メ御通過前日午後五時ヨリ御通過ニ至ル迄ノ間必要ト認ムル警察官又ハ補助員ヲ配置警戒セラルヘシ

(備考)市内部隊長會議指示事項ト重複スルモノハ省略尚追加指示事項ハ全部市内部隊長會議ノソレト重複ニツキ省略

### 第三章 警衛計畫

#### 第一節 規程、組織、計畫概要

本項に於て大禮事務文書取扱規定及警衛警備組織を演述す可き筈なれども、既に之等は第一編に於て總括的に記載せるを以て重ねて記せず。警衛警備計畫概要も亦昭和三年四月二十八日、内務省警保局長より警保局發甲第六一號を以て照會ありたるを以て之れに回答せり。之等も以下記述する處と大體に於て重複の虞れある爲め省略せり。

#### 第二節 縣下警察官特別技能者調

大禮警衛に備ふる爲め豫めオートバイ運轉及び乘馬の心得あるものを調査する爲め、左の如く各課署長宛に照會せり。

昭和三年六月十四日

警察部長

各課署長宛

特種技能者調査方ノ件

其課署勤務警部補巡查ニシテオートバイ運轉及乘馬ノ心得アル者ヲ左記ニ依リ調査報告セラルヘシ

左記

一、オートバイ

現在數

職氏名

備考 オートバイハ使用ニ堪ヘ得ルモノト然ラザルモノトニ區分スルコト

一、乘馬

騎兵科官等

職氏名

而して調査の結果次の如き結果を得たり。オートバイ四十六臺(内破損せるもの八臺)オートバイ運轉能力者九十三名(内二十五名昭和二年大演習の際勤務せる者、乘馬能力者百二十九名(内六名昭和二年大演習の際勤務せる者)を得たり。御警衛に當り實際に配屬せしめたる運轉士左の如し。然して之等運轉士は何れも特に技術優秀の者にして大禮期間中は夫々配屬せられたる車輛を操縦し命令に應じ縦横に驅馳してよく其の任務を遂行し緊急を要す可き所用を辨ずるを得たり。

オートバイ並同運轉士配當人名簿

配屬所	勤務名	官職別	氏名
市内御道筋第一大隊	笹島	巡查	岩田儀四郎
	西尾	同	伊藤藤彰
	舉母	同	川野甚一
	門前	同	大野信次
	犬山	同	中村信次
	大濱	同	内田勝郎
	新榮	同	螺澤國三
	鍋名	同	加藤新兵衛
	一宮	同	永井重茂
	新城	同	皿井盛信
鐵道沿線第一大隊	同	同	同



34	三菱銀行	八一〇三	42	名古屋鐵道	二三五	50	名古屋運輸事務所	二二四
35	住友銀行	八一〇〇	43	村瀬銀行假營業所	二二〇			
36	三井銀行	二四〇〇	44	大同生命	三六〇			
37	不動貯金銀行	四〇〇〇	45	清駒別館	三三〇	二階	階數別表	一二
38	第一銀行	六四〇〇	46	依田屋	二二九	三階	階	二六
39	仁壽生命	六五〇〇	47	吉田屋	三三〇	四階	階	二八
40	共同火災保險	九〇〇〇	48	丸屋旅館	三三〇	五階	階	二二
41	加藤商會	四四五	49	名古屋鐵道局	二三八	計	階	五〇

注意

市内御道筋ニ於ケル銀行、會社其他高層建築物ノ所有者又ハ管理者ハ十一月六、七、廿六、廿七日ノ行幸並  
還幸當日警察取締上特ニ左記事項ニ注意セラレ度シ

- 一、御道筋ニ於ケル二階以上ノ建物ハ兩簿通御二時間前ニ「シャッター」ヲ嚴重閉鎖スルコト
- 二、屋内ニハ常時執務セル者以外ハ殘留セシメザルコト
- 三、屋内ニ在ル者ニ對シテハ建物所有者又ハ管理者ニ於テ責任ヲ以テ監督スルコト
- 四、階下ト雖モ高所拜觀ニ涉ル場合ハ「シャッター」ヲ閉鎖シ不敬ニ涉ル等ノコトナキコト

愛知縣警察部

第五節 拜觀團體調査

名古屋御駐泊の砌り各種團體拜觀者見込數を調査し置くことは御警衛計畫上必要につき、名古屋豊橋岡崎一宮各市及本縣内務部學務部に照會を發せり。然して本件は奉迎送係記事と稍重複するを以て、極めて簡單に四市よりの回答數を一括左に記すに止めたり。

市別	名稱	團體數	人員
名古屋市	市立各小學校	九二	四〇、〇〇〇
	各補習學校	二三	四、九二九
	官公立中等學校以上及各私立學校	九六	三〇、八四八
	市内在郷軍人會	八四	三〇、〇〇〇
	市内青年訓練所	八二	五、四五〇
	男子青年團	一〇六	二〇、〇〇〇
	女子青年團	一一二	一、四三八
	少年團	一一二	六〇〇
	合計	五〇七	一三三、二六五
	岡崎市	岡崎市立商業學校	一
同 高等女學校		一	五〇〇
私立岡崎裁縫女學校		一	一六三

日本赤十字社員	一	七〇
岡崎市神職會	一	二二
帝國在郷軍人會	一	二六
岡崎市梅園分會	一	一一
岡崎市商工會議所議員	一	一一
同 傷疾軍人會	一	一一
合 計	八	一、二九四
一宮市		
高等女學校	一	五〇〇
小 學 校	四	一、二〇〇
青年訓練所	四	二〇〇
男子青年團	四	二〇〇
在郷軍人分會	五	一〇〇
合 計	一八	二、二〇〇
豊橋市		
豊橋市立商業學校	一	四〇〇
同 高等女學校	一	五〇
私立豊橋商業學校	一	二〇〇
同 豊橋實踐女學校	一	一〇〇
豊橋市八町青年團	一	五
合 計	五	七五五

### 第六節 行還幸市内御道筋に關し宮内省へ照會

大正御大禮の際は行幸道路として泥江町志摩町明道町景雲橋を経て御園御門より離宮に入御あらせられたるが、今回は行幸本町改修せられたるを以て御道筋に關し警察部長より宮内省庶務課長宛左の通申進めたり。

昭和三年七月二日 警察部長  
宮内省庶務課長宛

名古屋驛名古屋離宮間御道筋ニ關スル件  
今秋御大禮時 天皇皇后兩陛下本縣行幸啓ノ砌リ名古屋市内ニ於ケル御道筋ニ付テハ遺般西園寺大禮使車馬部長函簿ニ關スル實地踏査ノ模様及ビ目下名古屋市當局ニ於テ榮町通りノ路面補裝工事本町玉屋町通りノ擴張幅員五間ヲ八間トス及路面補裝工事ニ着手シ御大禮前迄ニ之ヲ完成スベク銳意進捗セシメツ、アリ之カ竣工ノ上ハ大正御大禮時ニ於ケル行幸御道筋ニ勝ル數等ナルニ鑑ミ左記ノ通りト認メ御警衛ソノ他諸般ノ計畫ヲ進メツ、有之候條此段及通牒候也

御着蒙當日  
左 記

名古屋停車場ヲ出テ一直線ニ笹島町新柳町榮町ヲ東進シ榮町二丁目ニ於テ左折シ玉屋町本町ヲ經テ本町御門跡ヲ第三師團廓内ニ入り北進シ三師團司令部前ニテ左へ同構内ニ沿ヒ右へ行在所へ

御發華當日

名古屋離宮ヲ出テ第三師團司令部構内ニ沿ヒ南行左折シ同部前ニテ右へ本町御門跡ニ出テ本町玉屋町ヲ經テ榮町二丁目ニ至リ右へ一直線ニ榮町新柳町宿島町ヲ名古屋驛ニ至ル  
右御道筋ハ御往復共同一ニテ別記圖示ノ通り地圖ハ略ス

第七節 御警衛配置計畫概要

大禮御警衛實施事項に就ては第四章に於て精細に之れを記述す可きも、實施に至る迄には數回計畫を建て慎重協議を遂げ愈萬全と認めらるゝ成案を得て之れを實行せり。從て之れに至る迄には幾多の迂餘曲折あり、即ち第一回計畫市内御道筋片側六間隔第二回四間第三回三間半第四回三間と漸次計畫を改められ遂に實施案第五回計畫二間半を得たり。順序として左に第一回計畫並第四回計畫の概要を記述す可し。從て本節は單なる參考資料にして實施事項は第四章に於て詳述せり。

御警衛計畫ノ概要

第一、總要員

御大禮御舉行ニ際シ 天皇皇后兩陛下ニハ東京御發鐵路東海道線ヲ名古屋驛御着御順路ハ榮町通り本町通り師團廓内ヲ通御名古屋離宮ニ入ラセラレ御駐泊ノ上翌日同所御發市内御通路ハ前日ニ同ジク名古屋驛御着同驛御發東海道線ヲ京都市へ向ハセラレ還幸時ニ於テモ右順路ニ據ラセラルルモノトシ又非常御立退所ハ第三師團偕行社御荷物通路ハ名古屋驛ヨリ泥江町江川電車線南外堀町長畝町

樋ノ口町北練兵場ヲ經テ歩兵第六聯隊東門ヨリ營庭ヲ通過離宮ニ至ルモノト見做シ御警衛其他諸般ノ計畫ヲナス而シテ御警衛計畫ハ之ヲ直接警衛間接警衛ノ二大區分トス

直接警衛ハ(1)汽車沿線(2)停車場(3)市内沿道(4)離宮内(5)離宮外廓(6)非常御立退所(7)前驅後衛(8)皇族及貴賓ノ警衛警備(9)御荷物通路ニ區別セリ

第一回計畫トシテ市内御道筋六間々隔配置行幸啓第一日還幸啓第二日共警視以下一五九五名ヲ配置シ行幸啓第二日還幸啓第一日ハ警視以下一〇一三名ヲ以テ御警衛ニ當ラシム共配置表左ノ如シ

自靜岡縣界至名古屋驛 直接警衛其他配置表 (行幸啓第一日)

區分	職名	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計	備考
自靜岡縣界至名古屋驛		一	六	二	六	五	一	一哩十二人
汽車沿道五十二哩		三	三	一	二	二	一	一夕所二十四人
沿道停車場配置		三	三	一	二	二	一	一丁十九人(片側六間隔)
自名古屋驛至離宮正門		三	三	一	二	二	一	
市内沿道三十四間		三	三	一	二	二	一	
離宮外廓配置		一	一	一	一	一	一	
離宮内配置		一	一	一	一	一	一	
非常御立退所配置		一	一	一	一	一	一	
御荷物通路配置		一	一	一	一	一	一	
前驅後衛		二	六	一	二	二	一	
皇族及貴賓		二	六	一	二	二	一	
計		八	三	八	一	一	一	

自名古屋縣至岐阜縣界

直接警衛其他配置表 (巡幸啓第一日)

區分	職名	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計	備考
自名古屋縣至岐阜縣界	汽車沿道十四哩三	三	一	七	一	一〇	一三〇	一哩九名
	沿道停車場配置	三	四	九	三	一三	一六七	一ヶ所三三名
	自離宮正門至名古屋縣市內沿道三十四哩七間	三	九	二六	六七	四九三	五九八	一丁十九人(片側六間間隔)
	離宮外廓配置	一	一	一	二	二〇	二四	
	離宮內配置	一	一	一	一	一五	一八	
	非常御立退所配置	一	一	一	一	四	四	
	御荷物通路配置	一	一	一	一	二〇	二四	
	前驅後衛係	二	六	一	二	二〇	四〇	
	皇族及貴賓係	八	二	一	一	二〇	一〇三	
計		二八	五	一五	九	八二〇	一、〇一三	

間接警衛ハ(1)視察警戒(2)刑事係(3)移動警察其他警察殘留等十種ニ區分シテ之ニ對シテハ左記ノ通り行幸啓第一日及還幸啓第二日ハ警視以下九六二名ヲ行幸啓第一日ハ警視以下一五四四名ヲ以テ之ニ從事セシム

(備考) 定員 警視九警部四六警部補一三八 巡查部長二二 巡查二一四三 其配置表左ノ如シ

記

自靜岡縣界至名古屋縣

間接警衛其他配置表 (巡幸啓第二日)

區分	職別	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計	備考
視察警戒係		一	二	一〇	一〇	三〇〇	三二三	
車輻係		一	二	七	一	一〇	一九	
文書及通信係		一	七	一	一	一〇	二	
離宮內及警察部		一	一	一	一	一七	一〇	
警察留守係		一	一	一	一	五〇	一九八	
市内派出所勤務交通取締係		一	一	一	一	一五	五〇	
衛生係		一	一	一	一	一〇	一八	
刑事係		一	一	一	一	一〇	一五	
勤務不能者隊		一	一	一	一	一〇	四六	
計		一四	一	一六	五	八三九	九六二	

自名古屋縣至岐阜縣界

間接警衛其他配置表 (巡幸啓第一日)

區分	職名	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計	備考
視察警戒係		一	二	一〇	一〇	三〇〇	三二三	
車輻係		一	二	七	一	一〇	一九	











ナリ(附表第一號參照)

(ロ)名古屋驛ヨリ岐阜縣界ニ至ル十四哩三分内停車場五ヶ所間ハ之ヲ同ジク三ヶ大隊ニ分チ

第一大隊ハ名古屋驛構内全部ヲ管轄シ之ニ警視一、警部一、警部補五、巡查部長八、巡查八〇計九五名ヲ配置シ

第二大隊ハ名古屋驛構外ヨリ稻澤驛構内ヲ含ムニ至ル間六哩九分ヲ區域トシ之ニ警視一、警部二、警部補五、巡查部長八、巡查部長九、巡查九三計一一一名ヲ配置スルモノニシテ停車場除外一哩當リ巡查八名弱トナリ

第三大隊ハ稻澤驛構外ヨリ岐阜縣界ニ至ル間七哩四分ヲ區域トシ之ニ警視一、警部二、警部補五、巡查部長八、巡查七五合計九一名ヲ配置スルモノニテ停車場除外一哩當リ巡查七名強トナリ之ヲ統計セバ十四哩三分間ニ警視三、警部五、警部補一六、巡查部長二五、巡查二四八名合計二九七名停車場除外一哩當リ巡查六人強ヲ配置セムトスルモノナリ(附表第二號參照)

(3) 市内沿道配置

名古屋驛前ヨリ離宮正門ニ至ル間三十三丁四十七間ヲ三ヶ大隊ニ分チ

第一大隊ハ名古屋驛前ヨリ納屋橋西詰ニ至ル五町三十間ヲ區域トシ之ニ警視一、警部三、警部補八、巡查部長二、巡查一四五計一七八名ヲ配置スルモノニシテ一丁當リ巡查二十六名トナル

第二大隊ハ納屋橋西詰ヨリ榮町通り玉屋町角ニ至ル間九町十間ヲ區域トシ之ニ警視一、警部三、警部補九、巡查部長二、巡查一六六計二〇一名ヲ配置スルモノニシテ一丁當リ巡查十八名トナリ第三大隊ハ榮町通り玉屋町角ヨリ離宮正門ニ至ル間十六町三十間ヲ區域トシ之ニ警視一、警部三、警部補九

巡查部長二四、巡查一八二計二一九名ヲ配置スルモノニテ一丁當リ巡查十六名トナリ之ヲ統計セバ三十三丁四十七間ニ警視三、警部九、警部補二六、巡查部長六七、巡查四九三計五九八名、一丁當リ巡查十六名配置トナルモ街角其他第二線又ハ第三線ノ警戒員ヲ包含シ居ルヲ以テ巡查一人當リノ擔當ハ二十間ナリ

而シテ市内沿道ニ於ケル拜觀者ハ各種團體學校生徒其他一般民衆ヲ合シテ數十萬人ニ上ルコトハ前回御大禮並ニ名古屋市ノ人口及其他ノ狀況ニ鑑ミ想像ニ難カラサルヲ以テ右配當人員ヲ以テ如何ニセバ警衛ヲ全フシ得ヘキカニ付深甚ノ考慮ヲ拂ヒ研究意リナキ處ナルモ大體ニ於テ二線乃至三線配置トシ各線ノ境界ハ適當ノ人員ト強固ナル木柵ヲ設ケテ之ヲ區劃シ特ニ柳橋電車交叉點榮町玉屋町角南外堀町角ノ如キ大街角ニシテ拜觀者多數ヲ極ムル地點ハ十四名乃至二十七名ヲ配置シ又普通街角ハ三名乃至六名トナシ重要ノ箇所ハ警衛線ヲ距ル一丁乃至二丁ノ後方ニ於テ交通ノ遮斷ヲ爲シ以テ警衛線ノ維持ヲ完全ナラシムトス

(4) 離宮内及非常御立退所

行在所及賢所奉安所タル名古屋離宮内ニハ警部一、警部補一、巡查部長一、巡查十五計十八名ヲ配屬シ憲兵並ニ皇宮警察等ト協力シ主要箇所ニ立番位置ヲ定メ其任ニ當ラシメ又非常御立退所ハ巡查四名ヲ配置シテ内外ヲ警戒セシメ御使用ノ場合ハ離宮内配置員ヲ轉換セシメ警衛ノ任ニ當ラシムトス

第三、拜觀堵列者ノ整理

拜觀堵列者ノ整理如何ハ直接警衛任務ニ重大ナル影響ヲ及ホスヲ以テ此方面ニ最善ノ方法ヲ講スル



區域	職名	警視	警部	警部補	部巡查	部巡查	計	補助員	摘	要
名古屋驛(構内を含む)	警視	一	一	五	八	八〇	九五	二四〇		
名古屋驛(構内を含む)外	警部	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		停車場二ヶ所此配置人員四〇名
自名古屋驛(構内を含む)外	警部補	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		停車場除外一哩ニ付巡查配置八
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		人弱
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		停車場二ヶ所此配置人員四十名
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		人弱
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		停車場除外一哩ニ付巡查配置五
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		人弱
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		停車場五ヶ所配置人員巡查一六
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		〇名停車場除外一哩ニ付巡查配
自稻澤驛(構内を含む)外	部巡查	一	二	六	九	九三	一一一	二七九		置六人強
計		三	五	一六	二五	二四八	二九七	七四四		

途上配置計畫表(自名古屋驛前至離宮正門)

區別	職名	警視	警部	警部補	部巡查	部巡查	計	補助員	摘	要
自名古屋驛(構内を含む)	警視	一	一	三	八	二二	一四五	一七八		一丁ニ付巡查配置二十六人強
自名古屋驛(構内を含む)外	警部	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		一丁ニツキ巡查配置十八人強
自名古屋驛(構内を含む)外	警部補	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		一丁ニツキ巡查配置十一人
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		平均巡查一丁十六人弱
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
自名古屋驛(構内を含む)外	部巡查	一	三	八	二二	一四五	一七八	一七八		
計		三	九	二六	六七	四九三	五九八			

第四回計畫は市内御道筋配置片側三間間隔にして配置人員表は紙敷の都合により遺憾乍ら省略した

るも其の要領及取締要項左の如し。

自靜岡縣外 至名古屋驛外 鐵道沿線(停車場ヲ含む)配置要領

- 一、此區間延長五十一哩八分八厘停車場十一ヶ所(名古屋驛ハ名古屋市内御道筋配置ニ屬シタルヲ以テ除ク)アリ之ヲ三區ニ分チ一區ヲ一ヶ大隊トシ總計警視以下三百六十一名ヲ配置シタルカ之ヲ細別スレバ如左
- (イ)停車場配置ハ警視以下五十六名一ヶ所平均五名ナルモ構内ノ廣狹四圍ノ状態ヲ參酌シ配置ニ多少斟酌ヲ加ヘタリ
- (ロ)停車場配置員ノ最多ハ豊橋熱田兩驛ノ八名最少ハ幸田大高兩驛ノ四名ニシテ監督者トシテ岡崎豊橋ノ二驛ニハ警視一名宛ヲ其他ノ停車場ニハ警部又ハ警部補ヲ配置セリ
- (ハ)停車場構内プラットホームニ於ケル配置ハ最少限度ニ止メ主トシテ四圍ニ力ヲ注キタリ
- (ニ)鐵道總哩程ヨリ停車場構内ヲ控除シタル延長ハ四十六哩四アリ此ノ間ノ配置警視以下三百五名ニシテ其配置密度ハ哩當リ四名ヲ原則トシ特ニ熱田驛南方東海道踏切以西名古屋驛ニ至ル間ハ四十五人ヲ配置ス
- (ホ)沿線ノ配置ハ線路ノ屈曲勾配ノ度合ヒ土地ノ高低踏切鐵橋トシテ暗渠陸橋跨線橋附近人家ノ粗密交通ノ多少等各種ノ事情ヲ考察シテ適當ナル配置ヲ爲シタルガ特ニ豊川矢作ノ兩大鐵橋三谷トシテ深ク注意ヲ拂ヒ特ニ細密ナル配置ヲ爲シタリ
- (ヘ)警衛補助員ハ原則トシテ巡查一ニ對シ二人ノ割合ナルモ地物ノ狀況其他特ニ奉拜者ノ多數ヲ豫想

- セラルル箇所ニ對シテハ例外トシテ補助員ヲ多數配置シタリ此ノ人員計八百十四名ナリ
- (ト)警察官並警衛補助員ノ配置位置ハ地物ノ狀況ニヨリ一貫シ難キモ大休鐵道敷境界ニ警察官ヲ位置セシメ其ノ内外ニ土地ノ狀況ニ依リ適宜警衛補助員ヲ配置セリ
- (チ)停車場配置員ノ位置ハ性質上(前項)ノ如ク爲シ得サルモ努メテ外方ニ配置セリ
- (リ)土地ノ關係上高地ニ配置シタル警察官及警衛補助員ハ御召車御通過ニ當リ御目障リトナラサル個所ヲ擇バシムヘク位置ヲ定メタリ
- (ヌ)熱田驛南方踏切以西名古屋驛ニ至ル間ハ兩側ニ民家工場等櫛比シ踏切多ク且ツ一部ニハ高地アリ警衛上最モ注意ヲ要スル地點ナルヲ以テ特ニ多數警察官ヲ配置シ萬全ヲ期セリ

白名古屋驛外 手岐阜縣界 鐵道沿線停車場ヲ含ム配置要領

- 一此區間延長十三哩九停車場四ヶ所名古屋驛ヲ除クアリ之ヲ一ヶ大隊トシ總計警視以下一三六名ヲ配置シタルカ之レカ細別左ノ如シ
- (イ)停車場配置ハ二十名トシ一ヶ所平均五人トス
- (ロ)鐵道總理程ヨリ停車場構内ヲ控除シタル延長ハ十二哩三アリ此區間ノ配置警視以下九十六名ニシテ其配置密度ハ哩當リ原則トシテ四人トシ特ニ名古屋驛北踏切ヨリ庄内川ニ至ル間四十人ヲ配置ス
- (ハ)右ノ外停車場ニ於ケル配置方法ハ名古屋驛以東鐵道沿線ノ配置ト同一方針ヲ採レリ
- (ニ)沿線ニ於ケル警察官及警衛補助員ノ配置方法及其位置等ハ名古屋驛以東ニ同シ

名古屋市内御通筋配置要領

- 一名古屋市内御道筋ハ名古屋驛ヨリ榮町通り本町通りヲ經師團廓内ニ入り離宮ニ至ル迄ノ區間ニ對シ警衛計畫ヲ樹テタリ
- 二右區間ノ延長ハ三十一町五間(三、三九一米突)ニシテ之レヲ三區ニ分チ第一區ヲ第一大隊トシ總員警視以下千二百十八名ヲ配置セリ(名古屋驛ヲ加フ)三區間隔配置
- 三正大禮ノ前例並名古屋市内ノ現狀ヨリ推測スレバ奉拜者御通過毎ニ大約五十萬人ヲ下ラザルモノト認メラレ而カモ御道筋ハ如上奉拜者ノ五分ノ一ヲモ收容シ能ハサル狀況
- 四警衛員配置區域ハ原則トシテ御道筋ヲ中心トシ外各二丁以内トセリ
- 五警衛配置ハ之レヲ二線配置トシ第一線ハ南簿ニ近接シ第二線ハ奉拜者ノ直前ニ於テ警衛線ヲ張ル各横町ハ御道筋ヲ中心トシ後方一丁ノ街角ニ於テ警察官ニ依リ交通遮斷線ヲ張り尙一丁後退シテ警察官ノ指揮スル補助員ヲ以テ交通遮斷ノ第二線ヲ張ラシム
- 六前號ニヨル配置密度ハ第一線六間隔第二線同ジク六間隔ニシテ第一線第二線ヲ合セハ配置員ノ間隔ハ三間ナリ
- 七街角ハ警衛上最モ注意ヲ要スル地點ナレハ其廣狹並ニ人出ノ模様等ヲ考慮シ人員ヲ配置シ以テ警戒ヲ嚴ニシ尙適當ニ補助員ヲ配置セリ
- 八街角其他ノ地點ニ於テ奉拜者密集スヘシト認ムル箇所ハ特ニ強固ナル木柵ヲ設ケテ警衛線ヲ維持セムトスル見込ナリ



- 九、交通遮斷ハ後方ニ配置セラレタル第一第二ノ警戒線ニ依リ各地點ノ狀況ニ鑑ミ適當ト認ムル時間ニ交通ノ遮斷ヲ行ヒ原則トシテ御通過六時間前警戒線ヲ維持セムトス
- 一〇、師團廓内ハ特種團體並ニ學生以外一般奉拜者ヲ入レサル見込ナルヲ以テ其ノ配置ハ他ニ比シ稍稀薄ナリ
- 一一、師團廓内塔列ノ在郷軍人、慶兵等ノ警戒ハ陸軍憲兵隊ニ於テ其任ニ當ル

名古屋市内御道筋ニ於ケル奉拜者取締要領

- 一、奉拜者概數ハ最大一日約五十萬ノ見込ナリ(前大禮時最大一日四十萬)
- 二、奉拜者ハ行幸當日未明ヨリ御道筋ニ來集スル者多數アル見込
- 三、御道筋ハ軍隊ヲ除キ一般奉拜者ハ座拜セシム
- 四、右方法ニヨレバ御道筋奉拜者收容力約十萬ナリ
- 五、榮町通りニ於ケル奉拜者塔列線ハ歩車道境界トス
- 六、本町通りニ於ケル奉拜者塔列線ハ軒下三尺以内トス
- 七、師團廓内ニ於ケル奉拜位置ハ本町御門ヨリ輻重兵隊前ニ至ル區間及衛戍病院ノ前及離宮正門西トス
- 八、名古屋驛前ニ於ケル奉拜ハ原則トシテ許サ、ルモ資格者ニ限り名古屋鐵道局玄關前及歩道ニテ許スコトアルヘシ
- 九、御道筋横丁ニ於ケル奉拜線ハ街角線道路境界ヨリ凡ソ該道路幅員ノ二分ノ一ヲ後退シタル地點トス
- 一〇、奉拜線ニハ場所ニ依リ白線又ハ綱ヲ引キ整頓線ヲ明示ス

- 一一、明治橋下通りヨリ下廣井町ニ至ル區間ニハ絶對ニ拜觀人ヲ置カス
- 一二、外堀區域内ハ奉拜者ヲ置カス
- 一三、納屋橋南天王橋橋上ニハ拜觀人ヲ置カス
- 一四、堀川ハ納屋橋ヲ中心トシ各一丁以内ニハ船筏ヲ置カス
- 一五、御道筋ニ於ケル奉拜團體トシテハ官公立及公認學校ノミニ限り之ヲ認メ奉拜日時及位置ハ之ヲ四日ニ區分シ指定セムトス
- 一六、師團廓内ハ特種團體並ニ學生ニ限り奉拜セシム
- 一七、軍隊塔列ノ後方ノ奉拜者ハ三尺ノ間隔ヲ保テ座拜セシメムトス
- 一八、御道筋民家内ニ於ケル奉拜ハ沿道奉拜方法ニ準シ床上内庭ニ於テ之ヲナサシム
- 一九、奉拜方法及奉拜者ノ位置ハ雨雪ノ際ト雖モ變更セス
- 二〇、交通遮斷ハ通御六時間前ニ之ヲ行フ
- 二一、前號交通遮斷ノ合圖トシテ各遮斷個所ニ白布ニ交通遮斷ノ文字ヲ記シタル旗ヲ掲揚ス
- 二二、電車ノ停止箇所ハ榮町線ハ榮町南大津町角、外堀線ハ片端大津町角、菊井町線ハ菊井町角、停留所船方線ハ水主町停留所、瀬戸電線ハ久屋御門前、淨心線ハ明道橋角ノ六ヶ所トス
- 二三、名古屋驛ニ於ケル奉迎送者ハ御發着一時間前迄ニ岩井町電車通り洲崎橋通りヲ經テ下廣井町ニ出テ驛ニ至ルモノトス
- 二四、奉迎送者ノ車馬置場ハ下廣井町明治橋下ヨリ南方交通遮斷線ニ至ル區間トス
- 二五、御道筋ノ兩側裝飾ハ高サ地上七尺以上トス

- 二六、御道筋民家ニ於ケル引幕ハ通御當時ハ之ヲ禁止ス
- 二七、大禮使並謹寫新聞寫眞班ノ撮影箇所ハ豫メ之ヲ指定シ係員ノ指揮ヲ受クルモノトス
- 二八、行幸當日ハ民間飛行機ニヨル奉迎送ハ差控ヘシム
- 二九、交通遮斷區域内ニ於ケル道路ニ於テハ各種ノ行商ヲ禁止ス
- 三〇、御道筋ニ於テ奉拜ノタメ特ニ各種ノ施設ヲナサムトスル者ハ少クトモ行幸當日三日前述ニ所轄警察署ヘ届出テ承認テ受ケシム
- 右届出受理警察署ハ警務係長ニ協議ノ上處理スルコト
- 三一、奉拜者ノ整理並ニ交通遮斷ノタメ重要地點ニハ特ニ木柵ヲ設クルコトアルヘシ
- 三二、軍隊塔列ノ後方ハ三尺ヲ隔テ一般人ヲ奉拜セシメ其ノ警衛配置軍隊ト一般奉拜者トノ中間ニ於テ一列四間隔トス

### 第八節 市内御道筋 實地踏査

御通路實地踏査方につき左の如く通達せり。

昭和三年十月十一日

警 務 部 長

各 大 隊 長 宛

實地踏査ニ關スル件

各大隊長ハ別途送附セル沿線警衛員配置圖ニ依リ其隊ニ屬スル中小隊長全部ヲ引率ノ上所管區域ノ實地踏査ヲ行ヒ

中小各隊ノ責任區域ヲ定メ十五日迄ニ報告セラルベク尙配置圖ハ五部送附シタルヲ以テ左ノ通り處置シ違算ナキヲ期セラルベシ

尙沿線警衛員ハ大隊長用ノミ記入セルハ實地踏査ノ際多少變更アルベキヲ豫期セルニ依ル

左 記

- 一、大隊長携帯用 大隊區域全部
  - 二、中隊長携帯用 大隊圖ヲ中隊區域ニ分切
  - 三、小隊長携帯用 大隊圖ヲ小隊區域ニ分切
  - 四、分隊長携帯用 大隊圖ヲ分隊區域ニ分切
  - 五、警務部へ送附圖 踏査ノ結果配置ノ變更ヲ訂正ノ上返戻
- 追テ市内沿線配置圖ニシテ分切不能ノ場合ハ便宜圖面作表セラルベシ

### 第九節 御召列車試運轉

御召列車試運轉につき日程時間等内務省警保局長より通達左の如し。

警保局警發甲第一五〇號

昭和三年九月二十日

内 務 省 警 保 局 長

警 視 總 監 宛

各府縣知事宛(京都、神奈川、重、靜岡)

御召列車試運轉並警衛隊行演習ニ關スル件

大禮ニ關シ行幸停止ヲセラルベキ鐵道全線ニ互リ十月中旬以後略左記日程ニヨリ御召列車試運轉ノ趣ニテ第二回試

第三篇 警務部 第三章 警衛計畫

運轉ノ際鐵道側ニ於テハ鐵道次官以下關係者乘車ノ豫定ニシテ且廳府縣警衛關係者ノ便乗ヲモ認メラル、警ニ有之  
 旁警衛配置隊行演習ノ好機ト存セラル候條同日前後ニ於テ鐵道沿線及停車場ニ於ケル警衛配置隊行演習實地ノ豫  
 定有之候向ニ在リテハ成ルベク同時ニ實施セラル、コト、致度又其ノ豫定ナキ向ニ在リテハモ御乘降及御停車驛及沿  
 線中特ニ注意ヲ要スト認メラル、場所等ニ對シテハ綜合ノ上同時ニ演習實施セラル、方連絡上最有効ト存候條可然  
 御配慮相煩度尙當局ヨリモ同列車ニ便乗出張ノ豫定ニ有之候條爲念申進候  
 追而豫定時日ハ追報ニ可及又豫行演習豫定ノ向ニアリテハ其ノ旨及便乗希望者官氏名一應御同示相煩度

記

- 第一回 十月十三日頃東京發
- 第二回 同月二十三日頃東京發

內務省警保局長

警視總監 宛

各府縣知事 宛 (京都、愛知、静岡、岐阜、神奈川、奈良、滋賀、三重)

大禮御召列車試運轉並警衛豫行演習ニ關スル件

客月十九日附警保局警發甲第一五〇號ヲ以テ申進置候標記ノ件ニ關シ今回鐵道省運輸局長ヨリ別紙  
 ノ通其ノ施行日程並發着時刻等通報有之警保局長モ之ニ便乗沿線警備狀況視察ノ豫定ニ有之候ニ付  
 テハ夫々御計畫相成候様致度重ネテ申進候也

試運轉施行日程

區 間	第一回	第二回
東京名古屋間	十月十三日(土)	十月二十二日(月)
名古屋京都間	同 十四日(日)	同 二十三日(火)
京都畝傍間往復	同 十五日(月)	同 二十四日(水)
京都山田間	同 十六日(火)	同 二十五日(木)
山田京都間	同 十七日(水祭日)	同 二十六日(金)
京都名古屋間	同 十八日(木)	同 二十七日(土)
名古屋東京間	同 十九日(金)	同 二十八日(日)
原宿東淺川間往復	同 三十一日(水)	十一月一日(木)

大禮御召列車試運轉列車時刻(第一回)

東京—名古屋間		
(往)		
A 7.22	東京	2.55
	↑	
	P 1.14	
	12.40	
9.09	山北	3.0
22	沼津	11.04
10.27		
11.05	静岡	10.10
	↓	
P11.59		9.55
12.02		
1.21	濱松	3.5
2.05		8.21
3.54	名古屋	A 6.30
		(復)
名古屋—京都間		
(往)		
A 9.40	名古屋	2.42
	↑	
	P 1.12	
	12.11	
10.28	大垣	1.56
35	米原	
P11.21		
12.20	京都	A10.57
	↓	
1.29		
		(復)

大禮御召列車試運轉日程及發着時刻(第二回)

名古屋—京都間  
(往)  
(十月廿三日) (十月廿七日)

A11.00	名古屋	↑	2.00
11.49	大垣		
11.52			
P12.41	米原		12.25
12.47			P12.19
2.00	京都		A11.00

(復)

東京—名古屋間  
(往)  
(十月廿二日) (十月廿八日)

A 8.00	東京	↑	3.00
9.53	山北		1.43
9.57			1.39
11.03	沼津		12.27
11.09			P12.21
P12.03	静岡		11.24
12.08			11.22
1.31	濱松		10.00
1.37			9.54
3.30	名古屋		A 8.00

(復)

### 第十節 大禮警衛豫行演習

左の通り御警衛豫行演習施行の旨内務省警保局長宛通知せり。

昭和三年十月十九日

愛知縣知事

内務省警保局長宛

警衛豫行演習施行ノ件

本縣ニ於ケル大禮警衛配置計畫成案候ニ就テハ左記日割ヲ以テ實施當日ト同様ノ配置ヲ行ヒ之カ豫行演習施行候條此段及申報候也

左記

施行月日	施行區域	配置人員	豫行時間	備考
十月二十二日	自靜岡縣界至名古屋間鐵道沿線	警察官 八 補助員 五 六一	第二回御召列車試運轉時間	

十月二十三日	自名古屋縣界至岐阜縣界間鐵道沿線	警察官 一 補助員 三 四〇	右同上	
十一月四日	名古屋市内御道筋	警察官 一 補助員 二 四八	午後二時	三間間隔
十一月四日	離宮外廊	警察官 二 補助員 四	午後二時	
十一月五日	名古屋市内御道筋	警察官 一 補助員 二 四八	自正午十二時至午後四時	南簿豫行演習時間内行フ
同	離宮外廊	警察官 二 補助員 四	右同上	
同	御荷物通路	警察官 三 補助員 八	正午十二時	

追テ鐵道沿線豫行演習施行ノ場合之ガ監督ノ爲メ警察部長外五名豊橋米原間試運轉御召列車ニ乗組ノ豫定ニ有之申添候

警衛豫行演習施行に關シ左の通り實施する事とし、夫々各大隊長部長宛通牒せり、同時に十一月四日市内御道筋警衛豫行演習施行に就ては各大隊所屬員を夫々左記本部に招集す可く通牒を發せり。

- 第一大隊本部 西區花車町光明院
- 第二大隊本部 中區新柳町東洋紡績事務所跡
- 第三大隊本部 東區吳服町大成小學校

#### 一、豫行演習日時

- (1) 市内各大隊 十一月四日午後二時(當日召集八午前八時)及十一月五日正午ヨリ午後四時マデ(當日召集八午前八時)